

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄								備考
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者		ガッコウホウシン イヨウソウセイダイガク 学校法人医療創生大学								
フリガナ大学の名称		イヨウソウセイダイガク 医療創生大学								
大学本部の位置		福島県いわき市中央台飯野5丁目5番地1								
大学の目的		教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。								
新設学部等の目的		（定員を変更する目的） 今後の18歳人口の減少、及び薬学分野の志望度合の低迷等の社会的動向を踏まえ、経営的な側面からも収支の均衡を図ることが困難であると判断し、薬学部薬学科の学生募集を停止し、収容定員を変更する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	薬学部 薬学科	年	人	年次人	人	学士 (薬学)	薬学関係	年 月 第 年次	福島県いわき市 中央台飯野 5丁目5番地1	
	総合医療学部 理学療法学科	6	0 (40)	—	0 (240)			令和9年4月 第1年次		
	看護学科	4	55	—	220	学士 (理学療法学)	保健衛生学関係 (リハビリテーション関係)	令和8年4月 第1年次	福島県いわき市 中央台飯野 5丁目5番地1	
	心理学科	4	55	—	220	学士 (看護学)	保健衛生学関係 (看護学関係)	令和8年4月 第1年次	同上	
	作業療法学科	4	40	—	160	学士 (心理学)	文学関係	令和8年4月 第1年次	同上	
	国際看護学部 看護学科	4	20	—	80	学士 (作業療法学)	保健衛生学関係 (リハビリテーション関係)	令和8年4月 第1年次	同上	
	計	4	80	—	320	学士 (看護学)	保健衛生学関係 (看護学関係)	令和3年4月 1年次	千葉県柏市小青田 1丁目3番4	
			250 (290)	— —	1,000 (1,240)					

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等） ○設置者変更 医療創生大学（川村学園女子大学より学部の新設置者変更） 文学部 史学科（令和8年3月認可申請） 心理学科（令和8年3月認可申請） 日本文化学科（令和8年3月認可申請） 国際英語学科（令和8年3月認可申請） 生活創造学部 生活文化学科（令和8年3月認可申請） 観光文化学科（令和8年3月認可申請） 医療創生大学大学院（川村学園女子大学大学院より研究科の新設置者変更） 人文科学研究科 心理学専攻（修士課程）（令和8年3月認可申請） 比較文化専攻（博士前期課程）（令和8年3月認可申請） 比較文化専攻（博士後期課程）（令和8年3月認可申請） ○収容定員に係る学則変更 医療創生大学 文学部 史学科（定員増）（50）（令和8年3月認可申請） 心理学科（定員増）（40）（令和8年3月認可申請） 日本文化学科（定員増）（50）（令和8年3月認可申請） 医療創生大学大学院 人文科学研究科 心理学専攻（定員増）（10）（令和8年4月届出予定）	
---	--

総合医療学部 看護学科		6 (7)	3 (3)	3 (3)	6 (6)	18 (19)			大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 9人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (7)	3 (3)	3 (3)	6 (6)	18 (19)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	6 (7)	3 (3)	3 (3)	6 (6)	18 (19)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	6 (7)	3 (3)	3 (3)	6 (6)	18 (19)				
総合医療学部 心理学科		5 (5)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	9 (9)			大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 5人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	9 (9)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	5 (5)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	9 (9)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	5 (5)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	9 (9)				
総合医療学部 作業療法学科		3 (3)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	8 (8)			大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 6人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	8 (8)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	3 (3)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	8 (8)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	3 (3)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	8 (8)				
国際看護学部 看護学科		8 (8)	6 (6)	5 (5)	6 (6)	25 (25)			大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 9人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	6 (6)	5 (5)	6 (6)	25 (25)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計（a～b）	8 (8)	6 (6)	5 (5)	6 (6)	25 (25)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計（a～d）	8 (8)	6 (6)	5 (5)	6 (6)	25 (25)				
計		26 (42)	16 (19)	13 (17)	19 (20)	74 (98)	2 (2)	154 (187)	

既	該当なし		-	-	-	-	-	-	-	
			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	-	-	-	-	-				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	-	-	-	-	-				
	小計（a～b）	-	-	-	-	-				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	-	-	-	-	-				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	-	-	-	-	-				
	計（a～d）	-	-	-	-	-				
	分	計	(-)	(-)	(-)	(-)				(-)
合 計		26 (42)	16 (19)	13 (17)	19 (20)	74 (98)	2 (2)	154 (187)		
職 種		専 属			そ の 他		計		大学全体	
事 務 職 員	23 (23)	人			6 (6)	人		29 (29)		
技 術 職 員	1 (1)				0 (0)			1 (1)		
図 書 館 職 員	1 (1)				3 (3)			4 (4)		
そ の 他 の 職 員	0 (0)				0 (0)			0 (0)		
指 導 補 助 者	0 (0)				0 (0)			0 (0)		
計		25 (25)				9 (9)	34 (34)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計			大学全体 【柏キャンパス】 借用面積： 8,535.71㎡ 借用期間：29年 医療創生大学歯科 衛生専門学校と共用 （収容定員240人） （地方公共団体等 が規定する面積基 準なし）
	校 舎 敷 地	151,587.44㎡	44.88㎡		924.31㎡		152,556.63㎡			
	そ の 他	310,592.17㎡	5,309.91㎡		0㎡		315,902.08㎡			
	合 計	462,179.61㎡	5,354.79㎡		924.31㎡		468,458.71㎡			
校 舎		専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		大学全体 借用面積： 1,278.85㎡ 借用期間：29年	
		53,500.33㎡ (53,500.33㎡)	0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		53,500.33㎡ (53,500.33㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	72 室		教 員 研 究 室		165 室		大学全体	
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種		機械・器具 点	標本 点	大学全体
	大学全体	285,286 [60,187] (285,286 [60,187])	364 [0] (364 [0])	1,451 [500] (1,451 [500])		0 [0] (0 [0])		15,009 (15,009)	123 (123)	
	計	285,286 [60,187] (284,922 [60,187])	364 [0] (364 [0])	1,451 [500] (1,451 [500])		0 [0] (0 [0])		15,009 (15,009)	123 (123)	
スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂		厚生補導施設			大学全体	
		5,090.13 ㎡		4,111.00 ㎡		4,663.00㎡				

大学全体
【柏キャンパス】
借用面積：
8,535.71㎡
借用期間：29年
医療創生大学歯科
衛生専門学校と共
用
(収容定員240人)
(地方公共団体等
が規定する面積基
準なし)

大学全体
借用面積：
1,278.85㎡
借用期間：29年

大学全体

大学全体
(123)
(123)

大学全体

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体
		教員1人当り研究費等		100千円	100千円	100千円	100千円	100千円	100千円	
		共同研究費等		2,100千円	2,100千円	2,100千円	2,100千円	2,100千円	2,100千円	
		図書購入費	16,605千円	16,525千円	16,525千円	16,525千円	16,525千円	16,525千円		
		設備購入費	80,825千円	80,825千円	80,825千円	30,825千円	30,825千円	30,825千円		
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	薬学部 看護学部 健康医療科学部 心理学部 総合医療学部 理学療法学科 総合医療学部 看護学科 総合医療学部 心理学科 総合医療学部 作業療法学科 国際看護学部		
		1,960 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円			
		－ 千円	－ 千円	1,660 千円	1,660 千円	－ 千円	－ 千円			
		－ 千円	－ 千円	1,860 千円	1,860 千円	－ 千円	－ 千円			
		－ 千円	－ 千円	1,100 千円	1,100 千円	－ 千円	－ 千円			
		1,560 千円	1,740 千円	1,740 千円	1,740 千円	－ 千円	－ 千円			
		1,560 千円	1,540 千円	1,540 千円	1,540 千円	－ 千円	－ 千円			
		1,200 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円	－ 千円	－ 千円			
		1,560 千円	1,740 千円	1,740 千円	1,740 千円	－ 千円	－ 千円			
		1,800 千円	1,500 千円	1,500 千円	1,500 千円	－ 千円	－ 千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入、私立大学等経常費補助金 等						

既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称	医療創生大学									
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地		
	(学部)	年	人	年次人	人		倍				
	薬学部						0.61				
	薬学科	6	40	－	400	学士(薬学)	0.61	平成19年度	福島県いわき市 中央台飯野 5丁目5番地1		
	看護学部						0.57				
	看護学科	4	55	－	295	学士(看護学)	0.57	平成29年度	福島県いわき市 中央台飯野 5丁目5番地1		
	健康医療科学部						0.72				
	作業療法学科	4	20	－	140	学士(作業療法学)	0.55	平成31年度	福島県いわき市 中央台飯野 5丁目5番地1		
	理学療法学科	4	55	－	235	学士(理学療法学)	0.82	平成31年度			
	心理学部						0.71				
	臨床心理学科	4	40	－	220	学士(心理学)	0.71	令和2年度	福島県いわき市 中央台飯野 5丁目5番地1		
	国際看護学部						0.88				
	看護学科	4	80	－	320	学士(看護学)	0.88	令和3年度	千葉県柏市小青田 1丁目3番4号		
	総合医療学部										
	理学療法学科	4	55	－	55	学士(理学療法学)	－	令和8年度	福島県いわき市 中央台飯野 5丁目5番地1		
看護学科	4	55	－	55	学士(看護学)	－	令和8年度	同上			
心理学科	4	40	－	40	学士(心理学)	－	令和8年度	同上			
作業療法学科	4	20	－	20	学士(作業療法学)	－	令和8年度	同上			

	(大学院) 生命理工学研究科 (修士課程) 生命理工学専攻	2	5	—	10	修士 (生命理工学)	0.30	令和2年度	福島県いわき市 中央台飯野 5丁目5番地1	
	(博士後期課程) 生命理工学専攻	3	2	—	6	博士 (生命理工学)	1.16	令和2年度	福島県いわき市 中央台飯野 5丁目5番地1	
	人文学研究科 (修士課程) 臨床心理学専攻	2	10	—	20	修士 (臨床心理学)	0.55	平成17年度	福島県いわき市 中央台飯野 5丁目5番地1	
附属施設の概要		名称及び規模等：薬用植物園 (敷地面積1,535.60㎡) 薬用植物園温室 (床面積234.96㎡) 薬用植物園倉庫 (床面積 72.00㎡) 目 的：薬学部薬学科の教育研究 所 在 地：福島県いわき市中央台飯野5丁目5番1号 設置年月：平成19年4月								

補足資料(組織の移行表)

令和8年度

●医療創生大学

学部等	学科等	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
薬学部	薬学科	40	-	240	
総合医療学部	理学療法学科	55	-	220	
	看護学科	55	-	220	
	心理学科	40	-	160	
	作業療法学科	20	-	80	
国際看護学部	看護学科	80	-	320	
合計		290	-	1,240	

●医療創生大学大学院

・修士課程

生命理工学研究科	生命理工学専攻	5	-	10	
人文学研究科	臨床心理学専攻	10	-	20	

・博士後期課程

生命理工学研究科	生命理工学専攻	2	-	6	
合計		17	-	36	

●千葉・柏リハビリテーション学院

理学療法学科	80	-	240	
作業療法学科	40	-	120	
合計	120	-	360	

●英会仙台看護専門学校

看護学科	120	-	360	
合計	120	-	360	

●医療創生大学歯科衛生専門学校

歯科衛生第Ⅰ学科	50	-	150	
歯科衛生第Ⅱ学科	30	-	90	
合計	80	-	240	

令和9年度

●医療創生大学

学部等	学科等	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
薬学部	薬学科	0	-	0	令和9年4月学生募集停止
総合医療学部	理学療法学科	55	-	220	
	看護学科	55	-	220	
	心理学科	40	-	160	
	作業療法学科	20	-	80	
国際看護学部	看護学科	80	-	320	
合計		250	-	1,000	

●医療創生大学大学院

・修士課程

生命理工学研究科	生命理工学専攻	5	-	10	
人文学研究科	臨床心理学専攻	10	-	20	

・博士後期課程

生命理工学研究科	生命理工学専攻	2	-	6	
合計		17	-	36	

●千葉・柏リハビリテーション学院

理学療法学科	80	-	240	
作業療法学科	40	-	120	
合計	120	-	360	

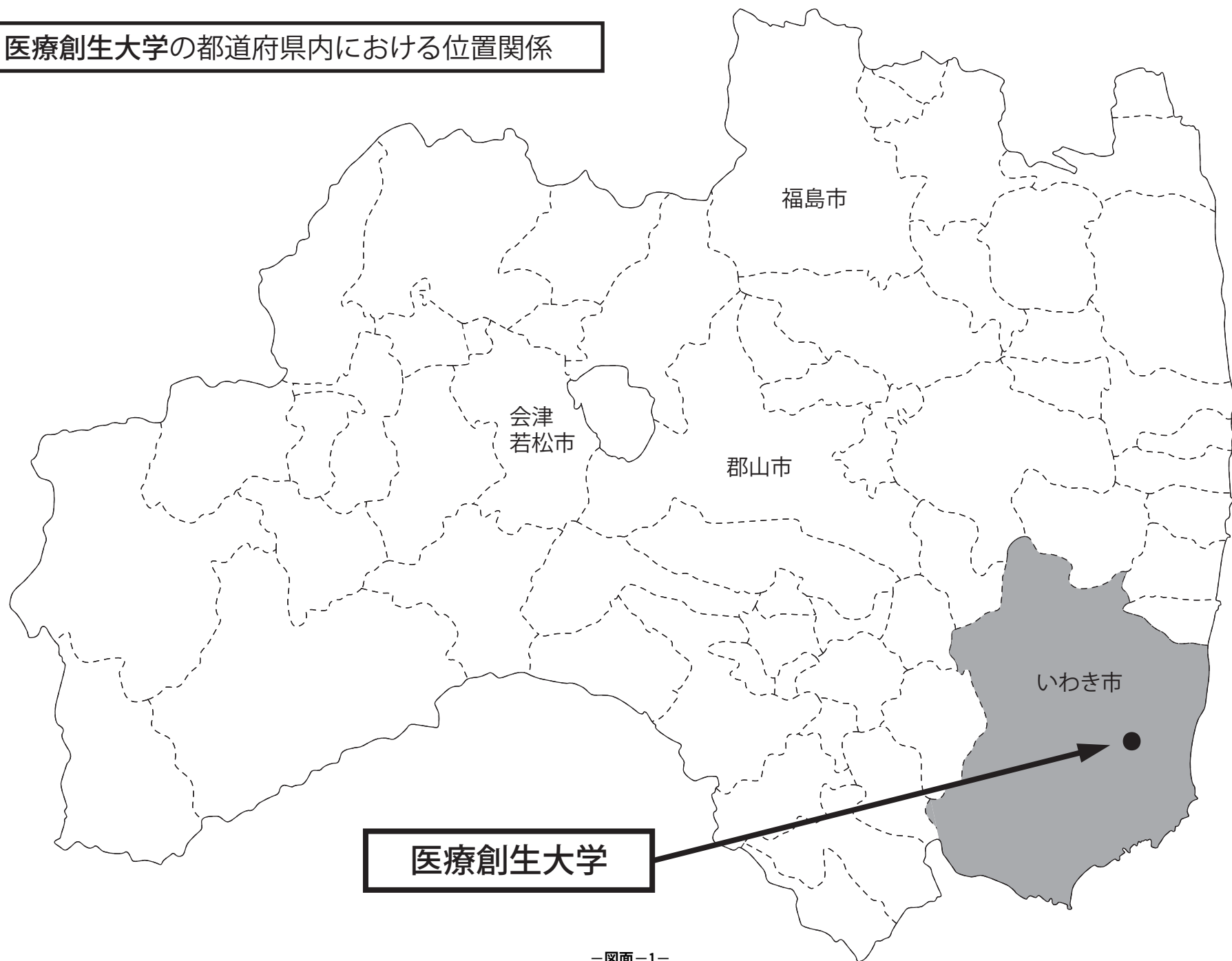
●英会仙台看護専門学校

看護学科	120	-	360	
合計	120	-	360	

●医療創生大学歯科衛生専門学校

歯科衛生第Ⅰ学科	50	-	150	
歯科衛生第Ⅱ学科	30	-	90	
合計	80	-	240	

医療創生大学の都道府県内における位置関係



最寄駅からの距離や交通機関がわかる図面



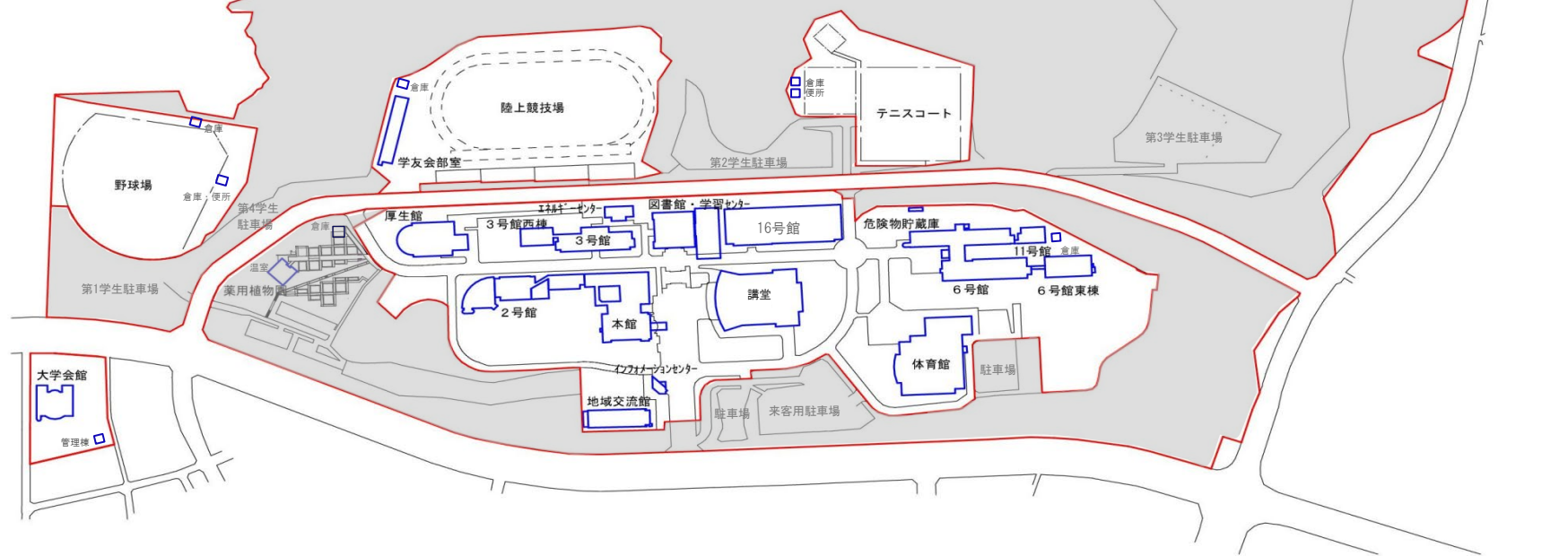
医療創生大学 建物の配置図

JR常磐線

いわき駅

バス利用20分

土地面積			単位：㎡	
	区分	敷地	面積	
校地	校舎敷地等	校舎	76,810.00	
		体育館	5,860.00	
		講堂	4,130.00	
		課外活動施設	学生会部室	1,800.00
		大学会館	5,305.00	
		体育館以外のスポーツ施設	テニスコート	12,900.00
		野球場	16,300.00	
	校舎敷地等敷地面積		123,105.00	
	運動場敷地	陸上競技場	23,800.00	
		運動場敷地面積		23,800.00
大学設置基準上の校地面積		146,905.00		
その他	その他	薬用植物園	温室	253.12
			倉庫・控室	72.06
			薬草園	1,210.42
		その他敷地	307,913.26	
	その他敷地面積		309,448.86	
大学敷地（校地等）			456,353.86	



医療創生大学

456,353.86㎡（全部所有）

所在地：福島県いわき市中央台飯野五丁目5番地1

校舎配置図

医療創生大学

医療創生大学学則（案）

昭和 62 年 4 月 1 日制定

第 1 章 目的

第 1 条 医療創生大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。

2 本学は、前項に掲げる目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第 2 章 学部、学科及び附属教育研究機関

第 2 条 本学に次の学部を置く。

- (1) 総合医療学部
- (2) 国際看護学部

2 本学に大学院を置く。

- (1) 大学院の学則は別に定める。

第 3 条 本学の学部学科は次のとおりとする。

- (1) 総合医療学部
 - 理学療法学科
 - 看護学科
 - 心理学科
 - 作業療法学科

- (2) 国際看護学部
 - 看護学科

第 3 条の 2 学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第 1 に定める。

第 4 条 本学に図書館を置く。

2 前項のほか、本学に次の各号の附属教育研究機関を置く。

- (1) 心理相談センター
- (2) 看護キャリア教育研究センター

3 図書館等附属教育研究機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。

第 3 章 修業年限及び収容定員

第 5 条 総合医療学部の修業年限は 4 年とする。なお、在籍期間は 5 年を超えることができない。

- 2 国際看護学部は修業年限は4年とする。なお、在籍期間は5年を超えることができない。
- 3 特別な事情がある場合は、学長の許可を得て、在籍期間を延長することができる。

第6条 収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
総合医療学部	理学療法学科	55 人	220 人
	看護学科	55 人	220 人
	心理学科	40 人	160 人
	作業療法学科	20 人	80 人
国際看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		250 人	1,000 人

第4章 教職員組織

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 前項のほか、副学長、学部長、技術職員、及び客員教員、その他必要な教職員を置くことができる。
- 3 前第1項、第2項のほか、本学に学科長、図書館長、附属教育研究機関長、及び事務局長を置くことができる。
- 4 前項のほか、学部長補佐、副附属教育研究機関長等を置くことができる。

第5章 大学評議会

第8条 本学に大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は学長の諮問に応じて、第9条に掲げる事項を審議する。
- 3 大学評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長代行
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 大学院研究科長
- (6) 教務部長
- (7) 学生・国際部長
- (8) 研究・大学院部長
- (9) 学部所属教授各2名

- 4 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。
- 5 大学評議会の運営については別に定める。

第9条 大学評議會は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育、研究に関する全学的重要事項
- (2) 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項
- (3) 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
- (4) 全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

第6章 教授会等

第10条 本学各学部は、学部教授会を置く。

- 2 学部教授会は、学部長、学科長、学部長の指名した者をもって組織する。
- 3 学部長は、学部教授会を招集し、その議長となる。
- 4 学部教授会は、必要があると認めたとき各種の委員会を置くことができる。
- 5 学部教授会の運営について必要な事項は、別に定める。

第10条の2 本学各学科に学科教授会を置く。

- 2 学科教授会は、当該学科に所属し、教育課程の編成その他の学科の運営に責任を担う者であつて、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当する、または一年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する教授、准教授、講師、助教をもって組織する。
- 3 学科長は、学科教授会を招集し、その議長となる。
- 4 学科教授会は、必要があると認めたとき各種の委員会を置くことができる。
- 5 学科教授会の運営について必要な事項は、別に定める。

第11条 学部教授会、及び学科教授会は、当該学部、及び学科に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項
- 2 学部教授会、及び学科教授会は、前項に定めるもののほか、当該学部、及び学科の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。
- 3 第1項第3号及び前項に定める事項については、学部教授会運営細則、及び学科教授会運営細則に定める。

第12条 学科教授会が必要と認めたとき、学科教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。

- 2 前項の場合、代表委員会の議決をもって、学科教授会の議決とすることができる。
- 3 代表委員会の審議事項は、学科教授会が定める。
- 4 代表委員会の組織、運営については別に定める。

第13条 本学に、大学全体の運営に関する事項を連絡調整するため学部長会を置く。

- 2 学部長会は、学長、学長代行、副学長、学部長、大学院研究科長、教務部長、学生・国際部長、研究・大学院部長及び事務局長をもって組織する。

3 前項のほか、学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができる。

4 学部長会の運営について必要な事項は別に定める。

第13条の2 学長が必要と認めたとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

第7章 学年、学期及び休業日

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第15条 学年を分けて次の二学期とする。

前学期 4月1日から 9月21日まで

後学期 9月22日から 翌年3月31日まで

2 学長は必要により、学期の開始及び終了について、変更することができる。

第16条 休業日は次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春期休業日 3月23日から3月31日まで
- (4) 夏期休業日 8月1日から9月21日まで
- (5) 冬期休業日 12月24日から 翌年1月7日まで

2 学長は必要により休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、又は休業日に授業をさせることができる。

第8章 授業科目、単位及び単位の授与

第17条 総合医療学部授業科目は初年次教育科目、一般教養科目（語学科目群、教養科目群、グローバル展開科目群、連携科目群）、専門教育科目に区分される。

2 国際看護学部授業科目は全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）、専門教育科目に区分される。

3 前第1項、及び第2項の授業科目及び単位数は別表第2、第3、第4、第5、第6のとおりとする。

第18条 前条の授業科目の履修形態は必修科目、選択科目、自由選択科目及び自由科目とする。

第19条 授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 2 卒業研究の単位は、総合医療学部理学療法学科は4単位、看護学科は2単位、心理学科は8単位、作業療法学科は4単位とする。

第20条 卒業研究については、あらかじめ指導教員の指導により題目を決定し、最終学年次の学科指定日まで提出しなければならない。

第21条 履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出しなければならない。ただし、自由科目、他学科専門教育科目の履修については届出に際し、許可を得なければならない。

第21条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第22条 単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

第23条 試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。

2 試験について必要な事項は別に定める。

第24条 いずれの授業科目でも授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は考慮されることがある。

第25条 病気その他やむを得ない事情で試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項により追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。

3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は別表第9に定めるとおりとする。

第25条の2 教育上、特に必要と認めた場合には、再試験を受けることができる。

2 再試験について、必要な事項は別表第10に定める。

第26条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格判定科目については、P又はHで表し、Pを合格、Hを不合格とする。

3 第1項の成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、Cは69点から60点とし、Fは次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 59点以下の場合

(2) 第24条に定める授業時数の3分の1以上欠席した者

4 第2項に定める成績の評価は、学習態度、学習意欲及び提出課題の報告書の提出等の成績を総合的に判断して行う。

5 前各項の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表す。

6 成績の評価について必要な事項は、別に定める。

第26条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 前項で定める基準については、別に公表する。

第27条 進級するためには、別表第8に定める進級基準を満たさなければならない。

第28条 学長が教育上有益と認めたときは、他の学部が開設する授業科目を履修することができる。

2 前項により修得した単位は、教授会の定めにより、当該単位を卒業に必要な単位として認めることができる。

第29条 学長が教育上有益と認めたときは、国内及び諸外国の他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項により学修した授業科目について修得した単位は、学科教授会の議を経て認定することができる。ただし、60単位を超えて認定することはできない。

3 国内及び諸外国の他大学等における授業科目の履修について必要な事項は別に定める。

第9章 履修方法

第30条 総合医療学部の初年次教育科目、一般教養科目（語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。

2 初年次教育科目については、別表第2に開設する授業科目のうち、学科ごとに定められた科目を修得しなければならない。

(1) 理学療法学科にあつては2単位

(2) 看護学科にあつては2単位

(3) 心理学科にあつては4単位

(4) 作業療法学科にあつては2単位

3 一般教養科目のうち語学科目群については、別表第3(1)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

(1) 理学療法学科、心理学科、作業療法学科にあつては4単位

(2) 看護学科にあつては6単位

4 一般教養科目のうち教養科目群については別表第3(2)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

(1) 理学療法学科、看護学科、作業療法学科にあつては4単位

(2) 心理学科にあつては8単位

5 一般教養科目については、別表第3に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

(1) 理学療法学科にあつては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から4単位以上

- (2) 看護学科にあつては、教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から 6 単位以上
- (3) 心理学科にあつては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から 10 単位以上
- (4) 作業療法学科にあつては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から 4 単位以上

第 30 条の 2 国際看護学部 of 全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第 5 条に定める在学年数内で履修する。

2 初年次教育科目については、別表第 4（1）に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 国際看護学部にあつては 2 単位

3 リテラシー教育科目については、別表第 4（2）に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 国際看護学部にあつては 2 単位

4 外国語教育科目については別表第 4（3）に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 国際看護学部にあつては 6 単位及び中国語、韓国語のいずれかの言語科目から 2 単位

5 一般教養科目については、別表第 4（4）に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 国際看護学部にあつては、人文科学・社会科学の選択科目からそれぞれ 2 単位以上、自然科学の必修科目から 1 単位、選択科目から 2 単位以上計 7 単位以上

6 健康・スポーツ教育科目については、別表第 4（5）に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 国際看護学部にあつては 4 単位

第 31 条 専門教育科目については、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項に示す単位数を修得しなければならない。

2 総合医療学部理学療法学科にあつては、別表第 5 総合医療学部理学療法学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 110 単位以上を修得しなければならない。

3 総合医療学部看護学科にあつては、別表第 5 総合医療学部看護学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 106 単位以上を修得しなければならない。

4 総合医療学部心理学科にあつては、別表第 5 総合医療学部心理学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 98 単位以上を修得しなければならない。

5 総合医療学部作業療法学科にあつては、別表第 5 総合医療学部作業療法学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 110 単位以上を修得しなければならない。

- 6 国際看護学部看護学科にあつては、別表第 6 国際看護学部看護学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 101 単位以上を修得しなければならない。

第 3 2 条 1 年間に履修できる授業科目の単位数は、45 単位を超えることができない。

- 2 学長が特に必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

第 1 0 章 卒業の要件及び学位の授与

第 3 3 条 本学を卒業するには、4 年以上在学し、第 30 条から第 32 条の規定に従い、124 単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。

総合医療学部	理学療法学科	学士（理学療法学）
	看護学科	学士（看護学）
	心理学科	学士（心理学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
国際看護学部	看護学科	学士（看護学）

第 1 1 章 入学、編入学、転科、休学、退学及び除籍

第 3 4 条 本学の入学の時期は、学期の始めとする。

第 3 5 条 本学に入学することのできる者は次の各号の 1 に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (9) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第 3 6 条 入学は選考の上これを許可する。

2 本学へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学検定料を納めなければならない。

3 入学検定料は、別に定める。

4 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

第37条 入学の許可を得た者は、保証人を定めた上、所定の書類及び学費を納めなければならない。

第38条 保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とする。

第39条 他大学等から本学に編入学を希望する者があるときは、学科に欠員ある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。ただし、その時期は学期の始めを原則とする。

2 編入学を許可された者の本学入学の諸手続は第37条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

3 修得単位の認定に関する細則は、別に定める。

4 編入学の選考について必要な事項は、別に定める。

第40条 本学に編入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 学士の学位もしくは学士号を有する者
- (2) 短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法第58条の2に該当する者
- (4) 学校教育法第132条に該当する者
- (5) 大学、短期大学に1年以上在学した者

第41条 編入学した者の本学において在学すべき年数は、前条第1項各号に掲げる大学等における修業年数に相当する年数以下の期間を控除した期間とすることができる。

2 その他、編入学について必要な事項は、別に定める。

第42条 本学が教育上有益と認めたとき、入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

2 前項により認定された単位数と第29条第2項により認定された単位数の合計は、60単位を超えてはならない。ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

3 単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第43条 本学在學生で、他学科への転科を志願する者がある時は、関係教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2 転科に関し、必要な事項は別に定める。

第44条 病気その他やむを得ない事由で3ヶ月以上修学できない者は休学することができる。その場合、医師の診断書、又は理由書を添え休学願を保証人連署の上、提出し許可を得なければならない。

- 2 休学期間は通算して1年までとする。なお、特別な事情がある場合は、学長の許可を得て、休学期間を延長することができる。
- 3 休学期間は在籍期間に算入する。
- 4 休学した者は、休学の事由が消滅したとき、又は休学の期間が満了したときは、復学願を保証人連署の上、提出し許可を得て学期のはじめに復学することができる。

第45条 前条第1項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、別表第7に定める在籍料を納めなければならない。

第46条 病気その他の事由により退学する場合は、その理由を添えて保証人と連署の上、願い出て許可を得なければならない。

第47条 病気のため1週間以上に及び授業を欠席する場合は、医師の診断書を添えて所定の用紙により届け出なければならない。

第48条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 学費を滞納し催告しても納入しない者
- (3) 死亡の届け出があった者

2 前項2号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を納めて当該年度末までに復籍願を提出し、許可を得なければならない。

第49条 本学を退学した者又は除籍となった者で、退学又は除籍後2年以内に同一学部にも再入学を希望する者は、選考の上、再入学することができる。ただし、第48条第1項第1号により除籍となった者及び第55条により退学した者は、再入学することができない。

2 再入学について必要な事項は、別に定める。

第12章 学費

第50条 学費は、入学金、授業料、施設設備費とし、別表第7のとおりとする。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。なお、学長の許可を得て分けて納めることもできる。

3 授業料、施設設備費、及び諸会費は所定の期日までに納めなければならない。なお、分けて納めることができる。

4 聴講生は、別表第7による登録料及び聴講料を納めなければならない。

5 研究生は別表第7による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

6 科目等履修生は別表第7による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

7 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

第51条 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

第52条 成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、学費を貸与することができる。

第13章 賞罰

第53条 品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行のある者は表彰することができる。

第54条 本学学生にして本分に反した行為があった場合はその軽重に従い譴責、停学又は退学処分に付される。

2 本分に反する行為及びその取扱いについては、別に定める。

第55条 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業成績劣等で、成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第14章 委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生

第56条 大学における授業科目の1又は複数を履修しようとする者は選考の上、委託生、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 委託生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第57条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

第58条 外国人学生に関する必要な事項は別に定める。

第58条の2 留学生の別科に関する必要な事項は別に定める。

第15章 研究生、国家試験対策生及び聴講生

第59条 本学において学位取得を目的とせず、特定主題について研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

第59条の2 本学を卒業した者のうち、国家試験を受験することを目的として学修する意欲がある者があるときは、国家試験対策生として入学を許可することができる。

2 国家試験対策生に関する必要な事項は、別に定める。

第60条 本学において聴講を志願する者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない場合に限り、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

第61条 聴講生は聴講した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。

第16章 公開講座

第62条 本学に公開講座を開設することができる。

第63条 公開講座に関する規定は、別に定める。

第17章 自己点検・評価等

第64条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価の結果について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

3 自己点検・評価の実施について必要な事項は、別に定める。

第65条 本学は、本学教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上・能力開発に関する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究の実施について必要な事項は、別に定める。

第66条 本学は、教育研究活動等の状況並びに教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等（以下「教育情報」という。）を公表する。

2 教育情報の公表について必要な事項は、別に定める。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成2年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。

2 第5条の規定にかかわらず、入学定員は、平成3年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
理工学部	基礎理学科	60人
	物性学科	60人
	電子工学科	120人

	機械工学科	120 人
人文学部	日本文学科	90 人
	英米文学科	90 人
	社会学科	90 人
合計		630 人

- 3 第 25 条第 1 項の人文学部社会学科の高等学校教諭 1 種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科に関して、及び別表第 6（教職課程授業科目及び単位数）については、平成 2 年度人文学部社会学科入学生に対しても適用するものとする。

附 則

本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 年度以前の入学生については、別表第 2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第 11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成 3 年度卒業生に対しても適用する。

附 則

本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 7 年度以前の入学生については、別表第 2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第 11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 8 年度以前の入学生については、第 8 章（授業科目及び単位）、第 9 章（履修方法）及び別表第 11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 9 年度以前の入学生については別表第 11（学費）に限り従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、入学定員は平成 12 年度より平成 16 年度までの間は次のとおりとする。

年度		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
学部学科						
理工学部	基礎理学科	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
	物性学科	50 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	電子工学科	119 人	118 人	112 人	106 人	100 人
	機械工学科	119 人	118 人	112 人	106 人	100 人

人文学部	日本文学科	87 人	82 人	79 人	76 人	73 人
	英米文学科	84 人	80 人	78 人	75 人	72 人
	社会学科	90 人	90 人	86 人	83 人	80 人
合計		609 人	588 人	567 人	546 人	525 人

附 則

- 1 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条は、平成 13 年度入学生より適用する。

- 2 [基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科の存続に関する経過処置]

基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 12 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 第 6 条及び平成 12 年附則第 2 項の規定にかかわらず、入学定員は平成 13 年度より平成 15 年度までの間は次のとおりとする。

年度		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
学部学科				
理 工	環境理学科	105 人	98 人	94 人
学 部	電子情報学科	98 人	92 人	86 人
	機械工学科	97 人	91 人	85 人
人 文	言語文化学科	126 人	125 人	123 人
学 部	現代社会学科	87 人	86 人	83 人
	心理学科	75 人	75 人	75 人
合計		588 人	567 人	546 人

附 則

本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の復学の時期については平成 15 年度以前の入学生についても適用する。また、別表第 11 学費の入学検定料は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前の入学生については従前の例による。

- 2 [環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過措置]

環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、科学技術学部生命環境学科の選択科目「自然体験プログラム」追加は、平成 17 年度以降入学者にも適用する。

附 則

本学則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学生については従前の例による。

- 2 [生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過措置]

生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第 3 条の規程にかかわらず平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学生については、第 32 条に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項第 3 号、第 24 条第 1 項第 3 号及び別表 5 については、平成 25 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学生については従前の例による。

2 [科学技術学部科学技術学科の存続に関する経過措置]

科学技術学部科学技術学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 [人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科の存続に関する経過措置]

人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 第 6 条の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 26 年度までの入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
科学技術学部	科学技術学科	130 人	520 人
人文学部	表現文化学科	90 人	360 人
	現代社会学科	95 人	380 人
	心理学科	90 人	360 人
薬学部	薬学科	90 人	540 人
計		495 人	2,160 人

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前の入学生については従前の例による。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学生については従前の例による。

2 [教養学部 地域教養学科の存続に関する経過措置]

教養学部地域教養学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 31 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする、

3 第 6 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
教養学部	地域教養学科	120 人	480 人
薬学部	薬学科	90 人	540 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		290 人	1,340 人

- 4 大学の名称変更については、平成 31 年 4 月 1 日以降に在籍するすべての学生に適用する。
- 5 別表第 7 進級基準については、平成 30 年度以前の入学生にも適用し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 留学生別科については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度以前の入学生については従前の例による。

- 2 第 6 条の規定にかかわらず、平成 31 年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90 人	540 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人
健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人
	理学療法学科	60 人	240 人
計		270 人	1,260 人

附 則

本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度以前の入学生については従前の例による。

- 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 2 年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90 人	540 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人
健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人
	理学療法学科	60 人	240 人
心理学部	臨床心理学科	60 人	240 人
計		330 人	1,500 人

附 則

本学則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前の薬学部、看護学部、及び国際看護学部の入学生の教育課程については、従前の例による。

2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 3 年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90 人	540 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人
健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人
	理学療法学科	60 人	240 人
心理学部	臨床心理学科	60 人	240 人
国際看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		410 人	1,820 人

3 心理学部の学費の変更については、令和 4 年 4 月 1 日以降に在籍する心理学部の学生に適用する。

附 則

1 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年度以前の健康医療科学部の入学生の教育課程については、従前の例による。

附 則

1 本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年度以前の薬学部、看護学部、心理学部の入学生の教育課程については、従前の例による。

附 則

1 本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前の入学生については従前の例による。

2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 6 年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	60 人	360 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人
健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人
	理学療法学科	60 人	240 人
心理学部	臨床心理学科	60 人	240 人
国際看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		380 人	1,640 人

附 則

1 本学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年度以前の入学生については従前の例による。

2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 7 年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	40 人	240 人
看護学部	看護学科	55 人	220 人
健康医療科学部	作業療法学科	20 人	80 人
	理学療法学科	55 人	220 人
心理学部	臨床心理学科	40 人	160 人
国際看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		290 人	1,240 人

附 則

本学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1～10

別表第1 学部学科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的

(1) 総合医療学部

学部	総合医療学部では、本学の教育理念・目的である「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」に基づき、保健・医療系人材の養成という地域のニーズを踏まえ、生命の尊厳を守り、科学的根拠に基づいた知識・技術を用い、あらゆる年代における人々の健康の保持増進と生活の質の改善に貢献できる人材を養成すべく、幅広い教養と専門的な知識と技能、ヒューマニズムに基づく倫理観を持ち、多職種との連携や変化に対応できる人材を養成する。 総合医療学部の学位授与の方針 1. 幅広い教養と専門分野についての十分な知識・技能を身につけ、それらを活用して保健医療等に関する基本的な問題を解決することができる。 2. 広い視野、ヒューマニズム、倫理観と知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力を身につけ、困難な課題や予測不能な事態にも適切に対処することができる。 3. 主体性を持ち、生涯にわたって学び続けながら社会に貢献する人材としてふさわしい態度を示すことができる。 4. 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働することができる。
学科	理学療法学科は、地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏づけされた専門的知識・技術を備えた専門職者（Evidence-Based Practitioner）を育成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。 理学療法学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 理学療法学科の学位授与の方針 1. 幅広い教養と理学療法における専門的な知識・技能を身につけている。（総合医療学部 DP1 に対応） 2. 広い視野をもち、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） 3. 健康・医療に関わる課題を解決するために、理学療法の専門的な過程を用いて根拠に基づき、優れた理学療法技術を駆使して日常生活活動に関わる基本動作や身体能力の維持・改善に対する支援をするために必要な科学的思考力、判断力、表現力を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） 4. 健康・医療に関わる理学療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度を身につけている。（総合医療学部 DP3 に対応） 5. 円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働することができる。（総合医療学部 DP4 に対応）

	看護学科は、幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査し、課題解決に向けた具体的な計画を立案して着実に実施できる保健師を育成する。 看護学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 看護学科の学位授与の方針 1. 幅広い教養と EBN (Evidence Based Nursing : 根拠に基づいた看護) に基づいた看護の実践に必要な基礎的・基本的な知識を身につけている。(総合医療学部 DP 1 に対応) 2. 多様な実践現場において看護を提供できる基礎的・基本的な技能を身につけている。(総合医療学部 DP 1 に対応) 3. 広い視野とヒューマニズムを持ち、看護の担い手としてふさわしい倫理観を身につけている。(総合医療学部 DP2 に対応) 4. 異なる文化や多様な考えを尊重し、看護の担い手としてふさわしい健康課題の解決に向けて取り組むための思考力・判断力・表現力が身につけている。(総合医療学部 DP2 に対応) 5. 看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたり主体的・継続的に学修に取り組む態度が身につけている。(総合医療学部 DP3 に対応) 6. 円滑なコミュニケーションを図り、多職種と連携・協働していく態度が身につけている。(総合医療学部 DP4 に対応) 7. 地域社会にある様々な課題に関心を寄せ、積極的に地域貢献する態度が身につけている。(総合医療学部 DP3 に対応)
	心理学科は、多様な心理学および関連領域を学び、現代社会における多彩なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな課題に心理学の観点からアプローチできる人材を養成する。 心理学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 心理学科の学位授与の方針 1. 社会人として、幅広い教養と自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。(総合医療学部 DP1 に対応) 2. 社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。(総合医療学部 DP1 に対応) 3. 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。(総合医療学部 DP2 に対応) 4. 変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける態度を修得している。(総合医療学部 DP3 に対応) 5. 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働する態度を身につけている。(総合医療学部 DP4 に対応)

	作業療法学科は、地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏づけされた専門的知識・技術を備えた専門職者（Evidence-Based Practitioner）を育成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。 作業療法学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 作業療法学科の学位授与の方針 1. 幅広い教養と作業療法における専門的知識・技能を身につけている。（総合医療学部 DP1 に対応） 2. 広い視野をもち、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） 3. 地域に住む孤立しがちな人びとや、心身および生活上の障害を抱えた人びとの個別な健康・医療課題を的確に把握し、子どもから高齢者に至るまでその人らしく生活できるように、その生活支援や就労支援を行うために必要な思考力、判断力、表現力を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） 4. 健康・医療に関わる作業療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度、積極的に地域貢献できる態度を身につけている。（総合医療学部 DP3 に対応） 5. 円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働することができる。（総合医療学部 DP4 に対応）
--	---

(2) 国際看護学部

学部	国際看護学部では、本学の教育理念・目的を踏まえ、多文化共生社会となっていく社会構造の変化に対応するため、グローバルな視点をもった「社会に有為な保健医療人材の養成」を行うことを目指している。 グローバル化した社会においては、出身国が異なる人々に対し、その人の生まれ育った歴史を含めた全人的な存在そのものを受け入れながら、より質の高い看護ケアを提供することが求められる。そのためには、世界標準言語である英語を駆使して看護ケアを実施できることはもとより、異文化理解を含む、広い視野を持ち、慣習の違いを超えた人間的な関わりとコミュニケーション技術、さらには高度な情報処理能力に基づく科学的な考え方と研究する力を持った看護専門職が要求される。国際看護学部では、このような看護の新しい役割を担えるような人材を育成する。
学科	看護学科では、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。 1. 多文化社会に対応できる柔軟な能力、および広い視野と高い倫理観を持ち、グローバル化する次代の医療を担える看護能力を身につけている。 2. 科学的な根拠（エビデンス）に基づき、必要な看護ケアを適切に提供できる専門的知識と専門技術を身につけている。 3. 情報を正しく捉えて分析し、科学的に考えることのできる研究心を身につけている。 4. 優れた健康科学や看護ケアを世界に発信できる質の高い看護専門性を身につけている。 5. 看護専門職として生涯にわたり持続可能な主体的学修心を身につけている。

別表第2 総合医療学部 初年次教育科目及び単位数

(1) 初年次教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
フ レ ッ シ ャ ー ズ セ ミ ナ ー	2		(理学療法学科、作業療法学科)
フ レ ッ シ ャ ー ズ セ ミ ナ ー 1	2		(心理学科)
フ レ ッ シ ャ ー ズ セ ミ ナ ー 2	2		(心理学科)
基 礎 ゼ ミ ナ ー	1		(看護学科)
早 期 臨 床 実 習	1		(看護学科)
計	8	0	

別表第3 総合医療学部 一般教養科目及び単位数

(1) 語学科目群

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
日 本 語	A 1		
日 本 語	B 1		
英 語	A 1		
英 語	B 1		
医 療 英 語	※ 2		※理学療法学科、心理学科、作業療法学科は選 択
計	6	0	

(2) 教養科目群

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
ス マ ー ト テ ク ノ ロ ジ ー 基 礎 ※ 1	2		※1 看護学科は選択
メ デ ィ カ ル テ ク ノ ロ ジ ー 基 礎 ※ 2	2		※2 看護学科は選択
研 究 法 基 礎		2	
統 計 の し く み 1		2	
統 計 の し く み 2		2	
倫 理		2	
歴 史 と 文 化		2	
文 学 の 世 界		2	
社 会 学 入 門		2	
災 害 か ら の 復 興		2	
ボ ラ ン テ ィ ア 論		2	
暮 ら し の な か の 憲 法 論		2	
ジ ェ ン ダ ー		2	
健 康 の 科 学 ※ 3	2		※3 理学療法学科、作業療法学科は選択
健 康 ・ ス ポ ー ツ 1 ※ 3	1		
健 康 ・ ス ポ ー ツ 2 ※ 3	1		
計	8	22	

(3) グローバル展開科目群

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	自由科目 の単位数	備考
国際保健論		2		
グローバルヘルスケア			2	
ナショナルヘルスケア（先進医療）			1	
ナショナルヘルスケア（地域医療）			1	
計	0	2	4	

(4) 連携科目群

理学療法学科

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
健康と薬		2	
多職種連携とチーム医療		1	
心理学概論		2	
組織の中の人間－組織行動の心理学－		2	
モチベーションの心理学		2	
放射線と健康支援		1	
放射線と人		2	
人間栄養学		2	
疫学		2	
看護学		1	
計	0	17	

看護学科

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
健康と薬		2	
多職種連携とチーム医療		1	
心理学概論		2	
組織の中の人間－組織行動の心理学－		2	
モチベーションの心理学		2	
救急処理学		2	
リハビリテーション学		1	
計	0	12	

心理学科

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
健康と薬		2	
多職種連携とチーム医療		1	
放射線と健康支援		1	
放射線と人		2	
人間栄養学		2	
疫学		2	
看護学		1	
救急処理学		2	
リハビリテーション学		1	
計	0	14	

作業療法学科

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
健康と薬		2	
多職種連携とチーム医療		1	
心理学概論		2	
組織の中の人間－組織行動の心理学－		2	
モチベーションの心理学		2	
放射線と健康支援		1	
放射線と人体		2	
人間栄養学		2	
疫学		2	
看護学		1	
計	0	17	

別表第4 国際看護学部 全学共通教育科目及び単位数

(1) 初年次教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
フレッシュャーズセミナー	2		
計	2	0	

(2) リテラシー教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
日本語リテラシー	1		
コンピュータリテラシー	1		
計	2	0	

(3) 外国語教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
英語 A	1	1	
英語 A	2	1	
英語 B	1	1	
英語 B	2	1	
英語 C	1	1	2年次から4年次に履修
英語 C	2	1	2年次から4年次に履修
中国語	1	1	2年次から4年次に履修
中国語	2	1	2年次から4年次に履修
韓国語	1	1	2年次から4年次に履修
韓国語	2	1	2年次から4年次に履修
計	6	4	

外国人留学生においては、英語の代わりに単位数分の日本語を修得しなければならない。

また、中国語、もしくは韓国語のいずれかの言語科目から2単位以上修得すること。

(4) 一般教養科目

	授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
人文科学分野	哲学の世		2	
	こ と ば の 科		2	
	心 理 学 の 概		2	
	倫 理 学 の 世		2	
社会科学分野	文 学 の 世		2	
	法 学 入 門		2	
	社 会 学 入 門		2	
自然科学分野	世 界 の 歴 史 と 文 化		2	
	自 然 科 学 の あ ゆ み		2	
	統 計 の し く		2	
	生 命 の 科	2	2	
	情 報 演			
	計	2	22	

(5) 健康・スポーツ教育科目

	授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
健 康 の 科 学		2		
健 康 ・ ス ポ ー ツ 1		1		
健 康 ・ ス ポ ー ツ 2		1		
	計	4	0	

別表第5 総合医療学部専門科目及び単位数

理学療法学科

科目区分		授業科目					必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	自由科目 の単位数	備考					
専門教育科目（専門基礎科目）	人体の構造と機能及び心身の発達	人	体	の	構	造	I	2							
		人	体	の	構	造	II	2							
		人	体	の	構	造	III	2							
		人	体	の	構	造	IV	2							
		人	体	の	構	造	演習	1							
		人	体	の	機	能	I	2							
		人	体	の	機	能	II	2							
		人	体	の	機	能	演習	1							
		運	動	学	演		習学	2							
		運	間	発	達		習学	1							
人					学	2									
専門教育科目（専門基礎科目）	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病	薬		理		学	2							
		救		急	理		学	2							
		神		経	処	置	法	2							
		整		形	内	科	学	2							
		小		児	外	科	学	2	2						
		精		神		医	学	2							
		臨		床	心	理	学	2							
		内			科		学	2							
		公	衆		衛	生	学		2						
		高	次	脳	機	能	障	害	学	1					
専門教育科目（専門基礎科目）	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	社	会	福	祉	学	概	論	2						
		チ	ー	ム	医	療	演	習	1						
		リ	ハ	ビ	リ	テ	シ	ョ	ン	概	論	2			
小計（25科目）							40	5							
専門教育科目（専門科目）	基礎理学療法学	リ	科	学	的	根	拠	に	管	理	論	2	1		
		生	卒	卒	理	学	療	法	学	概	実践学	2	2		
		卒	理	学	療	法	学	概	論	I	2				
		卒	理	学	療	法	学	概	論	II	2				
	理学療法管理理学	臨	床	教	育	と	管	理	学	2					
		理	学	療	法	教	育	学	と	管	理		2		
		理	学	療	法	教	育	学	と	管	理		2		
	理学療法評価学	基	礎	理	学	療	法	評	価	学	1				
		専	門	理	学	療	法	評	価	学	2	1			
関		節	運	動	測	定	演	習	学	2					
感	覚	運	動	測	定	演	習	学	2						
臨	床	推	論	演	習	学	1								

科目区分		授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	自由科目 の単位数	備考
専門教育科目（専門科目）	理学療法治療学	運動療法学総論	2			
		日常生活活動分析学演習	1			
		運動器・スポーツ理学療法学Ⅰ	2			
		運動器・スポーツ理学療法学Ⅱ	1			
		神経機能理学療法学Ⅰ	2			
		神経機能理学療法学Ⅱ	1			
		内部障害理学療法学Ⅰ	2			
		内部障害理学療法学Ⅱ	1			
		発達と理学療法学Ⅰ	2			
		発達と理学療法学Ⅱ	1			
		物理療法学Ⅰ	1			
		物理療法学Ⅱ	2			
		義肢学演習	1			
		装具学演習	1			
		徒手理学療法Ⅰ	1			
		理学療法Ⅱ	2			
	地域理学療法学	生活環境学	2	2		
		地域理学療法学演習	1			
	臨床実習	見学実習	1			
		地域包括ケアシステム実習	2			
		評価学実習	4			
		臨床能力演習Ⅰ	2			
		臨床実習Ⅱ	8			
小計（40科目）			67	10		
合計（65科目）			107	15		

看護学科

科目区分		業 科 目							必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	自由科目 の単位数	備考
専門教育科目（専門基礎分野）	専門基礎分野	人 体 の 構 造 と 機 能	1	2								
		人 体 の 構 造 と 機 能	2	2								
		人 生 化 学	2	2								
		人 間 栄 養	2	2								
		感 染 防 御	2	2								
		薬 理 心 理	2	2								
		臨 床 治 療 論	1	2								
		疾 病 治 療 論	2	2								
		疾 病 治 療 論	3	1								
		放 射 会 福 祉	2	2								
		社 会 衆 衛 生	2	2								
		保 健 医 療 福 祉 行 政	2	2								
専門教育科目（専門基礎分野）	専門基礎分野	疫 病 基 礎 演 習	1	1								
		I C T 基 礎 演 習	2									
		小計(18科目)							25	6	1	
専門教育科目（専門分野）	基礎看護学	看 護 学 概 論	2									
		基 礎 看 護 援 助	1									
		へ ル ス ア セ メ ン ト	1									
		生 活 援 助 技 術	2									
		診 療 援 助 技 術	2									
		看 護 過 程	1									
		看 護 学 実 習	2									
		基 礎 看 護 学 実 習	2									
		基 礎 看 護 学 実 習	2									
		成 人 看 護 学 概 論	1	1								
		成 人 看 護 学 概 論	2	1								
専門教育科目（専門分野）	成人看護学	成 人 看 護 学 急 性 期 援 助 論	1	1								
		成 人 看 護 学 急 性 期 援 助 論	2	1								
		成 人 看 護 学 慢 性 期 援 助 論	1	1								
		成 人 看 護 学 慢 性 期 援 助 論	2	1								
		成 人 看 護 学 実 習	4									
		成 人 看 護 学 実 習	4									
	老年看護学	老 年 看 護 学 概 論	1	1								
		老 年 看 護 学 概 論	2	1								
		老 年 看 護 学 援 助 論	1	1								
		老 年 看 護 学 援 助 論	2	1								
		老 年 看 護 学 実 習	1	1								
		老 年 看 護 学 実 習	2	2								
専門教育科目（専門分野）	母性看護学	母 性 看 護 学 概 論	1	1								
		母 性 看 護 学 概 論	2	1								
		母 性 看 護 学 援 助 論	1	1								
		母 性 看 護 学 援 助 論	2	1								
		母 性 看 護 学 実 習	2	2								
		母 性 看 護 学 実 習	2	2								
	小児看護学	小 児 看 護 学 概 論	1	1								
		小 児 看 護 学 概 論	2	1								
		小 児 看 護 学 援 助 論	1	1								
		小 児 看 護 学 援 助 論	2	1								
		小 児 看 護 学 実 習	2	2								
		小 児 看 護 学 実 習	2	2								

科目区分		業 科 目							必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	自由科目 の単位数	備考
専門教育科目（専門分野）	精神看護学	精神看護学概論	1	1								
		精神看護学概論	2	1								
		精神看護学援助論	1	1								
		精神看護学援助論	2	1								
		精神看護学実習	2									
	公衆衛生学	公衆衛生看護学概論	2									
		公衆衛生看護方法論	1				2					
		公衆衛生看護方法論	2				2					
		公衆衛生看護活動論					2					
		学校保健・産業保健論					2					
		公衆衛生看護管理論					2					
		公衆衛生看護学実習A					2					
	公衆衛生看護学実習B					3						
	地域・在宅看護論	在宅看護学概論	2									
		在宅看護学援助論	1	1								
		在宅看護学援助論	2	1								
		地域ケアシステム論		2								
		地域ケアシステム実習		1								
	看護の統合と実践	在宅看護学実習		2								
		看護マネジメント		1								
		看護医療安全		1								
		国際看護論		1								
		放射線と健康支援		1								
		災害看護演習		1								
		災害看護演習		1								
		リハビリテーション看護論			1							
		コンサルテーション論			1							
		緩和ケア			1							
		クリティカルケア		1								
		看護学シミュレーション		2								
		看護学統合実習		3								
		看護臨床看護実践		1								
		看護研究		1								
		看護研究		2								
		小計(67科目)							77	3	15	
合計(85科目)							102	9	16			

心理学科

科目区分		授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	自由科目 の単位数	備考
専門教育科目	研究法分野	心理学統計法 1	2			
		心理学研究法 2	2			
		心理学実験 1	2			
		心理学統計法 2	2			
		心理学実験 2	2			
		ビジネスデータ分析演習		2		
		心理学調査概論		2		
		ウェブ実験デザイン演習		2		
		心理学発展研究演習		2		
	小計(9科目)		10	8	0	
	基礎心理学分野	心理学への招待 2	2			
		心理学概論 2	2			
		知覚・認知心理学 2	2			
		学習・言語心理学 2	2			
		ビジネスと認知行動学 2		2		
		視覚デザイン心理学 2		2		
		芸術の心理学 2		2		
		神経・生理心理学 2		2		
		考えることの心理学 2		2		
		認知心理学の応用 2		2		
		応用心理学演習 2		2		
	小計(11科目)		8	14	0	
	心教育・発達心理学分野	発達心理学 2	2			
		青年心理学 2		2		
		教育・学校心理学 2		2		
		モチベーション心理学 2		2		
	小計(5科目)		2	8	0	
	臨床心理学分野	臨床心理学概論 2	2			
		感情・人格心理学 2	2			
		福祉心理学 2		2		
		司法・犯罪心理学 2		2		
		公認心理師の職責 1		1		
		心理的アセスメント 1		2		
		心理学的支援法 2		2		
		心理的アセスメント 2		2		
		心理演習 2		2		
		心理実習 2		2		
	小計(10科目)		4	15	0	
	心社会学・産業心理学分野	社会・集団・家族心理学 1	2			
		社会・集団・家族心理学 2		2		
		組織の中の人間-組織行動の心理学-	2			
		コミュニティケーション心理学		2		
		産業・組織心理学		2		
		マーケティングと心理学		2		
		広告と消費者行動		2		
	小計(7科目)		4	10	0	

科目区分		授 業 科 目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	自由科目 の単位数	備考
専門教育科目	健康・医療 分野	健康・医療心理学 人体の構造と機能及び疾病 障害者・障害児心理学 精神疾患とその治療		2 2 2 2		
	小計(4科目)		0	8	0	
	対人支援分野	社会学と社会システム 社会福祉の原理と政策 1 地域福祉と包括的支援体制 1 ソーシャルワークの基盤と専門職 社会福祉の原理と政策 2 障害者福祉 地域福祉と包括的支援体制 2 関係行政論 刑事司法と福祉 社会保障 1 権利擁護を支える法制度 社会福祉調査の基礎 ソーシャルワーク演習 社会保障 2		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
	小計(14科目)		0	28	0	
	キャリア 教育分野	キャリアデザイン 1 キャリアデザイン 2 キャリアデザイン総合演習	2 2			
	小計(3科目)		4	2	0	
	ゼミ・卒業 研究分野	心理学基礎演習 1 心理学基礎演習 2 心理学特殊演習 1 心理学特殊演習 2 卒業研究	2 2 2 2 8			
	小計(5科目)		16	0	0	
	合計(68科目)		48	93	0	

作業療法学科

		授 業 科 目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	自由科目 の単位数	備考
専門教育科目（専門基礎科目）	人体の構造と機能及び 心身の発達	人 体 の 構 造 I 人 体 の 構 造 II 人 体 の 構 造 III 人 体 の 構 造 IV 人 体 の 構 造 演 習 人 体 の 機 能 I 人 体 の 機 能 II 人 体 の 機 能 演 習 運 動 学 演 習	2 2 2 2 1 2 2 1 2 1			
	疾病と障害の成り立ち及び回復 過程の促進	病 理 学 薬 理 学 救 急 処 置 学 神 経 形 容 科 学 整 形 児 科 学 小 児 神 科 学 精 神 床 心 理 学 臨 牀 心 科 学 内 公 衆 衛 生 学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2		
	保健医療福祉と リハビリテーション の理念	社 会 福 祉 学 概 論 チ ー ム 医 療 演 習 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 概 論	2 1 2			
	小計（23科目）		38	4		
専門教育科目（専門基科目）	基礎作業療法学	作 業 療 法 基 礎 理 論 リ ス ク マ ネジメント 演 習 科 学 的 根 拠 に 基 づ く 実 践 生 物 統 計 学 演 習 基 礎 作 業 研 究 I 卒 業 研 究 II	2 2 1 2 2	1 2		
	作業療法管理学	作 業 療 法 学 概 論 臨 牀 教 育 と 管 理 学 作 業 療 法 教 育 学 と 生 涯 学 習	1 2	2 2		
	作業療法評価学	作 業 評 価 学 演 習 検 査 測 定 法 演 習 身 体 機 能 評 価 学 演 習 精 神 機 能 評 価 学 演 習 精 神 機 能 評 価 学 演 習	1 1 1 1 1			

		授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	自由科目 の単位数	備考
専門教育科目（専門科目）	作業療法治療学	日常生活活動学	2	1		
		日常生活活動学演習	1			
		身体機能作業療法学Ⅰ	2			
		身体機能作業療法学Ⅱ	2			
		身体機能作業療法学Ⅲ	1			
		身体機能作業療法学演習	1			
		精神機能作業療法学	2			
		精神機能作業療法学演習				
		老年期作業療法学	2			
		老年期作業療法学演習	1			
		発達と作業療法学演習	1			
		高次脳機能作業療法学演習	1			
		義肢装具学演習	1			
		臨床推論演習	1			
	作業療法セミナーⅠ	1				
	作業療法セミナーⅡ	1				
	地域作業療法学	地域作業療法学	2	1		
		地域作業療法学演習	1			
		住環境整備・福祉用具学演習				
		地域保健マネジメント論	1			
	臨床実習	就業支援と作業療法演習	1			
		見学実習	1			
		地域包括ケアシステム実習	2			
		評価学実習	4			
		臨床能力演習	2			
		臨床実習Ⅰ	8			
		臨床実習Ⅱ	8			
小計（44科目）			69	9		
合計（67科目）			107	13		

別表第6 国際看護学部専門科目及び単位数

看護学科

		授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 選 択 科 目 の 単 位 数	備 考
専門教育科目	専門基礎分野	人 体 の 構 造 と 機 能 I	2			
		人 体 の 構 造 と 機 能 II	2			
		人 体 の 構 造 と 機 能 III	2			
		人 体 の 構 造 と 機 能 IV	2			
		こ こ ろ と か ら だ の 探 求	1			
		薬 物 と 薬 物 療 法	2			
		疾 病 と 治 療 I	1			
		疾 病 と 治 療 II	2			
		疾 病 と 治 療 III	2			
		公 衆 衛 生 学	2			
		医 療 統 計 学 演 習	1			
		健 康 福 祉 社 会 と グ ロ ー バ ル 化	2			
		地 域 に お け る 健 康 増 進	1			
		小計(13科目)	22	0	0	
	専門教育科目	基礎看護学				
		看 護 学 原 論	2			
		健 康 教 育 と 看 護 倫 理	2			
		看 護 と 人 間 関 係	2			
		看 護 の 基 礎 技 術	2			
		基 礎 看 護 技 術 I	1			
		基 礎 看 護 技 術 II	1			
		フ ィ ジ カ ル ア セ ス メ ン ト	1			
		基 礎 看 護 学 実 習 I	1			
		基 礎 看 護 学 実 習 II	2			
		小計(9科目)	14	0	0	
		地域・在宅看護学				
		地 域 ・ 在 宅 看 護 学 概 論	2			
		地 域 看 護 と 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム	2			
		地 域 ・ 在 宅 看 護 活 動 / 援 助 論	1			
		地 域 ・ 在 宅 看 護 学 演 習	1			
		地 域 を 学 ぶ	1			
		地 域 ・ 在 宅 看 護 学 実 習	2			
		小計(6科目)	9			
	専門分野	成人看護学				
		成 人 看 護 学 概 論 I (急 性 期)	2			
		成 人 看 護 学 概 論 II (慢 性 期)	2			
		成 人 急 性 期 の 看 護 方 法	1			
		成 人 慢 性 期 の 看 護 方 法	1			
		成 人 看 護 学 実 習 I	2			
		成 人 看 護 学 実 習 II	2			
		成人看護学実習(地域連携・多職種連携)	1			
		小計(7科目)	11	0	0	
	老年看護学	老 年 看 護 学 概 論	2			
		老 年 看 護 活 動 / 援 助 論	1			
		老 年 看 護 学 演 習	1			
		老 年 看 護 学 実 習 I	2			
		老 年 看 護 学 実 習 II	2			
		小計(5科目)	8	0	0	
	小児看護学	小 児 看 護 学 概 論	2			
		小 児 看 護 活 動 / 援 助 論	1			
		小 児 看 護 学 演 習	1			
		小 児 看 護 学 実 習	2			
		小計(4科目)	6	0	0	

専門教育科目	母性看護学	母性看護学概論	2			
		母性看護活動／援助論	1			
		母性看護学演習	1			
		母性看護学実習	2			
		小計（4科目）	6	0	0	
	精神看護学	精神看護学概論	2			
		精神看護活動／援助論	1			
		精神看護学演習	1			
		精神看護学実習	2			
		小計（4科目）	6	0	0	
	国際看護学	医療英語	1			
		国際看護学	2			
		英語診療療演習	1			
		国際看護実習Ⅰ	1		1	
		国際看護実習Ⅱ				
		小計（5科目）	5	0	1	
	統合分野 看護の統合と実践	看護の統合と実践	1			
		看護研究の基礎	2			
		チーム医療と医療安全	1			
		看護マネージメント	1			
		遠隔看護と看護情報	1			
		看護とリハビリテーション	1			
		看護学総合講義	4			
		応用看護演習 O S C E / I B T	1			
		看護学統合実習	2			
		小計(9科目)	14	0	0	
合計（66科目）			101	0	1	

別表第7 学 費

入 学 金	（ 総合医療学部 理学療法学科 ）	300,000 円
	（ 総合医療学部 看護学科 ）	300,000 円
	（ 総合医療学部 心理学科 ）	200,000 円
	（ 総合医療学部 作業療法学科 ）	300,000 円
	（ 国際看護学部 看護学科 ）	300,000 円

総合医療学部 理学療法学科

費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授 業 料	800,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円
施設設備費	460,000 円	340,000 円	340,000 円	340,000 円

総合医療学部 看護学科

費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授 業 料	800,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円
施設設備費	460,000 円	340,000 円	340,000 円	340,000 円

総合医療学部 心理学科

費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授 業 料	700,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円
施設設備費	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円

総合医療学部 作業療法学科

費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授 業 料	800,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円
施設設備費	460,000 円	340,000 円	340,000 円	340,000 円

国際看護学部 看護学科

費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
授 業 料	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円
施設設備費	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円

在籍料（休学者）

学部	学科	半期	年間
総合医療学部	理学療法学科	80,000 円	160,000 円
	看護学科	75,000 円	150,000 円
	心理学科	60,000 円	120,000 円
	作業療法学科	80,000 円	160,000 円
国際看護学部	看護学科	75,000 円	150,000 円

聴講生・科目等履修生・研究生

聴 講 生	登 録 料	10,000 円
	聴 講 料	1 単位につき 6,250 円
科目等履修生	登 録 料	10,000 円
	聴 講 料	1 単位につき 10,000 円 * 本学卒業生は上記の半額
研 究 生	研究指導料	総合医療学部 理学療法学科 200,000 円
		総合医療学部 看護学科 300,000 円
		総合医療学部 心理学科 200,000 円
		総合医療学部 作業療法学科 200,000 円
		国際看護学部 看護学科 300,000 円

留学生別科

入学金	100,000 円
授業料（半期）	285,000 円

別表第8 進級基準

総合医療学部理学療法学科

進級判定	進級基準	備考
3年生まで（各学年）	(1)当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2)実習科目に、不合格となった科目がないこと。	
3年生から4年生	(1)当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2)臨床実習科目に、合格していること。ただし不可抗力な事象（天変地異、事故、急病等）により臨床実習をできなかった場合を除く。	

総合医療学部看護学科

進級判定	進級基準	備考
3年生まで（各学年）	(1)当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2)実習科目に、不合格となった科目がないこと。	
3年生から4年生	(1)当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2)臨床実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨床実習をできなかった場合を除く。	

総合医療学部心理学科

進級判定	進級基準	備考
2年生から3年生	(1)2年以上在学していること。 (2)初年次教育科目、一般教養科目、専門教育科目あわせて50単位以上の単位数を修得していること。 (3)「心理学基礎演習1」及び「心理学基礎演習2」の単位を修得していること。 (4)2年生の修了までに、必要な学費を全額納入していること。	
3年生から4年生	(1)3年以上在学していること。 (2)初年次教育科目、一般教養科目、専門教育科目あわせて90単位以上の単位数を修得していること。 (3)「心理学特殊演習1」及び「心理学特殊演習2」の単位を修得していること。 (4)3年生の修了までに、必要な学費を全額納入していること。	

総合医療学部作業療法学科

進級判定	進級基準	備考
3年生まで（各学年）	(1)当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2)実習科目に、不合格となった科目がないこと。	
3年生から4年生	(1)当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2)臨床実習科目に、合格していること。ただし不可抗力な事象（天変地異、事故、急病等）により臨床実習をできなかった場合を除く。	

国際看護学部看護学科

進級判定	進級基準	備考
3年生まで（各学年）	(1)当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2)実習科目に、不合格となった科目がないこと。	
3年生から4年生	(1)当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2)臨床実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨床実習をできなかった場合を除く。	

別表第9 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準

事由	必要書類	追試験料	評価基準
1. 感染症※	医師の診断書	なし	100 点満点
2. 実習等（教育実習，介護体験，福祉実習，インターンシップ等）	担当部署の発行する書類		
3. 就職試験	就職試験案内等（受験票）		
4. 忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等		
5. 交通機関の遅延	遅延証明書		
6. 交通事故	事故証明書		
7. 裁判員裁判	公的証明書		
8. その他の公的な事由	公的証明書		
9. その他の私的な事由	学生の所属する学部 of 学部長押印のある理由書	1,000 円	90 点満点

※感染症は、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた感染症とする。

別表第 10 再試験として認められる対象者、条件、再試験料及び評価基準
総合医療学部 理学療法学科・心理学科・作業療法学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 （科目数の制限なし） (3) 当該科目の授業の出席が 3 分の 2 を超えている。	1,000 円	60 点満点	

総合医療学部 看護学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 （保健師養成課程受講者においては、保健師養成課程必修科目を含む。なお、科目数の制限なし） (3) 当該科目の授業の出席が 3 分の 2 を超えている。	1,000 円	60 点満点	

国際看護学部 看護学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 （科目数の制限なし） (3) 当該科目の授業の出席が 3 分の 2 を超えている。	1,000 円	60 点満点	

学則の変更の事由及び変更点

(変更の事由)

今回、薬学部薬学科の収容定員変更（減少）に伴い、学則を次のとおり変更する。

(変更点)

1. 第2条第1項第1号を削除し、新たに第2号を「第1号」、第3号を「第2号」とする。
2. 第3条第1項第1号を削除し、新たに第2号を「第1号」、第3号を「第2号」とする。
3. 第5条第1項を削除し、新たに第2項を「第1項」、第3項を「第2項」、第4項を「第3項」とする。
4. 第6条中、入学定員・収容定員の表の「薬学部」に関する記載を削除し、各定員合計数を変更する。

学部	学科	入学定員	収容定員
総合医療学部	理学療法学科	55 人	220 人
	看護学科	55 人	220 人
	心理学科	40 人	160 人
	作業療法学科	20 人	80 人
国際看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		250 人	1,000 人

5. 第17条第2項中、「薬学部、」を削除する。
6. 第17条第3項中、「及び第7」を削除する。
7. 第19条第2項中、「薬学部は7単位、」を削除する。
8. 第25条第3項中、「別表第10」を「別表第9」とする。
9. 第25条の2第2項中、「別表第11」を「別表第10」とする。
10. 第26条第5項中、「前各号」を「前各項」とする。
11. 第27条中、「別表第9」を「別表第8」とする。
12. 第29条第3項の表記を「1」から「3」とする。
13. 第30条の2第1項中、「薬学部、」を削除する。
14. 第30条の2第2項第1号を削除し、新たに第2号を「第1号」とする。
15. 第30条の2第3項第1号中、「薬学部、」を削除する。
16. 第30条の2第4項第1号を削除し、新たに第2号を「第1号」とする。
17. 第30条の2第5項第1号を削除し、新たに第2号を「第1号」とする。
18. 第30条の2第6項第1号中、「薬学部、」を削除する。
19. 第31条第1項中、「、及び第7項」を削除する。
20. 第31条第2項を削除する。
21. 第31条第3項を新たに「第2項」とし、「別表第6」を「別表第5」とする。
22. 第31条第4項を新たに「第3項」とし、「別表第6」を「別表第5」とする。
23. 第31条第5項を新たに「第4項」とし、「別表第6」を「別表第5」とする。

- 24. 第31条第6項を新たに「第5項」とし、「別表第6」を「別表第5」とする。
- 25. 第31条第7項を新たに「第6項」とし、「別表第7」を「別表第6」とする。
- 26. 第33条第1項中、「総合医療学部、国際看護学部は」、「薬学部は6年以上」、及び「薬学部は205単位以上」を削除する。
- 27. 第33条第2項中、薬学部に関する記載を削除する。
- 28. 第45条中、「別表第8」を「別表第7」とする。
- 29. 第50条第1項中、「別表第8」を「別表第7」とする。
- 30. 第50条第4項中、「別表第8」を「別表第7」とする。
- 31. 第50条第5項中、「別表第8」を「別表第7」とする。
- 32. 第50条第6項中、「別表第8」を「別表第7」とする。
- 33. 附則として、新たに「本学則は、令和9年4月1日から施行する。」を追加する。
- 34. 「別表第1～11」を「別表第1～10」とする。
- 35. 別表として、薬学部の記載を削除する事に伴い、変更となる箇所を修正する。
 - ① 別表第1第1号を削除し、新たに第2号を「第1号」、第3号を「第2号」とする。
 - ② 別表第4中、薬学部の削除に伴い、国際看護学部の内容に則したものに変更する。
 - ③ 別表第5を削除し、新たに別表第6を「別表第5」、別表第7を「別表第6」とする。
 - ④ 別表第8を新たに「別表第7」とし、「薬学部」に関する記載を削除する。
 - ⑤ 別表第9を新たに「別表第8」とし、「薬学部」に関する記載を削除する。
 - ⑥ 別表第10を新たに「別表第9」とする。
 - ⑦ 別表第11を新たに「別表第10」とし、「薬学部」に関する記載を削除する。

(変更時期)

令和9年4月1日

医療創生大学学則 新旧対照表

新	旧
昭和 62 年 4 月 1 日制定	昭和 62 年 4 月 1 日制定
第 1 章 目的 第 1 条 医療創生大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。 2 本学は、前項に掲げる目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 第 2 章 学部、学科及び附属教育研究機関 第 2 条 本学に次の学部を置く。 <u>(削除)</u> <u>(1) 総合医療学部</u> <u>(2) 国際看護学部</u> 2 本学に大学院を置く。 (1) 大学院の学則は別に定める。 第 3 条 本学の学部学科は次のとおりとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(1) 総合医療学部</u> 理学療法学科 看護学科 心理学科 作業療法学科 <u>(2) 国際看護学部</u> 看護学科 第 3 条の 2 学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第 1 に定める。 第 4 条 本学に図書館を置く。 2 前項のほか、本学に次の各号の附属教育研究機関を置く。 (1) 心理相談センター (2) 看護キャリア教育研究センター 3 図書館等附属教育研究機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。 第 3 章 修業年限及び収容定員 第 5 条 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 総合医療学部の修業年限は 4 年とする。なお、在籍期間は 5 年を超えることができない。 <u>2</u> 国際看護学部の修業年限は 4 年とする。なお、在籍期間は 5 年を超えることができない。 <u>3</u> 特別な事情がある場合は、学長の許可を得て、在籍期間を延長することができる。 第 6 条 収容定員は次のとおりとする。	第 1 章 目的 第 1 条 医療創生大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。 2 本学は、前項に掲げる目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 第 2 章 学部、学科及び附属教育研究機関 第 2 条 本学に次の学部を置く。 <u>(1) 薬学部</u> <u>(2) 総合医療学部</u> <u>(3) 国際看護学部</u> 2 本学に大学院を置く。 (1) 大学院の学則は別に定める。 第 3 条 本学の学部学科は次のとおりとする。 <u>(1) 薬学部</u> <u>薬学科</u> <u>(2) 総合医療学部</u> 理学療法学科 看護学科 心理学科 作業療法学科 <u>(3) 国際看護学部</u> 看護学科 第 3 条の 2 学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第 1 に定める。 第 4 条 本学に図書館を置く。 2 前項のほか、本学に次の各号の附属教育研究機関を置く。 (1) 心理相談センター (2) 看護キャリア教育研究センター 3 図書館等附属教育研究機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。 第 3 章 修業年限及び収容定員 第 5 条 <u>薬学部の修業年限は 6 年とする。なお、在籍期間は 7 年を超えることができない。</u> <u>2</u> 総合医療学部の修業年限は 4 年とする。なお、在籍期間は 5 年を超えることができない。 <u>3</u> 国際看護学部の修業年限は 4 年とする。なお、在籍期間は 5 年を超えることができない。 <u>4</u> 特別な事情がある場合は、学長の許可を得て、在籍期間を延長することができる。 第 6 条 収容定員は次のとおりとする。

新				旧			
学部	学科	入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	収容定員
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	薬学部	薬学科	40 人	240 人
総合医療学部	理学療法学科	55 人	220 人	総合医療学部	理学療法学科	55 人	220 人
	看護学科	55 人	220 人		看護学科	55 人	220 人
	心理学科	40 人	160 人		心理学科	40 人	160 人
	作業療法学科	20 人	80 人		作業療法学科	20 人	80 人
国際看護学部	看護学科	80 人	320 人	国際看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		250 人	1,000 人	計		290 人	1,240 人
第4章 教職員組織 第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。 2 前項のほか、副学長、学部長、技術職員、及び客員教員、その他必要な教職員を置くことができる。 3 前第1項、第2項のほか、本学に学科長、図書館長、附属教育研究機関長、及び事務局長を置くことができる。 4 前項のほか、学部長補佐、副附属教育研究機関長等を置くことができる。 第5章 大学評議会 第8条 本学に大学評議会を置く。 2 大学評議会は学長の諮問に応じて、第9条に掲げる事項を審議する。 3 大学評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって組織する。 (1) 学長 (2) 学長代行 (3) 副学長 (4) 学部長 (5) 大学院研究科長 (6) 教務部長 (7) 学生・国際部長 (8) 研究・大学院部長 (9) 学部所属教授各2名 4 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。 5 大学評議会の運営については別に定める。 第9条 大学評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 教育、研究に関する全学的重要事項 (2) 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項 (3) 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項 (4) 全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項 (5) その他必要と認められる事項 第6章 教授会等 第10条 本学各学部 to 学部教授会を置く。 2 学部教授会は、学部長、学科長、学部長の指名した者をもって組織する。 3 学部長は、学部教授会を招集し、その議長となる。				第4章 教職員組織 第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。 2 前項のほか、副学長、学部長、技術職員、及び客員教員、その他必要な教職員を置くことができる。 3 前第1項、第2項のほか、本学に学科長、図書館長、附属教育研究機関長、及び事務局長を置くことができる。 4 前項のほか、学部長補佐、副附属教育研究機関長等を置くことができる。 第5章 大学評議会 第8条 本学に大学評議会を置く。 2 大学評議会は学長の諮問に応じて、第9条に掲げる事項を審議する。 3 大学評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって組織する。 (1) 学長 (2) 学長代行 (3) 副学長 (4) 学部長 (5) 大学院研究科長 (6) 教務部長 (7) 学生・国際部長 (8) 研究・大学院部長 (9) 学部所属教授各2名 4 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。 5 大学評議会の運営については別に定める。 第9条 大学評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 教育、研究に関する全学的重要事項 (2) 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項 (3) 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項 (4) 全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項 (5) その他必要と認められる事項 第6章 教授会等 第10条 本学各学部 to 学部教授会を置く。 2 学部教授会は、学部長、学科長、学部長の指名した者をもって組織する。 3 学部長は、学部教授会を招集し、その議長となる。			

新	旧
4 学部教授会は、必要があると認めたとき各種の委員会を置くことができる。 5 学部教授会の運営について必要な事項は、別に定める。 第10条の2 本学各学科に学科教授会を置く。 2 学科教授会は、当該学科に所属し、教育課程の編成その他の学科の運営に責任を担う者であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当する、または一年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する教授、准教授、講師、助教をもって組織する。 3 学科長は、学科教授会を招集し、その議長となる。 4 学科教授会は、必要があると認めたとき各種の委員会を置くことができる。 5 学科教授会の運営について必要な事項は、別に定める。 第11条 学部教授会、及び学科教授会は、当該学部、及び学科に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 (1) 学生の入学及び卒業に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項 2 学部教授会、及び学科教授会は、前項に定めるもののほか、当該学部、及び学科の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。 3 第1項第3号及び前項に定める事項については、学部教授会運営細則、及び学科教授会運営細則に定める。 第12条 学科教授会が必要と認めたとき、学科教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。 2 前項の場合、代表委員会の議決をもって、学科教授会の議決とすることができる。 3 代表委員会の審議事項は、学科教授会が定める。 4 代表委員会の組織、運営については別に定める。 第13条 本学に、大学全体の運営に関する事項を連絡調整するため学部長会を置く。 2 学部長会は、学長、学長代行、副学長、学部長、大学院研究科長、教務部長、学生・国際部長、研究・大学院部長及び事務局長をもって組織する。 3 前項のほか、学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができる。 4 学部長会の運営について必要な事項は別に定める。 第13条の2 学長が必要と認めたとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。 第7章 学年、学期及び休業日 第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。 第15条 学年を分けて次の二学期とする。	4 学部教授会は、必要があると認めたとき各種の委員会を置くことができる。 5 学部教授会の運営について必要な事項は、別に定める。 第10条の2 本学各学科に学科教授会を置く。 2 学科教授会は、当該学科に所属し、教育課程の編成その他の学科の運営に責任を担う者であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当する、または一年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する教授、准教授、講師、助教をもって組織する。 3 学科長は、学科教授会を招集し、その議長となる。 4 学科教授会は、必要があると認めたとき各種の委員会を置くことができる。 5 学科教授会の運営について必要な事項は、別に定める。 第11条 学部教授会、及び学科教授会は、当該学部、及び学科に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 (1) 学生の入学及び卒業に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項 2 学部教授会、及び学科教授会は、前項に定めるもののほか、当該学部、及び学科の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。 3 第1項第3号及び前項に定める事項については、学部教授会運営細則、及び学科教授会運営細則に定める。 第12条 学科教授会が必要と認めたとき、学科教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。 2 前項の場合、代表委員会の議決をもって、学科教授会の議決とすることができる。 3 代表委員会の審議事項は、学科教授会が定める。 4 代表委員会の組織、運営については別に定める。 第13条 本学に、大学全体の運営に関する事項を連絡調整するため学部長会を置く。 2 学部長会は、学長、学長代行、副学長、学部長、大学院研究科長、教務部長、学生・国際部長、研究・大学院部長及び事務局長をもって組織する。 3 前項のほか、学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができる。 4 学部長会の運営について必要な事項は別に定める。 第13条の2 学長が必要と認めたとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。 第7章 学年、学期及び休業日 第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。 第15条 学年を分けて次の二学期とする。

新	旧
前学期 4月1日から 9月21日まで 後学期 9月22日から 翌年3月31日まで 2 学長は必要により、学期の開始及び終了について、変更することができる。 第16条 休業日は次の各号のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 春期休業日 3月23日から3月31日まで (4) 夏期休業日 8月1日から9月21日まで (5) 冬期休業日 12月24日から 翌年1月7日まで 2 学長は必要により休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、又は休業日に授業をさせることができる。 第8章 授業科目、単位及び単位の授与 第17条 総合医療学部~~の~~授業科目は初年次教育科目、一般教養科目（語学科目群、教養科目群、グローバル展開科目群、連携科目群）、専門教育科目に区分される。 2 <u>(削除)</u> 国際看護学部~~の~~授業科目は全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）、専門教育科目に区分される。 3 前第1項、及び第2項の授業科目及び単位数は別表第2、第3、第4、第5、第6<u>(削除)</u>のとおりとする。 第18条 前条の授業科目の履修形態は必修科目、選択科目、自由選択科目及び自由科目とする。 第19条 授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。 2 卒業研究の単位は、<u>(削除)</u>総合医療学部理学療法学科は4単位、看護学科は2単位、心理学科は8単位、作業療法学科は4単位とする。 第20条 卒業研究については、あらかじめ指導教員の指導により題目を決定し、最終学年次の学科指定日までに提出しなければならない。 第21条 履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出しなければならない。ただし、自由科目、他学科専門教育科目の履修については届出に際し、許可を得なければならない。 第21条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。 第22条 単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。	前学期 4月1日から 9月21日まで 後学期 9月22日から 翌年3月31日まで 2 学長は必要により、学期の開始及び終了について、変更することができる。 第16条 休業日は次の各号のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 春期休業日 3月23日から3月31日まで (4) 夏期休業日 8月1日から9月21日まで (5) 冬期休業日 12月24日から 翌年1月7日まで 2 学長は必要により休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、又は休業日に授業をさせることができる。 第8章 授業科目、単位及び単位の授与 第17条 総合医療学部~~の~~授業科目は初年次教育科目、一般教養科目（語学科目群、教養科目群、グローバル展開科目群、連携科目群）、専門教育科目に区分される。 2 <u>薬学部、</u>国際看護学部~~の~~授業科目は全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）、専門教育科目に区分される。 3 前第1項、及び第2項の授業科目及び単位数は別表第2、第3、第4、第5、第6<u>及び第7</u>のとおりとする。 第18条 前条の授業科目の履修形態は必修科目、選択科目、自由選択科目及び自由科目とする。 第19条 授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。 2 卒業研究の単位は、<u>薬学部は7単位、</u>総合医療学部理学療法学科は4単位、看護学科は2単位、心理学科は8単位、作業療法学科は4単位とする。 第20条 卒業研究については、あらかじめ指導教員の指導により題目を決定し、最終学年次の学科指定日までに提出しなければならない。 第21条 履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出なければならない。ただし、自由科目、他学科専門教育科目の履修については届出に際し、許可を得なければならない。 第21条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。 第22条 単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

新	旧
第23条 試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。 2 試験について必要な事項は別に定める。 第24条 いずれの授業科目でも授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は考慮されることがある。 第25条 病気その他やむを得ない事情で試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。 2 前項により追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。 3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は<u>別表第9</u>に定めるとおりとする。 第25条の2 教育上、特に必要と認めた場合には、再試験を受けることができる。 2 再試験について、必要な事項は<u>別表第10</u>に定める。 第26条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。 2 合格判定科目については、P又はHで表し、Pを合格、Hを不合格とする。 3 第1項の成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、Cは69点から60点とし、Fは次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 59点以下の場合 (2) 第24条に定める授業時数の3分の1以上欠席した者 4 第2項に定める成績の評価は、学習態度、学習意欲及び提出課題の報告書の提出等の成績を総合的に判断して行う。 5 <u>前各項</u>の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表す。 6 成績の評価について必要な事項は、別に定める。 第26条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 3 前項で定める基準については、別に公表する。 第27条 進級するためには、<u>別表第8</u>に定める進級基準を満たさなければならない。 第28条 学長が教育上有益と認めたときは、他の学部が開設する授業科目を履修することができる。 2 前項により修得した単位は、教授会の定めにより、当該単位を卒業に必要な単位として認めることができる。	第23条 試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。 2 試験について必要な事項は別に定める。 第24条 いずれの授業科目でも授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は考慮されることがある。 第25条 病気その他やむを得ない事情で試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。 2 前項により追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。 3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は<u>別表第10</u>に定めるとおりとする。 第25条の2 教育上、特に必要と認めた場合には、再試験を受けることができる。 2 再試験について、必要な事項は<u>別表第11</u>に定める。 第26条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。 2 合格判定科目については、P又はHで表し、Pを合格、Hを不合格とする。 3 第1項の成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、Cは69点から60点とし、Fは次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 59点以下の場合 (2) 第24条に定める授業時数の3分の1以上欠席した者 4 第2項に定める成績の評価は、学習態度、学習意欲及び提出課題の報告書の提出等の成績を総合的に判断して行う。 5 <u>前各号</u>の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表す。 6 成績の評価について必要な事項は、別に定める。 第26条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 3 前項で定める基準については、別に公表する。 第27条 進級するためには、<u>別表第9</u>に定める進級基準を満たさなければならない。 第28条 学長が教育上有益と認めたときは、他の学部が開設する授業科目を履修することができる。 2 前項により修得した単位は、教授会の定めにより、当該単位を卒業に必要な単位として認めることができる。

新	旧
第29条 学長が教育上有益と認めたときは、国内及び諸外国の他大学等の授業科目を履修させることができる。 2 前項により学修した授業科目について修得した単位は、学科教授会の議を経て認定することができる。ただし、60単位を超えて認定することはできない。 3 国内及び諸外国の他大学等における授業科目の履修について必要な事項は別に定める。 第9章 履修方法 第30条 総合医療学部の初年次教育科目、一般教養科目（語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。 2 初年次教育科目については、別表第2に開設する授業科目のうち、学科ごとに定められた科目を修得しなければならない。 (1) 理学療法学科にあつては2単位 (2) 看護学科にあつては2単位 (3) 心理学科にあつては4単位 (4) 作業療法学科にあつては2単位 3 一般教養科目のうち語学科目群については、別表第3(1)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 (1) 理学療法学科、心理学科、作業療法学科にあつては4単位 (2) 看護学科にあつては6単位 4 一般教養科目のうち教養科目群については別表第3(2)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 (1) 理学療法学科、看護学科、作業療法学科にあつては4単位 (2) 心理学科にあつては8単位 5 一般教養科目については、別表第3に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 (1) 理学療法学科にあつては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から4単位以上 (2) 看護学科にあつては、教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から6単位以上 (3) 心理学科にあつては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から10単位以上 (4) 作業療法学科にあつては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から4単位以上 第30条の2 (削除) 国際看護学部の全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。 2 初年次教育科目については、別表第4(1)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。	第29条 学長が教育上有益と認めたときは、国内及び諸外国の他大学等の授業科目を履修させることができる。 2 前項により学修した授業科目について修得した単位は、学科教授会の議を経て認定することができる。ただし、60単位を超えて認定することはできない。 1 国内及び諸外国の他大学等における授業科目の履修について必要な事項は別に定める。 第9章 履修方法 第30条 総合医療学部の初年次教育科目、一般教養科目（語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。 2 初年次教育科目については、別表第2に開設する授業科目のうち、学科ごとに定められた科目を修得しなければならない。 (1) 理学療法学科にあつては2単位 (2) 看護学科にあつては2単位 (3) 心理学科にあつては4単位 (4) 作業療法学科にあつては2単位 3 一般教養科目のうち語学科目群については、別表第3(1)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 (1) 理学療法学科、心理学科、作業療法学科にあつては4単位 (2) 看護学科にあつては6単位 4 一般教養科目のうち教養科目群については別表第3(2)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 (1) 理学療法学科、看護学科、作業療法学科にあつては4単位 (2) 心理学科にあつては8単位 5 一般教養科目については、別表第3に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 (1) 理学療法学科にあつては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から4単位以上 (2) 看護学科にあつては、教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から6単位以上 (3) 心理学科にあつては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から10単位以上 (4) 作業療法学科にあつては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から4単位以上 第30条の2 薬学部、国際看護学部の全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。 2 初年次教育科目については、別表第4(1)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(1)</u> 国際看護学部にあつては 2 単位 3 リテラシー教育科目については、別表第 4(2)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 (1) <u>(削除)</u> 国際看護学部にあつては 2 単位 4 外国語教育科目については別表第 4(3)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 <u>(削除)</u> <u>(1)</u> 国際看護学部にあつては 6 単位及び中国語、韓国語のいずれかの言語科目から 2 単位 5 一般教養科目については、別表第 4(4)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 <u>(削除)</u> <u>(1)</u> 国際看護学部にあつては、人文科学・社会科学の選択科目からそれぞれ 2 単位以上、自然科学の必修科目から 1 単位、選択科目から 2 単位以上計 7 単位以上 6 健康・スポーツ教育科目については、別表第 4(5)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 (1) <u>(削除)</u> 国際看護学部にあつては 4 単位 第 3 1 条 専門教育科目については、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項 <u>(削除)</u> に示す単位数を修得しなければならない。 <u>(削除)</u> <u>2</u> 総合医療学部理学療法学科にあつては、<u>別表第 5</u> 総合医療学部理学療法学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 110 単位以上を修得しなければならない。 <u>3</u> 総合医療学部看護学科にあつては、<u>別表第 5</u> 総合医療学部看護学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 106 単位以上を修得しなければならない。 <u>4</u> 総合医療学部心理学科にあつては、<u>別表第 5</u> 総合医療学部心理学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 98 単位以上を修得しなければならない。 <u>5</u> 総合医療学部作業療法学科にあつては、<u>別表第 5</u> 総合医療学部作業療法学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 110 単位以上を修得しなければならない。 <u>6</u> 国際看護学部看護学科にあつては、<u>別表第 6</u> 国際看護学部看護学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 101 単位以上を修得しなければならない。 第 3 2 条 1 年間に履修できる授業科目の単位数は、45 単位を超えることができない。 2 学長が特に必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。	<u>(1) 薬学部にあつては 4 単位</u> <u>(2)</u> 国際看護学部にあつては 2 単位 3 リテラシー教育科目については、別表第 4(2)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 (1) <u>薬学部</u>、国際看護学部にあつては 2 単位 4 外国語教育科目については別表第 4(3)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 <u>(1) 薬学部にあつては 6 単位</u> <u>(2)</u> 国際看護学部にあつては 6 単位及び中国語、韓国語のいずれかの言語科目から 2 単位 5 一般教養科目については、別表第 4(4)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 <u>(1) 薬学部にあつては、人文科学・社会科学・自然科学、外国語教育科目の選択科目から 8 単位以上</u> <u>(2)</u> 国際看護学部にあつては、人文科学・社会科学の選択科目からそれぞれ 2 単位以上、自然科学の必修科目から 1 単位、選択科目から 2 単位以上計 7 単位以上 6 健康・スポーツ教育科目については、別表第 4(5)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。 (1) <u>薬学部</u>、国際看護学部にあつては 4 単位 第 3 1 条 専門教育科目については、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、<u>及び第 7 項</u>に示す単位数を修得しなければならない。 <u>2 薬学部にあつては、別表第 5 薬学部</u>に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 181 単位以上を修得しなければならない。 <u>3</u> 総合医療学部理学療法学科にあつては、<u>別表第 6</u> 総合医療学部理学療法学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 110 単位以上を修得しなければならない。 <u>4</u> 総合医療学部看護学科にあつては、<u>別表第 6</u> 総合医療学部看護学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 106 単位以上を修得しなければならない。 <u>5</u> 総合医療学部心理学科にあつては、<u>別表第 6</u> 総合医療学部心理学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 98 単位以上を修得しなければならない。 <u>6</u> 総合医療学部作業療法学科にあつては、<u>別表第 6</u> 総合医療学部作業療法学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 110 単位以上を修得しなければならない。 <u>7</u> 国際看護学部看護学科にあつては、<u>別表第 7</u> 国際看護学部看護学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 101 単位以上を修得しなければならない。 第 3 2 条 1 年間に履修できる授業科目の単位数は、45 単位を超えることができない。 2 学長が特に必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

新	旧																																
第10章 卒業の要件及び学位の授与 第33条 本学を卒業するには、 <u>(削除)</u> 4年以上 <u>(削除)</u> 在学し、第30条から第32条の規定に従い、 <u>(削除)</u> 124単位以上 <u>(削除)</u> を修得しなければならない。 2 前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。	第10章 卒業の要件及び学位の授与 第33条 本学を卒業するには、 <u>総合医療学部、国際看護学部は4年以上、薬学部は6年以上</u> 在学し、第30条から第32条の規定に従い、 <u>総合医療学部、国際看護学部は124単位以上、薬学部は205単位以上</u> を修得しなければならない。 2 前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。																																
<table><tr><th><u>(削除)</u></th><th><u>(削除)</u></th><th><u>(削除)</u></th></tr><tr><td rowspan="4">総合医療学部</td><td>理学療法学科</td><td>学士（理学療法学）</td></tr><tr><td>看護学科</td><td>学士（看護学）</td></tr><tr><td>心理学科</td><td>学士（心理学）</td></tr><tr><td>作業療法学科</td><td>学士（作業療法学）</td></tr><tr><td>国際看護学部</td><td>看護学科</td><td>学士（看護学）</td></tr></table>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	総合医療学部	理学療法学科	学士（理学療法学）	看護学科	学士（看護学）	心理学科	学士（心理学）	作業療法学科	学士（作業療法学）	国際看護学部	看護学科	学士（看護学）	<table><tr><th>薬学部</th><th>薬学科</th><th>学士（薬学）</th></tr><tr><td rowspan="4">総合医療学部</td><td>理学療法学科</td><td>学士（理学療法学）</td></tr><tr><td>看護学科</td><td>学士（看護学）</td></tr><tr><td>心理学科</td><td>学士（心理学）</td></tr><tr><td>作業療法学科</td><td>学士（作業療法学）</td></tr><tr><td>国際看護学部</td><td>看護学科</td><td>学士（看護学）</td></tr></table>	薬学部	薬学科	学士（薬学）	総合医療学部	理学療法学科	学士（理学療法学）	看護学科	学士（看護学）	心理学科	学士（心理学）	作業療法学科	学士（作業療法学）	国際看護学部	看護学科	学士（看護学）		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																															
総合医療学部	理学療法学科	学士（理学療法学）																															
	看護学科	学士（看護学）																															
	心理学科	学士（心理学）																															
	作業療法学科	学士（作業療法学）																															
国際看護学部	看護学科	学士（看護学）																															
薬学部	薬学科	学士（薬学）																															
総合医療学部	理学療法学科	学士（理学療法学）																															
	看護学科	学士（看護学）																															
	心理学科	学士（心理学）																															
	作業療法学科	学士（作業療法学）																															
国際看護学部	看護学科	学士（看護学）																															
第11章 入学、編入学、転科、休学、退学及び除籍 第34条 本学の入学の時期は、学期の始めとする。 第35条 本学に入学することのできる者は次の各号の1に該当するものとする。 (1) 高等学校を卒業した者 (2) 中等教育学校を卒業した者 (3) 通常課程による12年の学校教育を修了した者 (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 (7) 文部科学大臣の指定した者 (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む） (9) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 第36条 入学は選考の上これを許可する。 2 本学へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学検定料を納めなければならない。 3 入学検定料は、別に定める。 4 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。 第37条 入学の許可を得た者は、保証人を定めた上、所定の書類及び学費を納めなければならない。 第38条 保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とする。 第39条 他大学等から本学に編入学を希望する者があるときは、学科に欠員ある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。ただし、その時期は学期の始めを原則とする。	第11章 入学、編入学、転科、休学、退学及び除籍 第34条 本学の入学の時期は、学期の始めとする。 第35条 本学に入学することのできる者は次の各号の1に該当するものとする。 (1) 高等学校を卒業した者 (2) 中等教育学校を卒業した者 (3) 通常課程による12年の学校教育を修了した者 (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 (7) 文部科学大臣の指定した者 (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む） (9) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 第36条 入学は選考の上これを許可する。 2 本学へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学検定料を納めなければならない。 3 入学検定料は、別に定める。 4 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。 第37条 入学の許可を得た者は、保証人を定めた上、所定の書類及び学費を納めなければならない。 第38条 保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とする。 第39条 他大学等から本学に編入学を希望する者があるときは、学科に欠員ある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。ただし、その時期は学期の始めを原則とする。																																

新	旧
2 編入学を許可された者の本学入学の諸手続は第 37 条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。 3 修得単位の認定に関する細則は、別に定める。 4 編入学の選考について必要な事項は、別に定める。 第 40 条 本学に編入学できる者は、次の各号の 1 に該当する者とする。 (1) 学士の学位もしくは学士号を有する者 (2) 短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者 (3) 学校教育法第 58 条の 2 に該当する者 (4) 学校教育法第 132 条に該当する者 (5) 大学、短期大学に 1 年以上在学した者 第 41 条 編入学した者の本学において在学すべき年数は、前条第 1 項各号に掲げる大学等における修業年数に相当する年数以下の期間を控除した期間とすることができる。 2 その他、編入学について必要な事項は、別に定める。 第 42 条 本学が教育上有益と認めたとき、入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。ただし、編入学については、60 単位を超えて修得した単位を認定することができる。 2 前項により認定された単位数と第 29 条第 2 項により認定された単位数の合計は、60 単位を超えてはならない。ただし、編入学については、60 単位を超えて修得した単位を認定することができる。 3 単位の認定について必要な事項は、別に定める。 第 43 条 本学在学中で、他学科への転科を志願する者がある時は、関係教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。 2 転科に関し、必要な事項は別に定める。 第 44 条 病気その他やむを得ない事由で 3 ケ月以上修学できない者は休学することができる。その場合、医師の診断書、又は理由書を添え休学願を保証人連署の上、提出し許可を得なければならない。 2 休学期間は通算して 1 年までとする。なお、特別な事情がある場合は、学長の許可を得て、休学期間を延長することができる。 3 休学期間は在籍期間に算入する。 4 休学した者は、休学の事由が消滅したとき、又は休学の期間が満了したときは、復学願を保証人連署の上、提出し許可を得て学期のはじめに復学することができる。 第 45 条 前条第 1 項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、別表第 7に定める在籍料を納めなければならない。 第 46 条 病気その他の事由により退学する場合は、その理由を添えて保証人と連署の上、願い出て許可を得なければならない。	2 編入学を許可された者の本学入学の諸手続は第 37 条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。 3 修得単位の認定に関する細則は、別に定める。 4 編入学の選考について必要な事項は、別に定める。 第 40 条 本学に編入学できる者は、次の各号の 1 に該当する者とする。 (1) 学士の学位もしくは学士号を有する者 (2) 短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者 (3) 学校教育法第 58 条の 2 に該当する者 (4) 学校教育法第 132 条に該当する者 (5) 大学、短期大学に 1 年以上在学した者 第 41 条 編入学した者の本学において在学すべき年数は、前条第 1 項各号に掲げる大学等における修業年数に相当する年数以下の期間を控除した期間とすることができる。 2 その他、編入学について必要な事項は、別に定める。 第 42 条 本学が教育上有益と認めたとき、入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。ただし、編入学については、60 単位を超えて修得した単位を認定することができる。 2 前項により認定された単位数と第 29 条第 2 項により認定された単位数の合計は、60 単位を超えてはならない。ただし、編入学については、60 単位を超えて修得した単位を認定することができる。 3 単位の認定について必要な事項は、別に定める。 第 43 条 本学在学中で、他学科への転科を志願する者がある時は、関係教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。 2 転科に関し、必要な事項は別に定める。 第 44 条 病気その他やむを得ない事由で 3 ケ月以上修学できない者は休学することができる。その場合、医師の診断書、又は理由書を添え休学願を保証人連署の上、提出し許可を得なければならない。 2 休学期間は通算して 1 年までとする。なお、特別な事情がある場合は、学長の許可を得て、休学期間を延長することができる。 3 休学期間は在籍期間に算入する。 4 休学した者は、休学の事由が消滅したとき、又は休学の期間が満了したときは、復学願を保証人連署の上、提出し許可を得て学期のはじめに復学することができる。 第 45 条 前条第 1 項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、別表第 8に定める在籍料を納めなければならない。 第 46 条 病気その他の事由により退学する場合は、その理由を添えて保証人と連署の上、願い出て許可を得なければならない。

新	旧
第47条 病気のため1週間以上に及び授業を欠席する場合は、医師の診断書を添えて所定の用紙により届け出なければならない。 第48条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。 (1) 在学期間が所定の年数を超える者 (2) 学費を滞納し催告しても納入しない者 (3) 死亡の届け出があった者 2 前項2号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を納めて当該年度末までに復籍願を提出し、許可を得なければならない。 第49条 本学を退学した者又は除籍となった者で、退学又は除籍後2年以内に同一学部に進学を希望する者は、選考の上、再入学することができる。ただし、第48条第1項第1号により除籍となった者及び第55条により退学した者は、再入学することができない。 2 再入学について必要な事項は、別に定める。 第12章 学費 第50条 学費は、入学金、授業料、施設設備費とし、別表第7のとおりとする。 2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。なお、学長の許可を得て分けて納めることもできる。 3 授業料、施設設備費、及び諸会費は所定の期日までに納めなければならない。なお、分けて納めることができる。 4 聴講生は、別表第7による登録料及び聴講料を納めなければならない。 5 研究生は別表第7による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。 6 科目等履修生は別表第7による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。 7 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。 第51条 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。 第52条 成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、学費を貸与することができる。 第13章 賞罰 第53条 品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行のある者は表彰することができる。 第54条 本学学生にして本分に反した行為があった場合はその軽重に従い譴責、停学又は退学処分に付される。 2 本分に反する行為及びその取扱いについては、別に定める。 第55条 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。	第47条 病気のため1週間以上に及び授業を欠席する場合は、医師の診断書を添えて所定の用紙により届け出なければならない。 第48条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。 (1) 在学期間が所定の年数を超える者 (2) 学費を滞納し催告しても納入しない者 (3) 死亡の届け出があった者 2 前項2号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を納めて当該年度末までに復籍願を提出し、許可を得なければならない。 第49条 本学を退学した者又は除籍となった者で、退学又は除籍後2年以内に同一学部に進学を希望する者は、選考の上、再入学することができる。ただし、第48条第1項第1号により除籍となった者及び第55条により退学した者は、再入学することができない。 2 再入学について必要な事項は、別に定める。 第12章 学費 第50条 学費は、入学金、授業料、施設設備費とし、別表第8のとおりとする。 2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。なお、学長の許可を得て分けて納めることもできる。 3 授業料、施設設備費、及び諸会費は所定の期日までに納めなければならない。なお、分けて納めることができる。 4 聴講生は、別表第8による登録料及び聴講料を納めなければならない。 5 研究生は別表第8による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。 6 科目等履修生は別表第8による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。 7 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。 第51条 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。 第52条 成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、学費を貸与することができる。 第13章 賞罰 第53条 品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行のある者は表彰することができる。 第54条 本学学生にして本分に反した行為があった場合はその軽重に従い譴責、停学又は退学処分に付される。 2 本分に反する行為及びその取扱いについては、別に定める。 第55条 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。

新	旧
(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者 (2) 学業成績劣等で、成業の見込がないと認められる者 (3) 正当な理由なく出席常でない者 (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者 (5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者 第14章 委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生 第56条 大学における授業科目の1又は複数を履修しようとする者は選考の上、委託生、科目等履修生として入学を許可することができる。 2 委託生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。 第57条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。 第58条 外国人学生に関する必要な事項は別に定める。 第58条の2 留学生の別科に関する必要な事項は別に定める。 第15章 研究生、国家試験対策生及び聴講生 第59条 本学において学位取得を目的とせず、特定主題について研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として入学を許可することができる。 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。 第59条の2 本学を卒業した者のうち、国家試験を受験することを目的として学修する意欲がある者があるときは、国家試験対策生として入学を許可することができる。 2 国家試験対策生に関する必要な事項は、別に定める。 第60条 本学において聴講を志願する者があるときは、当該学部教育及び研究に妨げのない場合限り、聴講生として入学を許可することができる。 2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。 第61条 聴講生は聴講した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。 第16章 公開講座 第62条 本学に公開講座を開設することができる。 第63条 公開講座に関する規定は、別に定める。 第17章 自己点検・評価等 第64条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の自己点検・評価の結果について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。 3 自己点検・評価の実施について必要な事項は、別に定める。	(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者 (2) 学業成績劣等で、成業の見込がないと認められる者 (3) 正当な理由なく出席常でない者 (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者 (5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者 第14章 委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生 第56条 大学における授業科目の1又は複数を履修しようとする者は選考の上、委託生、科目等履修生として入学を許可することができる。 2 委託生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。 第57条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。 第58条 外国人学生に関する必要な事項は別に定める。 第58条の2 留学生の別科に関する必要な事項は別に定める。 第15章 研究生、国家試験対策生及び聴講生 第59条 本学において学位取得を目的とせず、特定主題について研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として入学を許可することができる。 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。 第59条の2 本学を卒業した者のうち、国家試験を受験することを目的として学修する意欲がある者があるときは、国家試験対策生として入学を許可することができる。 2 国家試験対策生に関する必要な事項は、別に定める。 第60条 本学において聴講を志願する者があるときは、当該学部教育及び研究に妨げのない場合限り、聴講生として入学を許可することができる。 2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。 第61条 聴講生は聴講した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。 第16章 公開講座 第62条 本学に公開講座を開設することができる。 第63条 公開講座に関する規定は、別に定める。 第17章 自己点検・評価等 第64条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の自己点検・評価の結果について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。 3 自己点検・評価の実施について必要な事項は、別に定める。

新	旧																																												
第65条 本学は、本学教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上・能力開発に関する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 2 前項の研修及び研究の実施について必要な事項は、別に定める。 第66条 本学は、教育研究活動等の状況並びに教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等（以下「教育情報」という。）を公表する。 2 教育情報の公表について必要な事項は、別に定める。 附 則 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。 附 則 本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。 附 則 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。 附 則 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成2年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。 2 第5条の規定にかかわらず、入学定員は、平成3年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。	第65条 本学は、本学教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上・能力開発に関する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 2 前項の研修及び研究の実施について必要な事項は、別に定める。 第66条 本学は、教育研究活動等の状況並びに教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等（以下「教育情報」という。）を公表する。 2 教育情報の公表について必要な事項は、別に定める。 附 則 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。 附 則 本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。 附 則 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。 附 則 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成2年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。 2 第5条の規定にかかわらず、入学定員は、平成3年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。																																												
<table><tr><th>学部</th><th>学科</th><th>入学定員</th></tr><tr><td rowspan="4">理工学部</td><td>基礎理学科</td><td>60人</td></tr><tr><td>物性学科</td><td>60人</td></tr><tr><td>電子工学科</td><td>120人</td></tr><tr><td>機械工学科</td><td>120人</td></tr><tr><td rowspan="3">人文学部</td><td>日本文学科</td><td>90人</td></tr><tr><td>英米文学科</td><td>90人</td></tr><tr><td>社会学科</td><td>90人</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>630人</td></tr></table> 3 第25条第1項の人文学部社会学科の高等学校教諭1種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科に関して、及び別表第6（教職課程授業科目及び単位数）については、平成2年度人文学部社会学科入学生に対しても適用するものとする。	学部	学科	入学定員	理工学部	基礎理学科	60人	物性学科	60人	電子工学科	120人	機械工学科	120人	人文学部	日本文学科	90人	英米文学科	90人	社会学科	90人	合計		630人	<table><tr><th>学部</th><th>学科</th><th>入学定員</th></tr><tr><td rowspan="4">理工学部</td><td>基礎理学科</td><td>60人</td></tr><tr><td>物性学科</td><td>60人</td></tr><tr><td>電子工学科</td><td>120人</td></tr><tr><td>機械工学科</td><td>120人</td></tr><tr><td rowspan="3">人文学部</td><td>日本文学科</td><td>90人</td></tr><tr><td>英米文学科</td><td>90人</td></tr><tr><td>社会学科</td><td>90人</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>630人</td></tr></table> 3 第25条第1項の人文学部社会学科の高等学校教諭1種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科に関して、及び別表第6（教職課程授業科目及び単位数）については、平成2年度人文学部社会学科入学生に対しても適用するものとする。	学部	学科	入学定員	理工学部	基礎理学科	60人	物性学科	60人	電子工学科	120人	機械工学科	120人	人文学部	日本文学科	90人	英米文学科	90人	社会学科	90人	合計		630人
学部	学科	入学定員																																											
理工学部	基礎理学科	60人																																											
	物性学科	60人																																											
	電子工学科	120人																																											
	機械工学科	120人																																											
人文学部	日本文学科	90人																																											
	英米文学科	90人																																											
	社会学科	90人																																											
合計		630人																																											
学部	学科	入学定員																																											
理工学部	基礎理学科	60人																																											
	物性学科	60人																																											
	電子工学科	120人																																											
	機械工学科	120人																																											
人文学部	日本文学科	90人																																											
	英米文学科	90人																																											
	社会学科	90人																																											
合計		630人																																											

新							旧																																																																																																																																								
附 則 本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 年度以前の入学生については、別表第 2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第 11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成 3 年度卒業生に対しても適用する。 附 則 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 7 年度以前の入学生については、別表第 2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第 11（学費）に限り従前の例による。 附 則 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 8 年度以前の入学生については、第 8 章（授業科目及び単位）、第 9 章（履修方法）及び別表第 11（学費）に限り従前の例による。 附 則 本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 9 年度以前の入学生については別表第 11（学費）に限り従前の例による。 附 則 1 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 2 第 6 条の規定にかかわらず、入学定員は平成 12 年度より平成 16 年度までの間は次のとおりとする。							附 則 本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 年度以前の入学生については、別表第 2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第 11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成 3 年度卒業生に対しても適用する。 附 則 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 7 年度以前の入学生については、別表第 2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第 11（学費）に限り従前の例による。 附 則 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 8 年度以前の入学生については、第 8 章（授業科目及び単位）、第 9 章（履修方法）及び別表第 11（学費）に限り従前の例による。 附 則 本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 9 年度以前の入学生については別表第 11（学費）に限り従前の例による。 附 則 1 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 2 第 6 条の規定にかかわらず、入学定員は平成 12 年度より平成 16 年度までの間は次のとおりとする。																																																																																																																																								
<table><tr><th colspan="2">年度</th><th>平成 12 年度</th><th>平成 13 年度</th><th>平成 14 年度</th><th>平成 15 年度</th><th>平成 16 年度</th></tr><tr><th colspan="2">学部学科</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">理工学部</td><td>基礎理学科</td><td>60 人</td><td>60 人</td><td>60 人</td><td>60 人</td><td>60 人</td></tr><tr><td>物性学科</td><td>50 人</td><td>40 人</td><td>40 人</td><td>40 人</td><td>40 人</td></tr><tr><td>電子工学科</td><td>119 人</td><td>118 人</td><td>112 人</td><td>106 人</td><td>100 人</td></tr><tr><td>機械工学科</td><td>119 人</td><td>118 人</td><td>112 人</td><td>106 人</td><td>100 人</td></tr><tr><td rowspan="3">人文学部</td><td>日本文学科</td><td>87 人</td><td>82 人</td><td>79 人</td><td>76 人</td><td>73 人</td></tr><tr><td>英米文学科</td><td>84 人</td><td>80 人</td><td>78 人</td><td>75 人</td><td>72 人</td></tr><tr><td>社会学科</td><td>90 人</td><td>90 人</td><td>86 人</td><td>83 人</td><td>80 人</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>609 人</td><td>588 人</td><td>567 人</td><td>546 人</td><td>525 人</td></tr></table>							年度		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	学部学科							理工学部	基礎理学科	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人	物性学科	50 人	40 人	40 人	40 人	40 人	電子工学科	119 人	118 人	112 人	106 人	100 人	機械工学科	119 人	118 人	112 人	106 人	100 人	人文学部	日本文学科	87 人	82 人	79 人	76 人	73 人	英米文学科	84 人	80 人	78 人	75 人	72 人	社会学科	90 人	90 人	86 人	83 人	80 人	合計		609 人	588 人	567 人	546 人	525 人	<table><tr><th colspan="2">年度</th><th>平成 12 年度</th><th>平成 13 年度</th><th>平成 14 年度</th><th>平成 15 年度</th><th>平成 16 年度</th></tr><tr><th colspan="2">学部学科</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">理工学部</td><td>基礎理学科</td><td>60 人</td><td>60 人</td><td>60 人</td><td>60 人</td><td>60 人</td></tr><tr><td>物性学科</td><td>50 人</td><td>40 人</td><td>40 人</td><td>40 人</td><td>40 人</td></tr><tr><td>電子工学科</td><td>119 人</td><td>118 人</td><td>112 人</td><td>106 人</td><td>100 人</td></tr><tr><td>機械工学科</td><td>119 人</td><td>118 人</td><td>112 人</td><td>106 人</td><td>100 人</td></tr><tr><td rowspan="3">人文学部</td><td>日本文学科</td><td>87 人</td><td>82 人</td><td>79 人</td><td>76 人</td><td>73 人</td></tr><tr><td>英米文学科</td><td>84 人</td><td>80 人</td><td>78 人</td><td>75 人</td><td>72 人</td></tr><tr><td>社会学科</td><td>90 人</td><td>90 人</td><td>86 人</td><td>83 人</td><td>80 人</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>609 人</td><td>588 人</td><td>567 人</td><td>546 人</td><td>525 人</td></tr></table>							年度		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	学部学科							理工学部	基礎理学科	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人	物性学科	50 人	40 人	40 人	40 人	40 人	電子工学科	119 人	118 人	112 人	106 人	100 人	機械工学科	119 人	118 人	112 人	106 人	100 人	人文学部	日本文学科	87 人	82 人	79 人	76 人	73 人	英米文学科	84 人	80 人	78 人	75 人	72 人	社会学科	90 人	90 人	86 人	83 人	80 人	合計		609 人	588 人	567 人	546 人	525 人
年度		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度																																																																																																																																									
学部学科																																																																																																																																															
理工学部	基礎理学科	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人																																																																																																																																									
	物性学科	50 人	40 人	40 人	40 人	40 人																																																																																																																																									
	電子工学科	119 人	118 人	112 人	106 人	100 人																																																																																																																																									
	機械工学科	119 人	118 人	112 人	106 人	100 人																																																																																																																																									
人文学部	日本文学科	87 人	82 人	79 人	76 人	73 人																																																																																																																																									
	英米文学科	84 人	80 人	78 人	75 人	72 人																																																																																																																																									
	社会学科	90 人	90 人	86 人	83 人	80 人																																																																																																																																									
合計		609 人	588 人	567 人	546 人	525 人																																																																																																																																									
年度		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度																																																																																																																																									
学部学科																																																																																																																																															
理工学部	基礎理学科	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人																																																																																																																																									
	物性学科	50 人	40 人	40 人	40 人	40 人																																																																																																																																									
	電子工学科	119 人	118 人	112 人	106 人	100 人																																																																																																																																									
	機械工学科	119 人	118 人	112 人	106 人	100 人																																																																																																																																									
人文学部	日本文学科	87 人	82 人	79 人	76 人	73 人																																																																																																																																									
	英米文学科	84 人	80 人	78 人	75 人	72 人																																																																																																																																									
	社会学科	90 人	90 人	86 人	83 人	80 人																																																																																																																																									
合計		609 人	588 人	567 人	546 人	525 人																																																																																																																																									
附 則 1 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条は、平成 13 年度入学生より適用する。							附 則 1 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条は、平成 13 年度入学生より適用する。																																																																																																																																								

新					旧				
2 [基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科の存続に関する経過処置] 基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。 3 第6条及び平成12年附則第2項の規定にかかわらず、入学定員は平成13年度より平成15年度までの間は次のとおりとする。					2 [基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科の存続に関する経過処置] 基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。 3 第6条及び平成12年附則第2項の規定にかかわらず、入学定員は平成13年度より平成15年度までの間は次のとおりとする。				
年度		平成13年度	平成14年度	平成15年度	年度		平成13年度	平成14年度	平成15年度
学部学科					学部学科				
理工	環境理学科	105人	98人	94人	理工	環境理学科	105人	98人	94人
学部	電子情報学科	98人	92人	86人	学部	電子情報学科	98人	92人	86人
	機械工学科	97人	91人	85人		機械工学科	97人	91人	85人
人文	言語文化学科	126人	125人	123人	人文	言語文化学科	126人	125人	123人
学部	現代社会学科	87人	86人	83人	学部	現代社会学科	87人	86人	83人
	心理学科	75人	75人	75人		心理学科	75人	75人	75人
合計		588人	567人	546人	合計		588人	567人	546人
附 則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第43条の復学の時期については平成15年度以前の入学生についても適用する。また、別表第11学費の入学検定料は平成15年4月1日から適用する。					附 則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第43条の復学の時期については平成15年度以前の入学生についても適用する。また、別表第11学費の入学検定料は平成15年4月1日から適用する。				
附 則 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については従前の例による。 2 [環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過処置] 環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。 附 則 本学則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、科学技術学部生命環境学科の選択科目「自然体験					附 則 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については従前の例による。 2 [環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過処置] 環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。 附 則 本学則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、科学技術学部生命環境学科の選択科目「自然体験				

新				旧			
プログラム」追加は、平成 17 年度以降入学者にも適用する。 附 則 本学則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。 附 則 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学生については従前の例による。 2 [生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過措置] 生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第 3 条の規程にかかわらず平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。 附 則 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学生については、第 32 条に限り従前の例による。 附 則 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項第 3 号、第 24 条第 1 項第 3 号及び別表 5 については、平成 25 年度入学生から適用する。 附 則 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学生については従前の例による。 2 [科学技術学部科学技術学科の存続に関する経過措置] 科学技術学部科学技術学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。 3 [人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科の存続に関する経過措置] 人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。 4 第 6 条の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 26 年度までの入学生については、次のとおりとする。				プログラム」追加は、平成 17 年度以降入学者にも適用する。 附 則 本学則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。 附 則 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学生については従前の例による。 2 [生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過措置] 生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第 3 条の規程にかかわらず平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。 附 則 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学生については、第 32 条に限り従前の例による。 附 則 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項第 3 号、第 24 条第 1 項第 3 号及び別表 5 については、平成 25 年度入学生から適用する。 附 則 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学生については従前の例による。 2 [科学技術学部科学技術学科の存続に関する経過措置] 科学技術学部科学技術学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。 3 [人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科の存続に関する経過措置] 人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。 4 第 6 条の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 26 年度までの入学生については、次のとおりとする。			
学部	学科	入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	収容定員
科学技術学部	科学技術学科	130 人	520 人	科学技術学部	科学技術学科	130 人	520 人
人文学部	表現文化学科	90 人	360 人	人文学部	表現文化学科	90 人	360 人
	現代社会学科	95 人	380 人		現代社会学科	95 人	380 人
	心理学科	90 人	360 人		心理学科	90 人	360 人
薬学部	薬学科	90 人	540 人	薬学部	薬学科	90 人	540 人

新				旧			
計		495 人	2, 160 人	計		495 人	2, 160 人
附 則 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。				附 則 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。			
附 則 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前の入学生については従前の例による。				附 則 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前の入学生については従前の例による。			
附 則 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。				附 則 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。			
附 則 1 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学生については従前の例による。				附 則 1 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学生については従前の例による。			
2 [教養学部 地域教養学科の存続に関する経過措置] 教養学部地域教養学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 31 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする、				2 [教養学部 地域教養学科の存続に関する経過措置] 教養学部地域教養学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 31 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする、			
3 第 6 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの入学生については、次のとおりとする。				3 第 6 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの入学生については、次のとおりとする。			
学部	学科	入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	収容定員
教養学部	地域教養学科	120 人	480 人	教養学部	地域教養学科	120 人	480 人
薬学部	薬学科	90 人	540 人	薬学部	薬学科	90 人	540 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人	看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		290 人	1, 340 人	計		290 人	1, 340 人
4 大学の名称変更については、平成 31 年 4 月 1 日以降に在籍するすべての学生に適用する。				4 大学の名称変更については、平成 31 年 4 月 1 日以降に在籍するすべての学生に適用する。			
5 別表第 7 進級基準については、平成 30 年度以前の入学生にも適用し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。				5 別表第 7 進級基準については、平成 30 年度以前の入学生にも適用し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。			
6 留学生別科については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。				6 留学生別科については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。			
附 則 本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度以前の入学生については従前の例による。				附 則 本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度以前の入学生については従前の例による。			
2 第 6 条の規定にかかわらず、平成 31 年度の入学生については、次のとおりとする。				2 第 6 条の規定にかかわらず、平成 31 年度の入学生については、次のとおりとする。			
学部	学科	入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90 人	540 人	薬学部	薬学科	90 人	540 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人	看護学部	看護学科	80 人	320 人
健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人	健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人
	理学療法学科	60 人	240 人		理学療法学科	60 人	240 人
計		270 人	1, 260 人	計		270 人	1, 260 人
附 則 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度以前の入学生については従前の例による。				附 則 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度以前の入学生については従前の例による。			
2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 2 年度の入学生については、次のとおりとする。				2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 2 年度の入学生については、次のとおりとする。			

新				旧			
学部	学科	入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90 人	540 人	薬学部	薬学科	90 人	540 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人	看護学部	看護学科	80 人	320 人
健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人	健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人
	理学療法学科	60 人	240 人		理学療法学科	60 人	240 人
心理学部	臨床心理学科	60 人	240 人	心理学部	臨床心理学科	60 人	240 人
計		330 人	1,500 人	計		330 人	1,500 人
附 則 本学則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。 附 則 1 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前の薬学部、看護学部、及び国際看護学部の入学生の教育課程については、従前の例による。 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 3 年度の入学生については、次のとおりとする。				附 則 本学則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。 附 則 1 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前の薬学部、看護学部、及び国際看護学部の入学生の教育課程については、従前の例による。 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 3 年度の入学生については、次のとおりとする。			
学部	学科	入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90 人	540 人	薬学部	薬学科	90 人	540 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人	看護学部	看護学科	80 人	320 人
健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人	健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人
	理学療法学科	60 人	240 人		理学療法学科	60 人	240 人
心理学部	臨床心理学科	60 人	240 人	心理学部	臨床心理学科	60 人	240 人
国際看護学部	看護学科	80 人	320 人	国際看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		410 人	1,820 人	計		410 人	1,820 人
3 心理学部の学費の変更については、令和 4 年 4 月 1 日以降に在籍する心理学部の学生に適用する。 附 則 1 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年度以前の健康医療科学部の入学生の教育課程については、従前の例による。 附 則 1 本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年度以前の薬学部、看護学部、心理学部の入学生の教育課程については、従前の例による。 附 則 1 本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前の入学生については従前の例による。 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 6 年度の入学生については、次のとおりとする。				3 心理学部の学費の変更については、令和 4 年 4 月 1 日以降に在籍する心理学部の学生に適用する。 附 則 1 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年度以前の健康医療科学部の入学生の教育課程については、従前の例による。 附 則 1 本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年度以前の薬学部、看護学部、心理学部の入学生の教育課程については、従前の例による。 附 則 1 本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前の入学生については従前の例による。 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 6 年度の入学生については、次のとおりとする。			
学部	学科	入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	60 人	360 人	薬学部	薬学科	60 人	360 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人	看護学部	看護学科	80 人	320 人
健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人	健康医療科学部	作業療法学科	40 人	160 人
	理学療法学科	60 人	240 人		理学療法学科	60 人	240 人
心理学部	臨床心理学科	60 人	240 人	心理学部	臨床心理学科	60 人	240 人

新				旧			
国際看護学部	看護学科	80 人	320 人	国際看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		380 人	1,640 人	計		380 人	1,640 人
附 則				附 則			
1 本学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年度以前の入学生については従前の例による。				1 本学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年度以前の入学生については従前の例による。			
2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 7 年度の入学生については、次のとおりとする。				2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 7 年度の入学生については、次のとおりとする。			
学部	学科	入学定員	収容定員	学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	40 人	240 人	薬学部	薬学科	40 人	240 人
看護学部	看護学科	55 人	220 人	看護学部	看護学科	55 人	220 人
健康医療科学部	作業療法学科	20 人	80 人	健康医療科学部	作業療法学科	20 人	80 人
	理学療法学科	55 人	220 人		健康医療科学部	理学療法学科	55 人
心理学部	臨床心理学科	40 人	160 人	心理学部		臨床心理学科	40 人
国際看護学部	看護学科	80 人	320 人	国際看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		290 人	1,240 人	計		290 人	1,240 人
附 則				(新設)			
本学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。							
別表第 1～10				別表第 1～11			
別表第 1 学部学科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的				別表第 1 学部学科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的			
(削除)				(1) 薬学部			
学部	薬学部は、本学の教育理念・目的を踏まえて、豊かな人間性を有し、地域の人々の健康を率先して守ることのできる、研究マインドと確かな知識に裏打ちされた、自律・自立した薬剤師を育成することを教育研究上の目的とする。一人ひとりの学生を大切にすることを手塩にかけ教育を行い、従来の薬剤師としての職能に加えて、チーム医療の中で貢献できる、問題発見能力と問題解決能力を備えた薬剤師を育成し、地域社会に有為な人材を送り出すことを目指す。			学部	薬学部は、本学の教育理念・目的を踏まえて、豊かな人間性を有し、地域の人々の健康を率先して守ることのできる、研究マインドと確かな知識に裏打ちされた、自律・自立した薬剤師を育成することを教育研究上の目的とする。一人ひとりの学生を大切にすることを手塩にかけ教育を行い、従来の薬剤師としての職能に加えて、チーム医療の中で貢献できる、問題発見能力と問題解決能力を備えた薬剤師を育成し、地域社会に有為な人材を送り出すことを目指す。		

新		旧	
		学科	薬学科
		<u>薬学部</u>の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ<u>所定の単位</u>を修得した学生に卒業を認定し、<u>学位を授与する。</u> 1 <u>薬剤師の社会的義務を認識し、保健医療の担い手としてふさわしいヒューマンイズムと倫理観を身につけている。</u> 2 <u>医療分野における問題点を発見して解決するために、研究マインドと知識を統合・活用することができる。</u> 3 <u>患者指向の医療を実施するために、チーム医療における円滑なコミュニケーションをとることができる。</u> 4 <u>地域の医療および保健に貢献するために、薬剤師としての実践的能力を身につけている。</u> 5 <u>薬剤師として科学と医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学修ができる。</u>	
(1) 総合医療学部		(2) 総合医療学部	
学部	総合医療学部では、本学の教育理念・目的である「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」に基づき、保健・医療系人材の養成という地域のニーズを踏まえ、生命の尊厳を守り、科学的根拠に基づいた知識・技術を用い、あらゆる年代における人々の健康の保持増進と生活の質の改善に貢献できる人材を養成すべく、幅広い教養と専門的な知識と技能、ヒューマンイズムに基づく倫理観を持ち、多職種との連携や変化に対応できる人材を養成する。 総合医療学部の学位授与の方針 - 幅広い教養と専門分野についての十分な知識・技能を身につけ、それらを活用して保健医療等に関する基本的な問題を解決することができる。 - 広い視野、ヒューマンイズム、倫理観と知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力を身につけ、困難な課題や予測不能事態にも適切に対処することができる。 - 主体性を持ち、生涯にわたって学び続けながら社会に貢献する人材としてふさわしい態度を示すことができる。 - 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働することができる。	学部	総合医療学部では、本学の教育理念・目的である「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」に基づき、保健・医療系人材の養成という地域のニーズを踏まえ、生命の尊厳を守り、科学的根拠に基づいた知識・技術を用い、あらゆる年代における人々の健康の保持増進と生活の質の改善に貢献できる人材を養成すべく、幅広い教養と専門的な知識と技能、ヒューマンイズムに基づく倫理観を持ち、多職種との連携や変化に対応できる人材を養成する。 総合医療学部の学位授与の方針 - 幅広い教養と専門分野についての十分な知識・技能を身につけ、それらを活用して保健医療等に関する基本的な問題を解決することができる。 - 広い視野、ヒューマンイズム、倫理観と知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力を身につけ、困難な課題や予測不能事態にも適切に対処することができる。 - 主体性を持ち、生涯にわたって学び続けながら社会に貢献する人材としてふさわしい態度を示すことができる。 - 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働することができる。

新			旧		
学 科	理 学 療 法 学 科	理学療法学科は、地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏づけされた専門的知識・技術を備えた専門職者（Evidence-Based Practitioner）を育成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。 理学療法学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。	学 科	理 学 療 法 学 科	理学療法学科は、地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏づけされた専門的知識・技術を備えた専門職者（Evidence-Based Practitioner）を育成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。 理学療法学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。
		理学療法学科の学位授与の方針 - 幅広い教養と理学療法における専門的な知識・技能を身につけている。（総合医療学部 DP1 に対応） - 広い視野をもち、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） - 健康・医療に関わる課題を解決するために、理学療法の専門的な過程を用いて根拠に基づき、優れた理学療法技術を駆使して日常生活活動に関わる基本動作や身体能力の維持・改善に対する支援をするために必要な科学的思考力、判断力、表現力を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） - 健康・医療に関わる理学療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度を身につけている。（総合医療学部 DP3 に対応） - 円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働することができる。（総合医療学部 DP4 に対応）			理学療法学科の学位授与の方針 - 幅広い教養と理学療法における専門的な知識・技能を身につけている。（総合医療学部 DP1 に対応） - 広い視野をもち、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） - 健康・医療に関わる課題を解決するために、理学療法の専門的な過程を用いて根拠に基づき、優れた理学療法技術を駆使して日常生活活動に関わる基本動作や身体能力の維持・改善に対する支援をするために必要な科学的思考力、判断力、表現力を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） - 健康・医療に関わる理学療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度を身につけている。（総合医療学部 DP3 に対応） - 円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働することができる。（総合医療学部 DP4 に対応）

新			旧		
	看護学科	看護学科は、幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査し、課題解決に向けた具体的な計画を立案して着実に実施できる保健師を育成する。 看護学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 看護学科の学位授与の方針 - 幅広い教養と EBN (Evidence Based Nursing : 根拠に基づいた看護) に基づいた看護の実践に必要な基礎的・基本的な知識を身につけている。(総合医療学部 DP 1 に対応) - 多様な実践現場において看護を提供できる基礎的・基本的な技能を身につけている。(総合医療学部 DP 1 に対応) - 広い視野とヒューマニズムを持ち、看護の担い手としてふさわしい倫理観を身につけている。(総合医療学部 DP 2 に対応) - 異なる文化や多様な考えを尊重し、看護の担い手としてふさわしい健康課題の解決に向けて取り組むための思考力・判断力・表現力が身につけている。(総合医療学部 DP2 に対応) - 看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたり主体的・継続的に学修に取り組む態度が身につけている。(総合医療学部 DP3 に対応) - 円滑なコミュニケーションを図り、多職種と連携・協働していく態度が身につけている。(総合医療学部 DP4 に対応) - 地域社会にある様々な課題に関心を寄せ、積極的に地域貢献する態度が身につけている。(総合医療学部 DP3 に対応)		看護学科	看護学科は、幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査し、課題解決に向けた具体的な計画を立案して着実に実施できる保健師を育成する。 看護学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 看護学科の学位授与の方針 - 幅広い教養と EBN (Evidence Based Nursing : 根拠に基づいた看護) に基づいた看護の実践に必要な基礎的・基本的な知識を身につけている。(総合医療学部 DP 1 に対応) - 多様な実践現場において看護を提供できる基礎的・基本的な技能を身につけている。(総合医療学部 DP 1 に対応) - 広い視野とヒューマニズムを持ち、看護の担い手としてふさわしい倫理観を身につけている。(総合医療学部 DP 2 に対応) - 異なる文化や多様な考えを尊重し、看護の担い手としてふさわしい健康課題の解決に向けて取り組むための思考力・判断力・表現力が身につけている。(総合医療学部 DP2 に対応) - 看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたり主体的・継続的に学修に取り組む態度が身につけている。(総合医療学部 DP3 に対応) - 円滑なコミュニケーションを図り、多職種と連携・協働していく態度が身につけている。(総合医療学部 DP4 に対応) - 地域社会にある様々な課題に関心を寄せ、積極的に地域貢献する態度が身につけている。(総合医療学部 DP3 に対応)
	心理学科	心理学科は、多様な心理学および関連領域を学び、現代社会における多彩なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな課題に心理学の観点からアプローチできる人材を養成する。 心理学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 心理学科の学位授与の方針 - 社会人として、幅広い教養と自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。(総合医療学部 DP1 に対応) - 社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。(総合医療学部 DP1 に対応) - 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。(総合医療学部 DP2 に対応) - 変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける態度を修得している。(総合医療学部 DP3 に対応) - 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働する態度を身につけている。(総合医療学部 DP4 に対応)		心理学科	心理学科は、多様な心理学および関連領域を学び、現代社会における多彩なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな課題に心理学の観点からアプローチできる人材を養成する。 心理学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 心理学科の学位授与の方針 - 社会人として、幅広い教養と自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。(総合医療学部 DP1 に対応) - 社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。(総合医療学部 DP1 に対応) - 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。(総合医療学部 DP2 に対応) - 変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける態度を修得している。(総合医療学部 DP3 に対応) - 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働する態度を身につけている。(総合医療学部 DP4 に対応)

新			旧		
	作業療法学科	作業療法学科は、地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏づけされた専門的知識・技術を備えた専門職者（Evidence-Based Practitioner）を育成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。 作業療法学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 作業療法学科の学位授与の方針 - 幅広い教養と作業療法における専門的な知識・技能を身につけている。（総合医療学部 DP1 に対応） - 広い視野をもち、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） - 地域に住む孤立しがちな人びとや、心身および生活上の障害を抱えた人びとの個別な健康・医療課題を的確に把握し、子どもから高齢者に至るまでその人らしく生活できるように、その生活支援や就労支援を行うために必要な思考力、判断力、表現力を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） - 健康・医療に関わる作業療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度、積極的に地域貢献できる態度を身につけている。（総合医療学部 DP3 に対応） - 円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働することができる。（総合医療学部 DP4 に対応）		作業療法学科	作業療法学科は、地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏づけされた専門的知識・技術を備えた専門職者（Evidence-Based Practitioner）を育成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。 作業療法学科では、教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。 作業療法学科の学位授与の方針 - 幅広い教養と作業療法における専門的な知識・技能を身につけている。（総合医療学部 DP1 に対応） - 広い視野をもち、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） - 地域に住む孤立しがちな人びとや、心身および生活上の障害を抱えた人びとの個別な健康・医療課題を的確に把握し、子どもから高齢者に至るまでその人らしく生活できるように、その生活支援や就労支援を行うために必要な思考力、判断力、表現力を身につけている。（総合医療学部 DP2 に対応） - 健康・医療に関わる作業療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度、積極的に地域貢献できる態度を身につけている。（総合医療学部 DP3 に対応） - 円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働することができる。（総合医療学部 DP4 に対応）
(2) 国際看護学部			(3) 国際看護学部		
学部		国際看護学部では、本学の教育理念・目的を踏まえ、多文化共生社会となっていく社会構造の変化に対応するため、グローバルな視点をもった「社会に有為な保健医療人材の養成」を行うことを目指している。 グローバル化した社会においては、出身国が異なる人々に対し、その人の生まれ育った歴史を含めた全人的な存在そのものを受け入れながら、より質の高い看護ケアを提供することが求められる。そのためには、世界標準言語である英語を駆使して看護ケアを実施できることはもとより、異文化理解を含む、広い視野を持ち、慣習の違いを超えた人間的な関わりとコミュニケーション技術、さらには高度な情報処理能力に基づく科学的な考え方と研究する力を持った看護専門職が要求される。国際看護学部では、このような看護の新しい役割を担えるような人材を育成する。	学部		国際看護学部では、本学の教育理念・目的を踏まえ、多文化共生社会となっていく社会構造の変化に対応するため、グローバルな視点をもった「社会に有為な保健医療人材の養成」を行うことを目指している。 グローバル化した社会においては、出身国が異なる人々に対し、その人の生まれ育った歴史を含めた全人的な存在そのものを受け入れながら、より質の高い看護ケアを提供することが求められる。そのためには、世界標準言語である英語を駆使して看護ケアを実施できることはもとより、異文化理解を含む、広い視野を持ち、慣習の違いを超えた人間的な関わりとコミュニケーション技術、さらには高度な情報処理能力に基づく科学的な考え方と研究する力を持った看護専門職が要求される。国際看護学部では、このような看護の新しい役割を担えるような人材を育成する。

新				旧			
学 科	看 護 学 科	看護学科では、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。 1. 多文化社会に対応できる柔軟な能力、および広い視野と高い倫理観を持ち、グローバル化する次代の医療を担える看護能力を身につけている。 2. 科学的な根拠（エビデンス）に基づき、必要な看護ケアを適切に提供できる専門的知識と専門技術を身につけている。 3. 情報を正しく捉えて分析し、科学的に考えることのできる研究心を身につけている。 4. 優れた健康科学や看護ケアを世界に発信できる質の高い看護専門性を身につけている。 5. 看護専門職として生涯にわたり持続可能な主体的学修心を身につけている。		学 科	看 護 学 科	看護学科では、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。 6. 多文化社会に対応できる柔軟な能力、および広い視野と高い倫理観を持ち、グローバル化する次代の医療を担える看護能力を身につけている。 7. 科学的な根拠（エビデンス）に基づき、必要な看護ケアを適切に提供できる専門的知識と専門技術を身につけている。 8. 情報を正しく捉えて分析し、科学的に考えることのできる研究心を身につけている。 9. 優れた健康科学や看護ケアを世界に発信できる質の高い看護専門性を身につけている。 10. 看護専門職として生涯にわたり持続可能な主体的学修心を身につけている。	
別表第2 総合医療学部 初年次教育科目及び単位数 (1)初年次教育科目				別表第2 総合医療学部 初年次教育科目及び単位数 (1)初年次教育科目			
授 業 科 目		の 単 位 数	の 必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	備 考		
フレッシュャーズセミナー		2			(理学療法学科、作業療法学科)		
フレッシュャーズセミナー1		2			(心理学科)		
フレッシュャーズセミナー2		2			(心理学科)		
基礎ゼミナール		1			(看護学科)		
早期臨床実習		1			(看護学科)		
計		8		0			
別表第3 総合医療学部 一般教養科目及び単位数 (1)語学科目群				別表第3 総合医療学部 一般教養科目及び単位数 (1)語学科目群			
授 業 科 目		の 単 位 数	の 必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	備 考		
日 本 語	A	1			※理学療法学科、心理学科、作業療法学科は選択		
日 本 語	B	1					
英 語	A	1					
英 語	B	1					
医療英 語	※	2					
計		6		0			

新					旧						
(2)教養科目群					(2)教養科目群						
授業科目	の 単位 数	必修 科目 の 単位 数	選択 科目 の 単位 数	備考	授業科目	の 単位 数	必修 科目 の 単位 数	選択 科目 の 単位 数	備考		
スマートテクノロジー基礎※1	2			※1 看護学科は選択 ※2 看護学科は選択	スマートテクノロジー基礎※1	2			※1 看護学科は選択 ※2 看護学科は選択		
メディカルテクノロジー基礎※2	2				メディカルテクノロジー基礎※2	2					
研 究 法 基 礎			2		研 究 法 基 礎			2			
統 計 の し く み 1			2		統 計 の し く み 1			2			
統 計 の し く み 2			2		統 計 の し く み 2			2			
倫 理			2		倫 理			2			
歴 史 と 文 化			2		歴 史 と 文 化			2			
文 学 の 世 界			2		文 学 の 世 界			2			
社 会 学 入 門			2		社 会 学 入 門			2			
災 害 か ら の 復 興			2		災 害 か ら の 復 興			2			
ボ ラ ン テ ィ ア 論			2		ボ ラ ン テ ィ ア 論			2			
暮らしのなかの憲法			2		暮らしのなかの憲法			2			
ジェンダー論			2	ジェンダー論			2				
健康の科学 ※ 3	2			※3 理学療法学科、作業 療法学科は選択	健康の科学 ※ 3	2			※3 理学療法学科、作業 療法学科は選択		
健康・スポーツ 1 ※ 3	1				健康・スポーツ 1 ※ 3	1					
健康・スポーツ 2 ※ 3	1				健康・スポーツ 2 ※ 3	1					
計	8		22		計	8		22			
(3)グローバル展開科目群					(3)グローバル展開科目群						
授業科目	の 単位 数	必修 科目 の 単位 数	選択 科目 の 単位 数	自由 科目 の 単位 数	備考	授業科目	の 単位 数	必修 科目 の 単位 数	選択 科目 の 単位 数	自由 科目 の 単位 数	備考
国 際 保 健 論			2			国 際 保 健 論			2		
グローバルヘルスケア				2		グローバルヘルスケア				2	
ナショナルヘルスケア(先進医療)				1		ナショナルヘルスケア(先進医療)				1	
ナショナルヘルスケア(地域医療)				1		ナショナルヘルスケア(地域医療)				1	
計	0		2	4		計	0		2	4	
(4)連携科目群 理学療法学科					(4)連携科目群 理学療法学科						
授業科目	の 単位 数	必修 科目 の 単位 数	選択 科目 の 単位 数	備考	授業科目	の 単位 数	必修 科目 の 単位 数	選択 科目 の 単位 数	備考		
健 康 と 薬			2		健 康 と 薬			2			
多職種連携とチーム医療			1		多職種連携とチーム医療			1			
心 理 学 概 論			2		心 理 学 概 論			2			
組織の中の人間-組織行動の心理学-			2		組織の中の人間-組織行動の心理学-			2			
モチベーションの心理学			2		モチベーションの心理学			2			
放 射 線 と 健 康 支 援			1		放 射 線 と 健 康 支 援			1			
放 射 線 と 人 体			2		放 射 線 と 人 体			2			
人 間 栄 養 学			2		人 間 栄 養 学			2			
疫 学			2		疫 学			2			
看 護 学			1		看 護 学			1			
計	0		17		計	0		17			

新				旧			
看護学科				看護学科			
授業科目	の 単 位 数	の 選 択 科 目 の 単 位 数	備考	授業科目	の 単 位 数	の 選 択 科 目 の 単 位 数	備考
健 康 と 薬		2		健 康 と 薬		2	
多職種連携とチーム医療		1		多職種連携とチーム医療		1	
心 理 学 概 論		2		心 理 学 概 論		2	
組織の中の人間-組織行動の心理学-		2		組織の中の人間-組織行動の心理学-		2	
モチベーションの心理学		2		モチベーションの心理学		2	
救 急 処 理 法		2		救 急 処 理 法		2	
リハビリテーション学		1		リハビリテーション学		1	
計	0	12		計	0	12	
心理学科				心理学科			
授業科目	の 単 位 数	の 選 択 科 目 の 単 位 数	備考	授業科目	の 単 位 数	の 選 択 科 目 の 単 位 数	備考
健 康 と 薬		2		健 康 と 薬		2	
多職種連携とチーム医療		1		多職種連携とチーム医療		1	
放 射 線 と 健 康 支 援		1		放 射 線 と 健 康 支 援		1	
放 射 線 と 人 体		2		放 射 線 と 人 体		2	
人 間 栄 養 学		2		人 間 栄 養 学		2	
疫 学		2		疫 学		2	
看 護 学		1		看 護 学		1	
救 急 処 理 法		2		救 急 処 理 法		2	
リハビリテーション学		1		リハビリテーション学		1	
計	0	14		計	0	14	
作業療法学科				作業療法学科			
授業科目	の 単 位 数	の 選 択 科 目 の 単 位 数	備考	授業科目	の 単 位 数	の 選 択 科 目 の 単 位 数	備考
健 康 と 薬		2		健 康 と 薬		2	
多職種連携とチーム医療		1		多職種連携とチーム医療		1	
心 理 学 概 論		2		心 理 学 概 論		2	
組織の中の人間-組織行動の心理学-		2		組織の中の人間-組織行動の心理学-		2	
モチベーションの心理学		2		モチベーションの心理学		2	
放 射 線 と 健 康 支 援		1		放 射 線 と 健 康 支 援		1	
放 射 線 と 人 体		2		放 射 線 と 人 体		2	
人 間 栄 養 学		2		人 間 栄 養 学		2	
疫 学		2		疫 学		2	
看 護 学		1		看 護 学		1	
計	0	17		計	0	17	

新					旧				
別表第4 (削除)国際看護学部 全学共通教育科目及び単位数					別表第4 薬学部、国際看護学部 全学共通教育科目及び単位数				
(1)初年次教育科目					(1)初年次教育科目				
授業科目	の単位数	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考	授業科目	の単位数	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
(削 除)	(削除)			(削除)	イグナイト教育 1 A	3			(薬学部)
(削 除)	(削除)			(削除)	イグナイト教育 1 B	1			(薬学部)
フレッシュャーズセミナー	2			(削除)	フレッシュャーズセミナー	2			(国際看護学部)
計	2		0		計	6		0	
(2)リテラシー教育科目					(2)リテラシー教育科目				
授業科目	の単位数	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考	授業科目	の単位数	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
日 本 語 リ テ ラ シ ー	1				日 本 語 リ テ ラ シ ー	1			
コンピュータリテラシー	1				コンピュータリテラシー	1			
計	2		0		計	2		0	
(3)外国語教育科目					(3)外国語教育科目				
授業科目	の単位数	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考	授業科目	の単位数	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
英 語 A	1	1		2年次から4年次に履修 2年次から4年次に履修 2年次から4年次に履修 2年次から4年次に履修 2年次から4年次に履修	英 語 A	1	1		2年次から4年次に履修 2年次から4年次に履修 2年次から4年次に履修 2年次から4年次に履修 2年次から4年次に履修
英 語 A	2	1			英 語 A	2	1		
英 語 B	1	1			英 語 B	1	1		
英 語 B	2	1			英 語 B	2	1		
英 語 C	1	1			英 語 C	1	1		
英 語 C	2	1			英 語 C	2	1		
中 国 語	1		1		中 国 語	1		1	
中 国 語	2		1		中 国 語	2		1	
韓 国 語	1		1		韓 国 語	1		1	
韓 国 語	2		1		韓 国 語	2		1	
計	6		4		計	6		4	
外国人留学生においては、英語の代わりに単位数分の日本語を修得しなければならない。 また、(削除)中国語、もしくは韓国語のいずれかの言語科目から2単位以上修得すること。					外国人留学生においては、英語の代わりに単位数分の日本語を修得しなければならない。 また、国際看護学部においては、中国語、もしくは韓国語のいずれかの言語科目から2単位以上修得すること。				

新					旧				
(4)一般教養科目					(4)一般教養科目				
人文科学分野	授業科目	の 単位 数	の 選 修 単 位 数	備 考	人文科学分野	授業科目	の 単位 数	の 選 修 単 位 数	備 考
	哲 学 の 世 界 こ と ば の 科 学 心 理 学 概 論 (削 除)		2 2 2 (削除)	(削除)		哲 学 の 世 界 こ と ば の 科 学 心 理 学 概 論 世界の歴史と文化※1		2 2 2 2	※1「世界の歴史と文化」は、薬学部のみ開講。
	倫 理 学 の 世 界 (削 除)		2 (削除)			倫 理 学 の 世 界 芸術の世界※2		2 2	国際看護学部においては、当該科目を「社会科学分野」とする。
	文 学 の 世 界 (削 除)		2 (削除)			文 学 の 世 界 日本の歴史と文化※2		2 2	※2「芸術の世界」「日本の歴史と文化」は薬学部のみ開講。
				(削除)					
社会科学分野	法 学 入 門 (削 除)		2 (削除)	(削除)	社会科学分野	法 学 入 門 ※ 2		2	※1「経済学入門」「経営学入門」「ジェンダー論」は薬学部のみ開講。
	社 会 学 入 門 (削 除)		2 (削除)			経 済 学 入 門 ※ 1		2	
	(削 除)		(削除)			社 会 学 入 門 ※ 2		2	
	(削 除)		(削除)	(削除)		災 害 か ら の 復 興 暮らしのなかの憲法		2 2	
	(削 除)		(削除)	(削除)		経 営 学 入 門 ※ 1		2	※2 国際看護学部は「法学入門」「社会学入門」「世界の歴史と文化」を開講。「世界の歴史と文化」は国際看護学部のみ「社会科学分野」として位置付ける。
自然科学分野	自 然 科 学 の あ ゆ み (削 除)		2 (削除)	(削除)	自然科学分野	自 然 科 学 の あ ゆ み ※ 2		2	※1「地球環境の科学」は薬学部のみ開講。
	統 計 の し く み		2	(削除)		健 康 と 薬 統 計 の し く み ※ 2		2 2	※2 国際看護学部は「自然科学のあゆみ」「統計のしくみ」「生命の科学」「情報演習」のみ開講。
	生 命 の 科 学 (削 除)		2 (削除)			生 命 の 科 学 ※ 2		2	※3 国際看護学部のみ開講。
	(削 除)		(削除)			食 品 の 科 学		2	
	情 報 演 習	2		(削除)		地 球 環 境 の 科 学 ※ 1 情 報 演 習 ※ 3	2	2	
	計	2	22			計	2	44	
(5)健康・スポーツ教育科目					(5)健康・スポーツ教育科目				
	授業科目	の 単位 数	の 選 修 単 位 数	備 考		授業科目	の 単位 数	の 選 修 単 位 数	備 考
	健 康 の 科 学	2				健 康 の 科 学	2		
	健 康 ・ ス ポ ー ツ 1	1				健 康 ・ ス ポ ー ツ 1	1		
	健 康 ・ ス ポ ー ツ 2	1				健 康 ・ ス ポ ー ツ 2	1		
	計	4	0			計	4	0	

新	旧						
(削除)	別表第5 薬学部専門科目及び単位数						
	薬学科						
		授業科目	の 単 位 数	の 必 修 科 目	の 選 択 科 目	の 自 由 科 目 の 単 位 数	備考
	イグナイト教育	イグナイト教育 2A	2				
		イグナイト教育 2B	1				
		イグナイト教育 3	2				
		アドバンスイグナイト (勉勵)	2				
		小計(4科目)	7	0	0		
	数学・英語・実習入門	数 学 入 門			1		
		数 学	2				
		数学基礎演習 1			1		
		数学基礎演習 2			1		
		臨 床 統 計 学	1				
		薬 学 英 語 入 門	1				
		薬 学 英 語	1				
		自然科学実習入門	2				
	小計(8科目)	7	3	0			
	物理系	物 理 学	2				
		物理学演習 1	1				
		物理学演習 2	1				
		物理系実習	2				
		物理化学 1	1				
		物理化学 2	1				
		物理化学 3	1				
		薬品分析学基礎			1		
		薬品分析学 1	1				
		薬品分析学 2	1				
		放 射 薬 品 学			1		
		物理系薬学要説			1		
		小計(12科目)	11	3	0		
	化学系	化 学 1	2				
		化 学 2	1				
		化 学 3	1				
		化学演習 1	1				
		化学演習 2	1				
		化学系実習	3				
		化学結合論			1		
		無 機 化 学	1				
		有機化学 1	1				
		有機化学 2	1				
		有機化学 3	1				
		有機化学 4	1				
		生物有機化学	1				
医薬品化学 1		1					
医薬品化学 2		1					
薬 の 基 原		1					
生 薬 学		1					
植物薬品化学				1			
化学系薬学要説				1			
小計(19科目)		19	3	0			

新		旧				
		授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 科 目 の 単 位 数	備 考
	生物系	生 物 学 1	1			
		生 物 学 2	1			
		生 物 学 演 習 1	1			
		生 物 学 演 習 2	1			
		生 物 系 実 習	2			
		機 能 形 態 学 1	1			
		機 能 形 態 学 2	1			
		機 能 形 態 学 3	1			
		生 化 学 1	1			
		生 化 学 2	1			
		細 胞 分 子 生 物 学	1			
		微 生 物 学	1			
		免 疫 学	1			
		生 物 系 薬 学 要 説		1		
		小計(14科目)	14	1	0	
	薬理・病態・薬物治療学系 専門教育科目	薬 理 学 1	1			
		薬 理 学 2	1			
		薬 理 学 3	1			
		薬 理 学 4	1			
		化 学 療 法 学 1	1			
		化 学 療 法 学 2	1			
		漢 方 医 薬 学	1			
		漢 方 治 療 学		1		
		病 態・臨 床 検 査 学	1			
		病 態・薬 物 治 療 学 1	2			
		病 態・薬 物 治 療 学 2	2			
		病 態・薬 物 治 療 学 3	2			
		ク リ ニ カ ル ケ ー ス ス タ デ ィ		2		
		薬 物 治 療 特 論		1		
		臨 床 免 疫 学	1			
		病 態 分 子 生 物 学	1			
		臨 床 生 理 学		1		
		臨 床 血 液 学		1		
		治 療 系 実 習	2			
		薬 と 疾 病 要 説		1		
	小計(20科目)	18	7	0		
	衛生系	衛 生 化 学	1			
		公 衆 衛 生 学	1			
		環 境 衛 生 学	1			
		衛 生 系 実 習	2			
		薬 品 安 全 性 学	1			
		食 品 と 健 康		1		
		健 康 と 環 境 要 説		1		
	小計(7科目)	6	2	0		
	薬剤系	薬 局 方 概 論	1			
		生 物 薬 剤 学	1			
		物 理 薬 剤 学	1			
		臨 床 薬 物 動 態 学	1			
		製 剤 学	1			
		調 剤 系 実 習	2			
		医 薬 品 開 発 概 論	1			
		生 物 構 造 薬 学		1		
		香 粧 品 学		1		

新		旧				
	専門教育科目		医薬品創製要説		<u>1</u>	
			小計(10科目)	<u>8</u>	<u>3</u>	<u>0</u>
		法規・制度・倫理系	地域・災害医療学		<u>1</u>	
			薬事関係法規	<u>1</u>		
			薬事関係制度	<u>1</u>		
			M R 実践論		<u>1</u>	
			医療心理学	<u>1</u>		
			臨床心理学		<u>1</u>	
			薬学と社会要説		<u>1</u>	
			小計(7科目)	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>0</u>
		ファーマドリル	ファーマドリル 1	<u>1</u>		
			ファーマドリル 2	<u>1</u>		
			ファーマドリル 3	<u>1</u>		
			ファーマドリル 4	<u>1</u>		
			ファーマドリル 5		<u>2</u>	
			薬学総合演習	<u>7</u>		
			小計(6科目)	<u>11</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
		臨床系	向精神薬論		<u>1</u>	
			医薬品情報学	<u>1</u>		
			救急・中毒学		<u>1</u>	
			地域・在宅医療		<u>1</u>	
			看護学		<u>1</u>	
			アンチエイジングと終末期医療		<u>1</u>	
			臨床栄養学	<u>1</u>		
			臨床薬学 1	<u>1</u>		
			臨床薬学 2	<u>1</u>		
			小計(9科目)	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>0</u>
		実務実習	プレ実務実習	<u>4</u>		
			病院実習	<u>10</u>		
			薬局実習	<u>10</u>		
			小計(3科目)	<u>24</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		卒業研究	卒業研究 A ※		<u>10</u>	
			卒業研究 B ※		<u>10</u>	
			小計(2科目)	<u>0</u>	<u>20</u>	<u>0</u>
		合計(121科目)		<u>132</u>	<u>53</u>	<u>0</u>

※「卒業研究 A」「卒業研究 B」のいずれか 1 科目を選択必修

新							旧						
別表第5 総合医療学部専門科目及び単位数 理学療法学科							別表第6 総合医療学部専門科目及び単位数 理学療法学科						
科目区分		授業科目	の必修 単位数	の選択 単位数	の自由 単位数	備考	科目区分		授業科目	の必修 単位数	の選択 単位数	の自由 単位数	備考
専門教育科目（専門基礎科目）	人体の構造と機能及び 心身の発達	人体の構造 I	2				人体の構造と機能及び 心身の発達	人体の構造と機能及び 心身の発達	人体の構造 I	2			
		人体の構造 II	2						人体の構造 II	2			
		人体の構造 III	2						人体の構造 III	2			
		人体の構造 IV	2						人体の構造 IV	2			
		人体の構造演習	1						人体の構造演習	1			
		人体の機能 I	2						人体の機能 I	2			
		人体の機能 II	2						人体の機能 II	2			
		人体の機能演習	1						人体の機能演習	1			
		運動学	2						運動学	2			
		運動学演習	1						運動学演習	1			
		人間発達学	2						人間発達学	2			
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	理学	2				疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	理学	2			
		薬理学	2						薬理学	2			
		救急処置法	2						救急処置法	2			
		神経内科学	2						神経内科学	2			
		整形外科学	2	2					整形外科学	2	2		
		小児科学	2						小児科学	2			
		精神医学	2						精神医学	2			
専門教育科目（専門基礎科目）	保健医療福祉とリハビリテーションの 理念	臨床心理学	2				保健医療福祉とリハビリテーションの 理念	保健医療福祉とリハビリテーションの 理念	臨床心理学	2			
		公衆衛生学	2						公衆衛生学	2			
		高次脳機能障害学		1					高次脳機能障害学		1		
	保健医療福祉とリハビリテーションの 理念	社会福祉学概論	2				保健医療福祉とリハビリテーションの 理念	保健医療福祉とリハビリテーションの 理念	社会福祉学概論	2			
		チーム医療演習	1						チーム医療演習	1			
		リハビリテーション概論	2						リハビリテーション概論	2			
	小計（25科目）		40	5				小計（25科目）		40	5		
専門教育科目（専門科目）	基礎理学療法学	リスク管理論		1			基礎理学療法学	基礎理学療法学	リスク管理論		1		
		科学的根拠に基づく実践	2						科学的根拠に基づく実践	2			
		生物統計学		2					生物統計学		2		
		卒業研究 I	2						卒業研究 I	2			
		卒業研究 II	2						卒業研究 II	2			
	理学療法管理学	理学療法学概論	1					理学療法管理学	理学療法学概論	1			
		臨床教育と管理	2						臨床教育と管理	2			
		理学療法教育学と生涯学習 理学療法教育学		2 2					理学療法教育学と生涯学習 理学療法教育学		2 2		
	理学療法評価学	基礎理学療法評価学	1					理学療法評価学	基礎理学療法評価学	1			
		専門理学療法評価学		1					専門理学療法評価学		1		
		関節運動測定演習	2						関節運動測定演習	2			
		感覚運動測定演習	2						感覚運動測定演習	2			
		臨床推論演習	1						臨床推論演習	1			

新						旧								
専門教育科目（専門科目）	理学療法治療学	運動療法学総論	2				理学療法治療学	運動療法学総論	2					
		日常生活活動分析学演習	1					日常生活活動分析学演習	1					
		運動器・スポーツ理学療法学Ⅰ	2					運動器・スポーツ理学療法学Ⅰ	2					
		運動器・スポーツ理学療法学Ⅱ	1					運動器・スポーツ理学療法学Ⅱ	1					
		神経機能理学療法学Ⅰ	2					神経機能理学療法学Ⅰ	2					
		神経機能理学療法学Ⅱ	1					神経機能理学療法学Ⅱ	1					
		内部障害理学療法学Ⅰ	2					内部障害理学療法学Ⅰ	2					
		内部障害理学療法学Ⅱ	1					内部障害理学療法学Ⅱ	1					
		発達と理学療法学Ⅰ	2					発達と理学療法学Ⅰ	2					
		発達と理学療法学Ⅱ	1					発達と理学療法学Ⅱ	1					
専門教育科目（専門科目）	理学療法治療学	物理療法Ⅰ	1				理学療法治療学	物理療法Ⅰ	1					
		物理療法Ⅱ	2					物理療法Ⅱ	2					
		義肢学演習	1					義肢学演習	1					
		装具学演習	1					装具学演習	1					
		徒手理学療法学	1					徒手理学療法学	1					
		理学療法セミナーⅠ	1					理学療法セミナーⅠ	1					
		理学療法セミナーⅡ	2					理学療法セミナーⅡ	2					
		地域理学療法学	生活環境学		2				地域理学療法学	生活環境学		2		
			地域理学療法学	2						地域理学療法学	2			
			地域理学療法学演習	1						地域理学療法学演習	1			
臨床実習	見学実習	1				臨床実習	見学実習	1						
	地域包括ケアシステム実習	2					地域包括ケアシステム実習	2						
	評価学実習	4					評価学実習	4						
	臨床能力演習	2					臨床能力演習	2						
	臨床実習Ⅰ	8					臨床実習Ⅰ	8						
	臨床実習Ⅱ	8					臨床実習Ⅱ	8						
小計（40科目）			67	10			小計（40科目）			67	10			
合計（65科目）			107	15			合計（65科目）			107	15			

看護学科						看護学科							
科目区分		授業科目	の必修 単位数	の選択 単位数	の自由 単位数	備考	科目区分		授業科目	の必修 単位数	の選択 単位数	の自由 単位数	備考
専門教育科目（専門基礎分野）	専門基礎分野	人体の構造と機能1	2				専門教育科目（専門基礎分野）	専門基礎分野	人体の構造と機能1	2			
		人体の構造と機能2	2						人体の構造と機能2	2			
		生化学	2						生化学	2			
		人間栄養学	2						人間栄養学	2			
		感染防御学	2						感染防御学	2			
		薬理学	2						薬理学	2			
		臨床心理学	1						臨床心理学	1			
		疾病治療論1	2						疾病治療論1	2			
		疾病治療論2	2						疾病治療論2	2			
		疾病治療論3	1						疾病治療論3	1			
		放射線と人体	2						放射線と人体	2			
		社会福祉学	2						社会福祉学	2			
		公衆衛生学	2						公衆衛生学	2			
		保健統計学			2				保健統計学			2	
		疫学			2				疫学			2	
保健医療福祉行政論			2		保健医療福祉行政論			2					
ICT基礎演習1	1				ICT基礎演習1	1							
ICT基礎演習2				1		ICT基礎演習2				1			

新							旧						
		小計(18科目)	25	6	1				小計(18科目)	25	6	1	
専門教育科目 (専門分野)	基礎看護学	看護学概論	2				基礎看護学	看護学概論	2				
		基礎看護援助論	1					基礎看護援助論	1				
		ヘルスアセスメント	1					ヘルスアセスメント	1				
		生活援助技術論	2					生活援助技術論	2				
		診療援助技術論	2					診療援助技術論	2				
		看護理論	1					看護理論	1				
		看護過程論	2					看護過程論	2				
		基礎看護学実習1	1					基礎看護学実習1	1				
		基礎看護学実習2	2					基礎看護学実習2	2				
	成人看護学	成人看護学概論1	1				成人看護学	成人看護学概論1	1				
		成人看護学概論2	1					成人看護学概論2	1				
		成人看護学急性期援助論1	1					成人看護学急性期援助論1	1				
		成人看護学急性期援助論2	1					成人看護学急性期援助論2	1				
		成人看護学慢性期援助論1	1					成人看護学慢性期援助論1	1				
		成人看護学慢性期援助論2	1					成人看護学慢性期援助論2	1				
		成人看護学実習	4					成人看護学実習	4				
	老年看護学	老年看護学概論1	1				老年看護学	老年看護学概論1	1				
		老年看護学概論2	1					老年看護学概論2	1				
		老年看護学援助論1	1					老年看護学援助論1	1				
		老年看護学援助論2	1					老年看護学援助論2	1				
		老年看護学実習1	1					老年看護学実習1	1				
		老年看護学実習2	2					老年看護学実習2	2				
	母性看護学	母性看護学概論1	1				母性看護学	母性看護学概論1	1				
		母性看護学概論2	1					母性看護学概論2	1				
		母性看護学援助論1	1					母性看護学援助論1	1				
		母性看護学援助論2	1					母性看護学援助論2	1				
		母性看護学実習	2					母性看護学実習	2				
	小児看護学	小児看護学概論1	1				小児看護学	小児看護学概論1	1				
		小児看護学概論2	1					小児看護学概論2	1				
		小児看護学援助論1	1					小児看護学援助論1	1				
		小児看護学援助論2	1					小児看護学援助論2	1				
		小児看護学実習	2					小児看護学実習	2				
専門教育科目 (専門分野)	精神看護学	精神看護学概論1	1				精神看護学	精神看護学概論1	1				
		精神看護学概論2	1					精神看護学概論2	1				
		精神看護学援助論1	1					精神看護学援助論1	1				
		精神看護学援助論2	1					精神看護学援助論2	1				
		精神看護学実習	2					精神看護学実習	2				
	公衆衛生学	公衆衛生看護学概論	2				公衆衛生学	公衆衛生看護学概論	2				
		公衆衛生看護方法論1				2		公衆衛生看護方法論1				2	
		公衆衛生看護方法論2				2		公衆衛生看護方法論2				2	
		公衆衛生看護活動論				2		公衆衛生看護活動論				2	
		学校保健・産業保健				2		学校保健・産業保健				2	
		公衆衛生看護管理論				2		公衆衛生看護管理論				2	
		公衆衛生看護学実習A				2		公衆衛生看護学実習A				2	
		公衆衛生看護学実習B				3		公衆衛生看護学実習B				3	
	地域・在宅看護論	在宅看護学概論	2				地域・在宅看護論	在宅看護学概論	2				
		在宅看護学援助論1	1					在宅看護学援助論1	1				
		在宅看護学援助論2	1					在宅看護学援助論2	1				
		地域ケアシステム論	2					地域ケアシステム論	2				
		地域ケアシステム実習	1					地域ケアシステム実習	1				
		在宅看護学実習	2					在宅看護学実習	2				

新							旧						
看護の統合と実践	看護倫理	1					看護の統合と実践	看護倫理	1				
	看護マネジメント	1						看護マネジメント	1				
	医療安全	1						医療安全	1				
	国際看護論	1						国際看護論	1				
	放射線と健康支援	1						放射線と健康支援	1				
	災害看護	1						災害看護	1				
	災害看護演習	1						災害看護演習	1				
	リハビリテーション看護論		1					リハビリテーション看護論		1			
	コンサルテーション論		1					コンサルテーション論		1			
	緩和ケア		1					緩和ケア		1			
	クリティカルケア	1						クリティカルケア	1				
	看護学シミュレーション	2						看護学シミュレーション	2				
	看護学統合実習	3						看護学統合実習	3				
	臨床看護実践論	1						臨床看護実践論	1				
	看護研究	1						看護研究	1				
	卒業研究	2						卒業研究	2				
小計(67科目)		77	3	15			小計(67科目)		77	3	15		
合計(85科目)		102	9	16			合計(85科目)		102	9	16		
心理学科							心理学科						
科目区分	授業科目	の必修単位数	の選択単位数	の自由単位数	備考		科目区分	授業科目	の必修単位数	の選択単位数	の自由単位数	備考	
研究法分野	心理学統計法1	2					研究法分野	心理学統計法1	2				
	心理学研究法	2						心理学研究法	2				
	心理学実験1	2						心理学実験1	2				
	心理学統計法2	2						心理学統計法2	2				
	心理学実験2	2						心理学実験2	2				
	ビジネスデータ分析演習		2					ビジネスデータ分析演習		2			
	心理学調査概論		2					心理学調査概論		2			
	ウェブ実験デザイン演習		2					ウェブ実験デザイン演習		2			
	心理学発展研究演習		2					心理学発展研究演習		2			
	小計(9科目)	10	8	0				小計(9科目)	10	8	0		
基礎心理学分野	心理学への招待	2					基礎心理学分野	心理学への招待	2				
	心理学概論	2						心理学概論	2				
	知覚・認知心理学	2						知覚・認知心理学	2				
	学習・言語心理学	2						学習・言語心理学	2				
	ビジネスと認知行動		2					ビジネスと認知行動		2			
	視覚デザインの心理学		2					視覚デザインの心理学		2			
	芸術の心理学		2					芸術の心理学		2			
	神経・生理心理学		2					神経・生理心理学		2			
	考えることの心理学		2					考えることの心理学		2			
	認知心理学の応用		2					認知心理学の応用		2			
	応用心理学演習		2					応用心理学演習		2			
	小計(11科目)	8	14	0				小計(11科目)	8	14	0		
心教育・発達分野	発達心理学	2					心教育・発達分野	発達心理学	2				
	青年心理学		2					青年心理学		2			
	教育・学校心理学		2					教育・学校心理学		2			
	モチベーションの心理学		2					モチベーションの心理学		2			
	老年心理学		2					老年心理学		2			
小計(5科目)		2	8	0			小計(5科目)		2	8	0		

新						旧					
専門教育科目	臨床心理学分野	臨床心理学概論	2			臨床心理学分野	臨床心理学概論	2			
		感情・人格心理学	2				感情・人格心理学	2			
		福祉心理学		2			福祉心理学		2		
		司法・犯罪心理学		2			司法・犯罪心理学		2		
		公認心理師の職責		1			公認心理師の職責		1		
		心理的アセスメント1		2			心理的アセスメント1		2		
		心理学的支援法		2			心理学的支援法		2		
		心理的アセスメント2		2			心理的アセスメント2		2		
		心理演習		2			心理演習		2		
		心理実習		2			心理実習		2		
	小計(10科目)		4	15	0		小計(10科目)		4	15	0
	心社会学・産業分野	社会・集団・家族心理学1	2			心社会学・産業分野	社会・集団・家族心理学1	2			
		社会・集団・家族心理学2		2			社会・集団・家族心理学2		2		
		組織の中の人間-組織行動の心理学-	2				組織の中の人間-組織行動の心理学-	2			
		コミュニケーション心理学		2			コミュニケーション心理学		2		
		産業・組織心理学		2			産業・組織心理学		2		
		マーケティングと心理学		2			マーケティングと心理学		2		
		広告と消費者行動		2			広告と消費者行動		2		
	小計(7科目)		4	10	0		小計(7科目)		4	10	0
専門教育科目	健康・医療分野	健康・医療心理学		2		健康・医療分野	健康・医療心理学		2		
		人体の構造と機能及び疾病		2			人体の構造と機能及び疾病		2		
		障害者・障害児心理学		2			障害者・障害児心理学		2		
		精神疾患とその治療		2			精神疾患とその治療		2		
	小計(4科目)		0	8	0		小計(4科目)		0	8	0
	対人支援分野	社会学と社会システム		2		対人支援分野	社会学と社会システム		2		
		社会福祉の原理と政策1		2			社会福祉の原理と政策1		2		
		地域福祉と包括的支援体制1		2			地域福祉と包括的支援体制1		2		
		ソーシャルワークの基盤と専門職		2			ソーシャルワークの基盤と専門職		2		
		社会福祉の原理と政策2		2			社会福祉の原理と政策2		2		
		障害者福祉		2			障害者福祉		2		
		地域福祉と包括的支援体制2		2			地域福祉と包括的支援体制2		2		
		関係行政論		2			関係行政論		2		
		刑事司法と福祉		2			刑事司法と福祉		2		
		社会保障1		2			社会保障1		2		
		権利擁護を支える法制度		2			権利擁護を支える法制度		2		
		社会福祉調査の基礎		2			社会福祉調査の基礎		2		
		ソーシャルワーク演習		2			ソーシャルワーク演習		2		
		社会保障2		2			社会保障2		2		
	小計(14科目)		0	28	0		小計(14科目)		0	28	0
	キャリア分野	キャリアデザイン1	2			キャリア分野	キャリアデザイン1	2			
		キャリアデザイン2	2				キャリアデザイン2	2			
		キャリアデザイン総合演習		2			キャリアデザイン総合演習		2		
	小計(3科目)		4	2	0		小計(3科目)		4	2	0
	ゼミ・卒業研究分野	心理学基礎演習1	2			ゼミ・卒業研究分野	心理学基礎演習1	2			
		心理学基礎演習2	2				心理学基礎演習2	2			
		心理学特殊演習1	2				心理学特殊演習1	2			
		心理学特殊演習2	2				心理学特殊演習2	2			
		卒業研究	8				卒業研究	8			
	小計(5科目)		16	0	0		小計(5科目)		16	0	0
合計(68科目)		48	93	0	合計(68科目)		48	93	0		

新							旧						
作業療法学科							作業療法学科						
		授 業 科 目	の 必 単 修 位 科 数 目	の 選 単 択 位 科 数 目	の 自 由 科 目 単 位 数	備 考			授 業 科 目	の 必 単 修 位 科 数 目	の 選 単 択 位 科 数 目	の 自 由 科 目 単 位 数	備 考
専門教育科目（専門基礎科目）	人体の構造と機能及び 心身の発達	人体の構造Ⅰ	2				人体の構造と機能及び 心身の発達	人体の構造Ⅰ	2				
		人体の構造Ⅱ	2					人体の構造Ⅱ	2				
		人体の構造Ⅲ	2					人体の構造Ⅲ	2				
		人体の構造Ⅳ	2					人体の構造Ⅳ	2				
		人体の構造演習	1					人体の構造演習	1				
		人体の機能Ⅰ	2					人体の機能Ⅰ	2				
		人体の機能Ⅱ	2					人体の機能Ⅱ	2				
		人体の機能演習	1					人体の機能演習	1				
		運動学	2					運動学	2				
		運動学演習	1					運動学演習	1				
	疾病と障害の成り立ち及び回復 過程の促進	病理学	2				疾病と障害の成り立ち及び回復 過程の促進	病理学	2				
		薬理学	2					薬理学	2				
		救急処置法	2					救急処置法	2				
		神経内科学	2					神経内科学	2				
		整形外科学	2					整形外科学	2				
		小児科学		2				小児科学			2		
		精神医学	2					精神医学	2				
		臨床心理学	2					臨床心理学	2				
		公衆衛生学	2					公衆衛生学	2				
専門教育科目（専門基礎科目）	保健医療福祉と リハビリテーション の理念	社会福祉学概論	2				保健医療福祉と リハビリテーション の理念	社会福祉学概論	2				
		チーム医療演習	1					チーム医療演習	1				
		リハビリテーション概論	2					リハビリテーション概論	2				
	小計（23科目）		38	4			小計（23科目）		38	4			
専門教育科目（専門基科目）	基礎作業療法学	作業療法基礎理論	2				基礎作業療法学	作業療法基礎理論	2				
		リスク管理論		1				リスク管理論			1		
		科学的根拠に基づく実践	2					科学的根拠に基づく実践	2				
		生物統計学		2				生物統計学			2		
		基礎作業学演習	1					基礎作業学演習	1				
		卒業研究Ⅰ	2					卒業研究Ⅰ	2				
		卒業研究Ⅱ	2					卒業研究Ⅱ	2				
	作業療法管理学	作業療法学概論	1				作業療法管理学	作業療法学概論	1				
		臨床教育と管理	2					臨床教育と管理	2				
		作業療法教育学		2				作業療法教育学			2		
		作業療法教育学と生涯学習		2				作業療法教育学と生涯学習			2		
	作業療法評価学	作業評価学演習	1				作業療法評価学	作業評価学演習	1				
		検査測定法演習	1					検査測定法演習	1				
		身体機能評価学演習	1					身体機能評価学演習	1				
		精神機能評価学	2					精神機能評価学	2				
		精神機能評価学演習	1					精神機能評価学演習	1				
		発達機能評価学演習	1					発達機能評価学演習	1				

新							旧						
専門教育科目（専門科目）	作業療法治療学	日常生活活動学	2	1			専門教育科目（専門科目）	作業療法治療学	日常生活活動学	2	1		
		日常生活活動学演習	1						日常生活活動学演習	1			
		身体機能作業療法学Ⅰ	2						身体機能作業療法学Ⅰ	2			
		身体機能作業療法学Ⅱ	2						身体機能作業療法学Ⅱ	2			
		身体機能作業療法学Ⅲ	1						身体機能作業療法学Ⅲ	1			
		身体機能作業療法学演習	1						身体機能作業療法学演習	1			
		精神機能作業療法学	2						精神機能作業療法学	2			
		精神機能作業療法学演習							精神機能作業療法学演習				
		老年期作業療法学	2						老年期作業療法学	2			
		老年期作業療法学演習	1						老年期作業療法学演習	1			
		発達と作業療法学演習	1						発達と作業療法学演習	1			
		高次脳機能作業療法学演習	1						高次脳機能作業療法学演習	1			
	義肢装具学演習	1	義肢装具学演習	1									
	臨床推論演習	1	臨床推論演習	1									
	作業療法セミナーⅠ	1	作業療法セミナーⅠ	1									
	作業療法セミナーⅡ	1	作業療法セミナーⅡ	1									
地域作業療法学	地域作業療法学	2	1			地域作業療法学	地域作業療法学	2	1				
	地域作業療法学演習	1					地域作業療法学演習	1					
	住環境整備・福祉用具学演習						住環境整備・福祉用具学演習						
	地域保健マネジメント論	1					地域保健マネジメント論	1					
	就労支援と作業療法演習	1					就労支援と作業療法演習	1					
臨床実習	見学実習	1				臨床実習	見学実習	1					
	地域包括ケアシステム実習	2					地域包括ケアシステム実習	2					
	評価学実習	4					評価学実習	4					
	臨床能力演習	2					臨床能力演習	2					
	臨床実習Ⅰ	8					臨床実習Ⅰ	8					
	臨床実習Ⅱ	8					臨床実習Ⅱ	8					
小計（44科目）			69	9			小計（44科目）			69	9		
合計（67科目）			107	13			合計（67科目）			107	13		

別表第6

国際看護学部専門科目及び単位数
看護学科

—（省略）—

別表第7

学 費

入 学 金	(削除)
	(総合医療学部 理学療法学科) 300,000 円
	(総合医療学部 看護学科) 300,000 円
	(総合医療学部 心理学科) 200,000 円
	(総合医療学部 作業療法学科) 300,000 円
	(国際看護学部 看護学科) 300,000 円
(削除)	

別表第7

国際看護学部専門科目及び単位数
看護学科

—（省略）—

別表第8

学 費

入 学 金	(薬学部 薬学科) 400,000 円		
	(総合医療学部 理学療法学科) 300,000 円		
	(総合医療学部 看護学科) 300,000 円		
	(総合医療学部 心理学科) 200,000 円		
	(総合医療学部 作業療法学科) 300,000 円		
	(国際看護学部 看護学科) 300,000 円		
薬学部			
費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次
授 業 料	1,000,000 円	1,440,000 円	1,440,000 円
施設設備費	560,000 円	560,000 円	560,000 円
実務実習費	0円	0円	0円

新					旧																			
					<table><tr><th>費 目</th><th>4 年 次</th><th>5 年 次</th><th>6 年 次</th></tr><tr><td>授 業 料</td><td>1,440,000 円</td><td>1,440,000 円</td><td>1,440,000 円</td></tr><tr><td>施設設備費</td><td>560,000 円</td><td>560,000 円</td><td>560,000 円</td></tr><tr><td>実務実習費</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>				費 目	4 年 次	5 年 次	6 年 次	授 業 料	1,440,000 円	1,440,000 円	1,440,000 円	施設設備費	560,000 円	560,000 円	560,000 円	実務実習費	0円	0円	0円
費 目	4 年 次	5 年 次	6 年 次																					
授 業 料	1,440,000 円	1,440,000 円	1,440,000 円																					
施設設備費	560,000 円	560,000 円	560,000 円																					
実務実習費	0円	0円	0円																					
総合医療学部 理学療法学科					総合医療学部 理学療法学科																			
費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次															
授 業 料	800,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円	授 業 料	800,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円															
施設設備費	460,000 円	340,000 円	340,000 円	340,000 円	施設設備費	460,000 円	340,000 円	340,000 円	340,000 円															
総合医療学部 看護学科					総合医療学部 看護学科																			
費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次															
授 業 料	800,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円	授 業 料	800,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円															
施設設備費	460,000 円	340,000 円	340,000 円	340,000 円	施設設備費	460,000 円	340,000 円	340,000 円	340,000 円															
総合医療学部 心理学科					総合医療学部 心理学科																			
費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次															
授 業 料	700,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円	授 業 料	700,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円															
施設設備費	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円	施設設備費	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円															
総合医療学部 作業療法学科					総合医療学部 作業療法学科																			
費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次															
授 業 料	800,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円	授 業 料	800,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円															
施設設備費	460,000 円	340,000 円	340,000 円	340,000 円	施設設備費	460,000 円	340,000 円	340,000 円	340,000 円															
国際看護学部 看護学科					国際看護学部 看護学科																			
費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次															
授 業 料	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	授 業 料	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円															
施設設備費	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円	施設設備費	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円															
在籍料（休学者）					在籍料（休学者）																			
学部	学科	半期	年間		学部	学科	半期	年間																
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）		薬学部	薬学科	90,000 円	180,000 円																
総合医療学部	理学療法学科	80,000 円	160,000 円		総合医療学部	理学療法学科	80,000 円	160,000 円																
	看護学科	75,000 円	150,000 円			看護学科	75,000 円	150,000 円																
	心理学科	60,000 円	120,000 円			心理学科	60,000 円	120,000 円																
	作業療法学科	80,000 円	160,000 円			作業療法学科	80,000 円	160,000 円																
国際看護学部	看護学科	75,000 円	150,000 円		国際看護学部	看護学科	75,000 円	150,000 円																
聴講生・科目等履修生・研究生					聴講生・科目等履修生・研究生																			
聴 講 生	登 録 料	10,000 円			聴 講 生	登 録 料	10,000 円																	
	聴 講 料	1 単位につき	6,250 円			聴 講 料	1 単位につき	6,250 円																
科目等履修生	登 録 料	10,000 円			科目等履修生	登 録 料	10,000 円																	
	聴 講 料	1単位につき	10,000円 ＊本学卒業生は上記の半額			聴 講 料	1単位につき	10,000円 ＊本学卒業生は上記の半額																
研 究 生	研究指導料	（削除）			研 究 生	研究指導料	薬学部 薬学科 300,000 円																	
		総合医療学部 理学療法学科		総合医療学部 理学療法学科																				
		200,000 円		200,000 円																				
		総合医療学部 看護学科				総合医療学部 看護学科																		
		300,000 円				300,000 円																		

新			旧														
		総合医療学部 心理学科 200,000 円			総合医療学部 心理学科 200,000 円												
		総合医療学部 作業療法学科 200,000 円			総合医療学部 作業療法学科 200,000 円												
		国際看護学部 看護学科 300,000 円			国際看護学部 看護学科 300,000 円												
留学生別科			留学生別科														
	入学金	100,000 円		入学金	100,000 円												
	授業料（半期）	285,000 円		授業料（半期）	285,000 円												
別表第 8 進級基準 (削除)			別表第 9 進級基準 薬学部薬学科														
			<table><tr><th>進級判定</th><th>進級基準</th><th>備考</th></tr><tr><td>4 年生まで (各学年)</td><td>(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が 3 科目以内であること。 (2) 実験・実習科目に、不合格となった科目がないこと。</td><td></td></tr><tr><td>4 年生から 5 年生</td><td>(1) 4 年生までの必修科目 121 単位をすべて修得していること。</td><td></td></tr><tr><td>5 年生から 6 年生</td><td>(1) 病院実習・薬局実習に合格していること。ただし特別な理由により病院実習または薬局実習をできなかった場合を除く。</td><td></td></tr></table>			進級判定	進級基準	備考	4 年生まで (各学年)	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が 3 科目以内であること。 (2) 実験・実習科目に、不合格となった科目がないこと。		4 年生から 5 年生	(1) 4 年生までの必修科目 121 単位をすべて修得していること。		5 年生から 6 年生	(1) 病院実習・薬局実習に合格していること。ただし特別な理由により病院実習または薬局実習をできなかった場合を除く。	
進級判定	進級基準	備考															
4 年生まで (各学年)	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が 3 科目以内であること。 (2) 実験・実習科目に、不合格となった科目がないこと。																
4 年生から 5 年生	(1) 4 年生までの必修科目 121 単位をすべて修得していること。																
5 年生から 6 年生	(1) 病院実習・薬局実習に合格していること。ただし特別な理由により病院実習または薬局実習をできなかった場合を除く。																
総合医療学部理学療法学科			総合医療学部理学療法学科														
進級判定	進級基準	備考	進級判定	進級基準	備考												
3 年生まで (各学年)	(1) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。		3 年生まで (各学年)	(3) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (4) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。													
3 年生から 4 年生	(1) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 臨床実習科目に、合格していること。ただし不可抗力な事象（天変地異、事故、急病等）により臨床実習をできなかった場合を除く。		3 年生から 4 年生	(3) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (4) 臨床実習科目に、合格していること。ただし不可抗力な事象（天変地異、事故、急病等）により臨床実習をできなかった場合を除く。													
総合医療学部看護学科			総合医療学部看護学科														
進級判定	進級基準	備考	進級判定	進級基準	備考												
3 年生まで (各学年)	(1) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。		3 年生まで (各学年)	(1) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。													
3 年生から 4 年生	(1) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 臨床実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨床実習をできなかった場合を除く。		3 年生から 4 年生	(3) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (4) 臨床実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨床実習をできなかった場合を除く。													

新			旧		
総合医療学部心理学科			総合医療学部心理学科		
進級判定	進級基準	備考	進級判定	進級基準	備考
2年生から 3年生	(1) 2年以上在学していること。 (2) 初年次教育科目、一般教養科目、専門教育科目あわせて50単位以上の単位数を修得していること。 (3) 「心理学基礎演習1」及び「心理学基礎演習2」の単位を修得していること。 (4) 2年生の修了までに、必要な学費を全額納入していること。		2年生から 3年生	(5) 2年以上在学していること。 (6) 初年次教育科目、一般教養科目、専門教育科目あわせて50単位以上の単位数を修得していること。 (7) 「心理学基礎演習1」及び「心理学基礎演習2」の単位を修得していること。 (8) 2年生の修了までに、必要な学費を全額納入していること。	
3年生から 4年生	(1) 3年以上在学していること。 (2) 初年次教育科目、一般教養科目、専門教育科目あわせて90単位以上の単位数を修得していること。 (3) 「心理学特殊演習1」及び「心理学特殊演習2」の単位を修得していること。 (4) 3年生の修了までに、必要な学費を全額納入していること。		3年生から 4年生	(5) 3年以上在学していること。 (6) 初年次教育科目、一般教養科目、専門教育科目あわせて90単位以上の単位数を修得していること。 (7) 「心理学特殊演習1」及び「心理学特殊演習2」の単位を修得していること。 (8) 3年生の修了までに、必要な学費を全額納入していること。	
総合医療学部作業療法学科			総合医療学部作業療法学科		
進級判定	進級基準	備考	進級判定	進級基準	備考
3年生まで (各学年)	(1) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。		3年生まで (各学年)	(3) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (4) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。	
3年生から 4年生	(1) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 臨床実習科目に、合格していること。ただし不可抗力な事象（天変地異、事故、急病等）により臨床実習をできなかった場合を除く。		3年生から 4年生	(3) 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (4) 臨床実習科目に、合格していること。ただし不可抗力な事象（天変地異、事故、急病等）により臨床実習をできなかった場合を除く。	
国際看護学部看護学科			国際看護学部看護学科		
進級判定	進級基準	備考	進級判定	進級基準	備考
3年生まで (各学年)	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。		3年生まで (各学年)	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。	
3年生から 4年生	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 臨床実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨床実習をできなかった場合を除く。		3年生から 4年生	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 臨床実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨床実習をできなかった場合を除く。	

新				旧			
別表第9 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準				別表第10 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準			
事由	必要書類	追試験料	評価基準	事由	必要書類	追試験料	評価基準
1. 感染症※	医師の診断書	なし	100 点満点	1. 感染症※	医師の診断書	なし	100 点満点
2. 実習等（教育実習，介護体験，福祉実習，インターンシップ等）	担当部署の発行する書類			2. 実習等（教育実習，介護体験，福祉実習，インターンシップ等）	担当部署の発行する書類		
3. 就職試験	就職試験案内等（受験票）			3. 就職試験	就職試験案内等（受験票）		
4. 忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等			4. 忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等		
5. 交通機関の遅延	遅延証明書			5. 交通機関の遅延	遅延証明書		
6. 交通事故	事故証明書			6. 交通事故	事故証明書		
7. 裁判員裁判	公的証明書			7. 裁判員裁判	公的証明書		
8. その他の公的な事由	公的証明書			8. その他の公的な事由	公的証明書		
9. その他の私的な事由	学生の所属する学部の学部長押印のある理由書	1,000 円	90 点満点	9. その他の私的な事由	学生の所属する学部の学部長押印のある理由書	1,000 円	90 点満点
※感染症は、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた感染症とする。				※感染症は、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた感染症とする。			
別表第10 再試験として認められる対象者、条件、再試験料及び評価基準 (削除)				別表第11 再試験として認められる対象者、条件、再試験料及び評価基準 薬学部薬学科			
対象者	条件	再試験料	評価基準	備考			
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。(科目数の制限なし) (3) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000 円	60 点満点				

新					旧				
総合医療学部 理学療法学科・心理学科・作業療法学科					総合医療学部 理学療法学科・心理学科・作業療法学科				
対象者	条件	再試験料	評価基準	備考	対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。(科目数の制限なし) (3) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000 円	60 点満点		全学年	(4) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (5) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。(科目数の制限なし) (6) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000 円	60 点満点	
総合医療学部 看護学科					総合医療学部 看護学科				
対象者	条件	再試験料	評価基準	備考	対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。(保健師養成課程受講者においては、保健師養成課程必修科目を含む。なお、科目数の制限なし) (3) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000 円	60 点満点		全学年	(4) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (5) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。(保健師養成課程受講者においては、保健師養成課程必修科目を含む。なお、科目数の制限なし) (6) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000 円	60 点満点	
国際看護学部 看護学科					国際看護学部 看護学科				
対象者	条件	再試験料	評価基準	備考	対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。(科目数の制限なし) (3) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000 円	60 点満点		全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。(科目数の制限なし) (3) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000 円	60 点満点	

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目次

ア 学則変更（収容定員変更）の内容.....	2
イ 学則変更（収容定員変更）の必要性.....	2
ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容.....	2
（ア）教育課程の変更内容	2
（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容.....	3
（ウ）教員組織の変更内容	3
（エ）大学全体の施設・設備の変更内容.....	4
エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画.....	5
オ 授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画	5
カ 教育課程等の特例制度の認定を受けた大学の内容	5

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

薬学部薬学科の学生募集を停止し、以下のとおり入学定員及び収容定員を変更する。

【入学定員】

(単位：人)

学部	学科	現行	変更後	増減
薬学部	薬学科	40	0	▲40

【収容定員】

(単位：人)

学部	学科	現行	変更後	増減
薬学部	薬学科	240	0	▲240

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

令和4年度から令和6年度の薬学部の入学定員充足率の平均は約59%であり、入学定員充足率の改善に向け、令和7年度においては入学定員を20人削減して40人とし、募集活動を行ってきたところである。しかしながら、入学定員充足率は向上したものの、入学者の減少傾向に大きな変わりはなく、今後の18歳人口の減少、薬学分野の志望度合の低迷等の社会的動向を踏まえ、経営的な側面からも収支の均衡を図ることが困難であると判断し、薬学部薬学科の学生募集を停止し、収容定員を変更するものである。

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員	60	60	60	40
入学者	41	38	28	28
入学定員充足率	68%	63%	46%	70%

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

薬学部薬学科の授業科目、単位数、履修条件等を変更する予定はないため、変更前と同等の教育内容を担保することができる。また、年次進行に伴う教育体制の維持については、在学生が卒業するまで教員、学習・実習環境等を維持し、責任をもって継続していく計画である。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

薬学部薬学科の教育方法及び履修指導方法を変更する予定はないため、変更前と同等の内容を担保することができるとともに、年次進行に伴う在学生の減少により、少人数での教育が可能となり教育環境は向上するものと見込んでいる。

薬学部薬学科では、6年間という修業年限を通して、基礎教育から臨床教育まで、系統的・段階的に学修できるようにしている。知識の修得を目的とする科目は、講義形式を中心とした授業形態を取り、最大で60人程度で実施している。技能の修得を目的とする科目は、演習形式、あるいは演習形式を取り入れた講義形式、実験・実習による授業形態を取り、丁寧に教育指導を行っている。

履修指導においては、カリキュラムツリー、カリキュラムマップを整備し、履修方法、進級時や卒業時に必要な単位数、授業科目等について記載された「履修の手引き」により周知し科目の関連性が伝わるよう工夫し指導している。学科ガイダンスを全ての学年で年に2回（4月、9月）実施し、特に新入生に対しては、単位制やGPA制度、履修のルール、具体的な履修方法等について丁寧に説明している。

また、学生1人に対してチューター、学年主任を配置し、個別指導のもと、時間割を作成させるなど、学生に寄り添った支援を行っている。1年次後期のガイダンスにおいては、全体指導の後、半年ごとに算出されるGPAや出席状況などを踏まえて、チューター、学年主任が個別指導を行っており、2年次以上の学生に対しても同様にチューター、学年主任が履修指導を行い、加えて学生の生活全般についても支援を行っている。

また、授業外の学修（予習・復習）を含めて適正な学修時間を確保し、計画的な履修が行えるよう、年間の履修登録単位数の上限を45単位とするCAP制を設けており、他大学における授業科目の履修についても、福島県内の大学と単位互換協定を締結し、他大学で開講される一部の授業科目（「単位互換科目」）を履修し、修得した単位を卒業要件の単位の一部として計上することができるようにしている。

今後も、従前より実施している教育方法、履修指導を継続し同等以上の内容を担保する計画である。

(ウ) 教員組織の変更内容

薬学部薬学科は大学設置基準を満たす教員数で組織し、在学生が卒業するまでの間、定年

を迎える教員については定年を延長し、やむを得ない退職等による欠員が生じた場合は、本学の定める「教員組織の編成方針」等に基づき、適切な教員を補充できるよう留意し、教育の質を維持する計画である。

（教員組織の編成方針）

1. 大学設置基準及び大学院設置基準に基づいて、必要な教員を配置する。
2. 組織的な教育研究を行うため、教員間の連携体制を確保し、役割分担を適切に行う。
3. 教員の募集、任免及び昇格は、学内規則に基づき、公正かつ適切に行う。
4. 教員の年齢及び性別の適正な構成に配慮する。

薬学部薬学科の S/T 比率（小数点第二位を四捨五入）は、13.9 人（320/23）から 11.3 人（260/23）、へと年次進行に伴い向上する見込みであり、定員変更前と同等以上の教員組織を担保できる。

（エ）大学全体の施設・設備の変更内容

今般の収容定員の変更による施設・設備の変更計画はないため、定員変更前と同等以上の内容を担保できる。

本学は福島県いわき市の市街地から 7km ほど南下した場所に位置し、自然が豊かで、学生が学修に集中できる環境のもと、教育研究活動を行っている。本学のいわきキャンパス校舎の校地等面積は 456,353.86 m²であり、うち校舎等敷地は、123,105.00 m²を有している。校舎等敷地には本館、2 号館、3 号館、3 号館西棟、図書館・学習センター、講堂、6 号館、体育館、厚生館、11 号館、地域交流館、16 号館、野球場、テニスコートを配置し、また、学生の休息その他の利用のために、緑地や憩いの広場等を整備しており、多くの学生が余裕をもって学習、休息、交流等に利用している。校舎等敷地の北側には、運動場用地として陸上競技場（23,800.00 m²）を有している。陸上競技場の他、前述の体育館、野球場、テニスコートは、全学共通教育科目の「健康・スポーツ教育科目」で利用しているほか、学生の課外活動においても活用されている。

薬学部は 16 号館を主に利用して教育研究活動を行っており、地上 4 階建、地下 1 階建で 11,199.77 m²を有している。当該施設は、講義室 12 室、演習室 11 室、実験実習室 64 室、情報処理学習施設（DI 室）1 室、研究室 37 室が設置されている。また、薬用植物園（1,535.6

m²)とダイヤモンドキューブ型の温室等附属施設(234.96 m²)を設置し薬学部の実験研究活動に活用している。16号館は、平成19(2007)年4月に入学定員を150人と定めて開学した薬学部の学生を収容できる施設、機器備品等を備えており、今後の変更により16号館における実験研究活動は、余裕を増すこととなる。

また、上記以外の施設として、2号館(地上3階建)には、全学共用の施設として、AV大講義室(490 m²)、アクティブラーニング教室(276 m²)を含め、大・小講義室が15室設置され、その他、図書館・学習センター、体育館、学生食堂等も、従前と同様に使用する。

エ 2以上の校地において実験研究を行う場合の具体的な計画

該当なし

オ 授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的な計画

該当なし

カ 教育課程等の特例制度の認定を受けた大学の内容

該当なし

学則の変更の趣旨等を記載した書類【資料】

目次

【添付資料 1】教育課程等の概要

別記様式第2号（その2の1）

教 育 課 程 等 の 概 要																	
(薬学部薬学科)																	
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
					必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	基 幹 教 員 以 外 の 教 員	
初 年 次 教 育 科 目		イグナイト教育1A	1通	○	2				○		6	1	3				オムニバス・共同（一部）
		イグナイト教育1B	1通	○	2				○		2	2	2				
		小計（ 2 科目）	—	—	4	0	0	—			8	3	3	0		0	—
リ テ ラ シ ー 教 育 科 目		日本語リテラシー	1前	○	1				○				1				
		コンピュータリテラシー	1前	○	1				○							1	
		小計（ 2 科目）	—	—	2	0	0	—			0	0	1	0		1	—
外 国 語 教 育 科 目		英語A1	1前	○	1				○					1			
		英語A2	1後	○	1				○					1			
		英語B1	1前	○	1				○							1	
		英語B2	1後	○	1				○							1	
		英語C1	2前	○	1				○					1			
		英語C2	2後	○	1				○					1			
		中国語1	2前	○		1			○							1	
		中国語2	2後	○		1			○							1	
		韓国語1	2前	○		1			○				1				
		韓国語2	2後	○		1			○				1				
	小計（ 10 科目）	—	—	6	4	0	—			0	0	1	1		2	—	
健 康・ス ポ ー ツ 教 育 科 目		健康の科学	1前	○	2			○								1	
		健康・スポーツ1	1前	○	1				○							1	
		健康・スポーツ2	1後	○	1				○							1	
		小計（ 3 科目）	—	—	4	0	0	—			0	0	0	0		1	
一 般 教 養 科 目		哲学の世界	1前	○		2		○								1	オムニバス・共同（一部）
		ことばの科学	1前	○		2		○					1				
		心理学概論	1前	○		2		○								1	
		世界の歴史と文化	1前	○		2		○					1				
		倫理学の世界	1後	○		2		○								3	
		芸術の世界	1後	○		2		○								1	
		文学の世界	1後	○		2		○					1				
		日本の歴史と文化	1後	○		2		○					1				
		法学入門	1前	○		2		○								1	オムニバス
		経済学入門	1前	○		2		○								1	
		社会学入門	1前	○		2		○								1	
		災害からの復興	1前	○		2		○			1					4	
		暮らしのなかの憲法	1後	○		2		○								1	
		経営学入門	1後	○		2		○								1	
	ジェンダー論	1後	○		2		○								1	オムニバス	
	政治学入門	1後	○		2		○								1		
	自然科学のあゆみ	1前	○		2		○			1	1						オムニバス
	健康と薬	1前	○		2		○			1	1	1					オムニバス
	統計のしくみ	1前	○		2		○								1		オムニバス
	生命の科学	1後	○		2		○			2	1				2		
	食品の科学	1後	○		2		○			1							
	地球環境の科学	1後	○		2		○			1							
	小計（ 22 科目）	—	—		0	44	0	—			6	2	2	0		18	—

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
イグナイト教育	イグナイト教育2A	2通	○	2				○		3						
	イグナイト教育2B	2通	○	2				○		1	1	3				
	イグナイト教育3A	3通	○	2				○		6					1	
	イグナイト教育3B	3通	○	2			○				1	1				
	イグナイト教育4	4通	○	2				○		2	1	1				
	小計 (5 科目)	—	—	10	0	0	—			10	2	4	0		1	—
数学・統計／語学／実習入門	数学入門	1前	○		1			○		1						
	数学基礎演習1	1前	○		1			○		1						
	数学基礎演習2	1後	○		1			○		1						
	自然科学実習入門	1後	○	2					○	10						オムニバス
	数学	1通	○	2						1						
	薬学英語入門	3前	○	1			○						1			
	DXビッグデータ活用	3後	○	1			○			1					1	オムニバス
	臨床統計学	4後	○	1			○			1						
	薬学英語	4後	○	1			○			1			1			
	小計 (9 科目)	—	—	8	3	0	—			11	0	0	1		1	—
物理系	物理学演習1	1前	○	1				○		1						
	物理学演習2	1後	○	1				○		1						
	薬品分析学基礎	1後	○	1			○			1						
	物理学	1通	○	2			○			1						
	物理化学1	2前	○	1			○			1						
	薬品分析学1	2前	○	1			○			2						オムニバス
	物理化学2	2後	○	1			○								1	
	薬品分析学2	2後	○	1			○			1						
	物理系実習	2通	○	2					○	4		1				
	物理化学3	3前	○	1			○								1	
	放射薬品学	3前	○	1			○			1		1				オムニバス
	臨床分析化学	3後	○	1			○			2						オムニバス
	物理系薬学特論	6後	○		0.5		○			3						オムニバス
	小計 (13 科目)	—	—	14	0.5	0	—			5	0	2	0		1	—
化学系	化学1	1前	○	2			○			1						
	化学演習1	1前	○	1				○		2						オムニバス
	薬の起源	1前	○	1			○			2						オムニバス
	化学2	1後	○	2			○			1						
	化学3	1後	○	1.5			○			1						
	化学演習2	1後	○	1				○		2						オムニバス
	無機化学	1後	○	1			○			1						
	化学結合論	2前	○		1		○			1						
	生薬学	2前	○	1			○			1						
	有機化学1	2前	○	1			○			1						
	有機化学2	2前	○	1			○			1						
	有機化学3	2後	○	1			○			1						
	化学系実習	2通	○	2					○	2						
	スペクトル解析	2通	○	1.5				○		2						オムニバス
	有機化学4	3前	○	1			○			1						
	生物有機化学	3後	○	1			○			1						
	植物薬品化学	3後	○		1		○			1						
	医薬品化学1	3後	○	1			○			1						
	医薬品化学2	4前	○	1			○			1						
	化学系薬学特論	6後	○		0.5		○			1						
	小計 (20 科目)	—	—	21	2.5	0	—			5	0	0	0		0	—

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外の教員	
生物系	生物学1	1前	○	1			○			1						オムニバス
	生物学演習1	1前	○	1				○		1						
	生物学2	1後	○	1			○			1						
	生物学演習2	1後	○	1				○		1						
	機能形態学1	1後	○	1			○			1						
	機能形態学2	2前	○	1			○			1						
	生化学1	2前	○	1			○			1						
	微生物学	2前	○	1			○			2						
	機能形態学3	2後	○	1			○			1						
	生化学2	2後	○	1			○			1						
	細胞分子生物学	2後	○	1			○			1						
	免疫学	2後	○	1			○			1						
	生物系実習	2通	○	2					○	2						
	分子生理学	3前	○	1			○			1						
	生物系薬学特論	6後	○		0.5		○			1						
	小計（ 15 科目）	—	—	15	0.5	0	—			4	0	0	0		0	—
医療系	薬理学1	2後	○	1			○			1						オムニバス
	化学療法学1	2後	○	1			○			2						
	病態・臨床検査学	2後	○	1			○			1					2	オムニバス
	薬理学2	3前	○	1			○			1						オムニバス
	化学療法学2	3前	○	1			○			2						
	漢方医薬学	3前	○	1			○			1						オムニバス
	薬物治療学1	3前	○	1			○			2						
	臨床病態治療学1	3前	○	1			○			1					1	オムニバス
	薬理学3	3後	○	1			○			1						オムニバス
	薬物治療学2	3後	○	1			○			2						
	臨床病態治療学2	3後	○	1			○			1					1	オムニバス
	治療系実習	3通	○	2					○	3						オムニバス
	薬理学4	4前	○	1			○			1						
	薬物治療学3	4前	○	1			○			2						オムニバス
	臨床病態治療学3	4前	○	1			○			2					1	
	漢方治療学	4後	○		1		○			1						オムニバス
	薬物治療学4	4後	○	1			○			2						
	医療系薬学特論	6後	○		0.5		○			2						オムニバス
	小計（ 18 科目）	—	—	17	1.5	0	—			7	0	0	0		3	—
衛生系	衛生化学	3前	○	1			○			1						オムニバス
	公衆衛生学	3後	○	1			○			1						
	環境衛生学	3後	○	1			○			1						
	衛生系実習	3通	○	2					○	4						
	毒性学	4前	○	1			○			2	1					
	食品と健康	4後	○		0.5		○			1						
	応用衛生薬学	4後	○		1		○			1						
	衛生系薬学特論	6後	○		0.5		○			1						
	小計（ 8 科目）	—	—	6	2	0	—			6	1	0	0		0	—
薬剤系	日本薬局方	3前	○	1			○			1		1				オムニバス
	生物薬剤学	3後	○	1			○			2						オムニバス
	物理薬剤学	3後	○	1			○					1				オムニバス
	臨床薬物動態学	4前	○	1			○			2						
	製剤学	4前	○	1			○					1				オムニバス
	医薬品開発概論	4後	○	1			○				1	1				オムニバス
	生物構造薬学	4後	○		0.5		○								1	オムニバス
	香粧品学	4後	○		0.5		○			1						
	調剤系実習	4前	○	3					○	3	2	3				オムニバス
	薬剤系薬学特論	6後	○		0.5		○			2		1				
	小計（ 10 科目）	—	—	9	1.5	0	—			5	2	3	0		2	—

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
					必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・実 習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手	基幹 教員 以外 の教 員 (助手 を除く)	
社会系		地域・災害医療学	2前	○		1		○			1	1					オムニバス
		地域にでてみよう	3前	○		1			○		1						オムニバス
		薬事関係法規	4前	○	1			○				1	1				オムニバス
		MR実践論	4前	○		1		○								1	オムニバス
		医療倫理学	4前	○	1			○								1	オムニバス
		医療心理学	4後	○	0.5			○								1	オムニバス
		薬事関係制度	4後	○	1			○			1	1					オムニバス
		インターンシップ	5通	○		1				○	1						オムニバス
		社会系薬学特論	6後	○		0.5		○				1	1				オムニバス
		小計（ 9 科目）	—	—	3.5	4.5	0		—		2	1	1	0		3	—
ファーマドリル		ファーマドリル(2年)	2通	○	4				○		7						オムニバス
		ファーマドリル(3年)	3通	○	3				○		12						オムニバス
		ファーマドリル(4年)	4通	○	1.5				○		7	2	1				オムニバス
		ファーマドリル(5年)	5通	○		2			○		11	2	3				オムニバス
		ファーマドリルファイナル	6通	○	6				○		13	2	2				オムニバス
		小計（ 5 科目）	—	—	14.5	2	0		—		15	2	3	0		0	—
臨床系		向精神薬論	4前	○		1		○								1	オムニバス
		医薬品情報学	4前	○	1			○				1	1				オムニバス
		臨床薬学1	4前	○	1			○			1		2				オムニバス
		救急・中毒学	4後	○		1		○			1						オムニバス
		地域・在宅医療学	4後	○	1			○			1	1				1	オムニバス
		看護学	4後	○		0.5		○								1	オムニバス
		終末期医療	4後	○		0.5		○					1				オムニバス
		臨床栄養学	4後	○	1			○			1	1	1				オムニバス
		臨床薬学2	4後	○	1			○			1	1	1			1	オムニバス
		クリニカルケーススタディ	5通	○		1			○		3	2	3				オムニバス
		臨床系薬学特論	6後	○		0.5		○			2		1				オムニバス
		小計（ 11 科目）	—	—	5	4.5	0		—		4	3	3	0		3	—
実務実習		プレ実務実習	4後	○	5					○	3	2	3				
		実務実習(病院)	5通	○	10					○	15	2	3				
		実務実習(薬局)	5通	○	10					○	15	2	3				
		アドバンスト実務実習	6通	○	2					○	3	1	3				オムニバス
		小計（ 4 科目）	—	—	27	0	0		—		15	2	3	0		0	—
卒業研究		研究マインド醸成1	1通	○		2		○			14	2	3				
		研究マインド醸成2	2通	○		2				○	14	2	3				
		研究マインド醸成3	3通	○		2				○	14	2	3				
		薬学コロキウム(4年)	4通	○	2				○		14	2	3				
		卒業研究(4年)	4通	○	1					○	15	2	3				
		卒業研究(5年)	5通	○	3					○	15	2	3				
		薬学コロキウム(5年)	5通	○	2				○		15	2	3				
		卒業研究(6年)	6通	○	3					○	15	2	3				
		薬学コロキウム(6年)	6通	○	2				○		15	2	3				
		小計（ 9 科目）	—	—	13	6	0		—		15	2	3	0		0	—
合計（ 175 科目）			—	—	179	76.5	0		—		15	3	4	1		30	—
学位又は称号		学士（薬学）			学位又は学科の分野				薬学関係								
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等									
1. 全学共通教育科目から24単位以上（初年次教育科目4単位必修、リテラシー教育科目2単位必修、外国語教育科目の英語6単位必修、健康・スポーツ教育科目の必修科目4単位、一般教養科目（人文科学分野・社会科学分野・自然科学分野）および外国語教育科目の選択科目から8単位以上を修得 2. 専門教育科目から181単位以上（必修科目163単位、選択科目18単位以上（薬学特論8科目およびファーマドリル（5年）から5単位以上を含む））を修得 3. 合計205単位以上修得すること〔履修科目の登録上限：45単位（年間）〕								1 学年の学期区分				2 学期					
								1 学期の授業期間				15 週					
								1 時限の授業の標準時間				90 分					

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1) 収容定員を変更する組織の概要	2
①収容定員を変更する組織の概要（名称,入学定員(編入学定員),収容定員,所在地)	2
②収容定員を変更する組織の特色	2
(2) 人材需要の社会的な動向等	2
①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的, 地域的, 社会的動向の分析	2
②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的, 地域的動向の分析	2
③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	2
④既設組織の定員充足の状況	2
(3) 学生確保の見通し等	2
①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	2
ア 既設組織における取組とその目標	2
イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標	2
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく, 収容定員を変更する組織での入学者の見込み数	2
②競合校の状況分析（立地条件,養成人材,教育内容と方法の類似性と定員充足状況）	2
ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析, 優位性	2
イ 競合校の入学志願動向等	2
ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ） ..	2
エ 学生納付金等の金額設定の理由	2
③先行事例分析	2
④学生確保に関するアンケート調査	2
⑤人材需要に関するアンケート調査等	2
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	2

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

①収容定員を変更する組織の概要（名称,入学定員(編入学定員),収容定員,所在地）

②収容定員を変更する組織の特色

(2) 人材需要の社会的な動向等

①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的，地域的，社会的動向の分析

②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的，地域的動向の分析

③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

④既設組織の定員充足の状況

(3) 学生確保の見通し等

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく，収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

②競合校の状況分析（立地条件,養成人材,教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析，優位性

イ 競合校の入学志願動向等

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）

エ 学生納付金等の金額設定の理由

③先行事例分析

④学生確保に関するアンケート調査

⑤人材需要に関するアンケート調査等

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

「学生募集を停止するものであるため該当なし」

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	シンタニ タカヨシ 新谷 幸義 ＜令和2年4月＞		医学士		医療創生大学 学長 (令和2年4月～令和10年3月) 医療法人社団葵会 理事長 ※ (昭和53年2月) 社会福祉法人真和会 理事長 ※ (平成11年12月) 社会福祉法人葵新生会 理事 ※ (平成14年6月) 医療法人晴生会 理事 ※ (平成18年9月) 医療法人社団積信会 理事長 ※ (平成23年10月) 学校法人A0I国際学院 理事 ※ (令和元年8月) 葵会仙台看護専門学校 学校長 ※ (令和3年4月) 学校法人医療創生大学 理事長 ※ (令和6年4月)